



屋久島町観光基本計画

エコツーリズムによる
世界自然遺産『屋久島』の価値創造と観光立町

(最終案)

平成27年12月

屋久島町

《 目 次 》

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 屋久島町の概況.....	3
1 位置・地勢.....	3
2 人口.....	4
3 産業.....	8
4 交通.....	16
第3章 屋久島町観光の現状と課題.....	19
1 全国の動向.....	19
2 県内の動向.....	22
3 屋久島町の動向.....	26
4 調査結果からみた観光の実態.....	29
5 屋久島町の観光の課題.....	43
第4章 屋久島町観光基本計画の基本方針.....	45
1 基本理念.....	45
2 基本方針.....	48
3 基本計画体系図.....	49
第5章 基本施策.....	50
1 エコツーリズムの島「屋久島」から世界に誇れるワンランク上の観光まちづくり.....	50
2 地域資源（ヒト・モノ・カネ）の融合による循環する仕組みづくり.....	52
3 満足度向上につながる受入基盤・環境の整備と情報発信.....	53
4 「島いところ」の精神によるおもてなし.....	55
5 協働による広域的・横断的ネットワーク体制づくり.....	56
6 自然の鼓動を体感する火の島「口永良部島」の活用.....	57
第6章 重点プロジェクト.....	58
1 世界自然遺産の保全と活用を基本とした山岳観光の振興.....	58
2 世界とつながるゲートウェイ機能の拡充.....	59
3 観光立町を推進する屋久島町観光推進会議（仮称）の発足.....	60

<参考資料>

参考 1 : 屋久島町観光基本計画策定委員名簿	61
参考 2 : 屋久島町観光基本計画策定委員会規約	63
参考 3 : 屋久島町観光基本計画策定作業部会委員名簿	64
参考 4 : 策定の主な経緯	66
参考 5 : アンケート調査票	67
参考 6 : 屋久島高校生ワークショップの成果（大人に伝えたい 100 のリスト）	80
参考 7 : 世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例	84
参考 8 : 屋久島公認ガイド利用推進条例	87

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本町は、九州最高峰の宮之浦岳をはじめとする森林地帯、樹齢千年を超える屋久杉の原生林、大川の滝などの水景観のほか、希少な動植物等が生息する豊かな自然環境や多彩な人文資源など、恵まれた観光資源を有しています。

このような多様な資源に恵まれた屋久島は、昭和 55 年にユネスコパークに登録され、平成 5 年には世界自然遺産に登録されました。我が国において、世界自然遺産とエコパークの 2 つに登録されている地域は屋久島以外になく、さらに永田浜は平成 17 年にラムサール条約にも登録されていることから、世界に誇れる自然と共生した地域となっています。

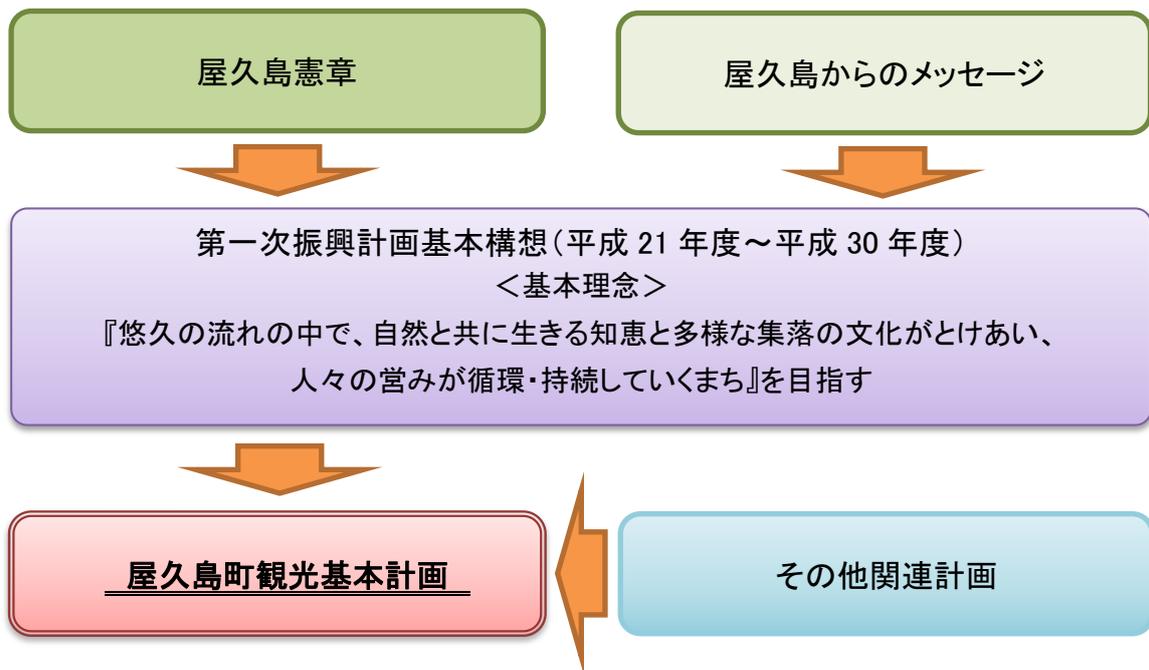
そのため、観光面からみても屋久島全体が他地域にはない魅力的な観光地となっています。また、地域経済の状況からみても、就業者数が第一次、第二次産業で減少する中、観光産業を含む第三次産業は増加傾向にあります。こうしたことから、屋久島における観光産業は地域経済に多大な影響を与える産業であると考えられます。

しかし、本町では、観光需要を優先し過ぎると、自然環境の劣化等が生じる一方、環境保護を優先させれば、基幹産業である観光産業への影響が懸念されることなどから、観光振興と環境保全をバランス良く両立させ、持続可能な観光地づくりを推進していくことが重要であり、そのためには、観光と環境に携わる関係者も含め、住民や観光客との協働態勢を構築することが必要不可欠となっています。

そこで、本町では、観光産業を地域の総合的戦略産業と位置付けて、観光の推進により第一次産業をはじめ、すべての産業と連携を強化し、本町全体の活性化を図っていくため、住民、事業者、関係機関・団体、行政等が一体となって「屋久島町観光基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

「屋久島町観光基本計画」は、屋久島の基本的な理念を示した「屋久島憲章」や世界自然遺産登録 20 年を契機に宣言した「屋久島からのメッセージ」の精神に則り、計画推進に取り組みます。また、「第一次振興計画基本構想（平成 21 年度～平成 30 年度）」や各種関連計画との連携・整合性を図っていきます。



3 計画の期間

「屋久島町観光基本計画」は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を基本的な計画期間とします。但し、観光を取り巻く環境変化や観光客のニーズや価値観の多様化等にも適切に対応するため、期間中の進捗状況を把握しながら、必要な計画内容の変更や見直しを行うものとします。

第2章 屋久島町の概況

1 位置・地勢

本町は、鹿児島県大隅半島の佐多岬から南南西約 60km、東京から約 1,000km に位置し、屋久島と口永良部島から構成されています。

屋久島は、面積 504.8k m²、周囲約 130km のほぼ円形の島で、海岸沿いに 24 の集落が点在し、約 14,000 人が生活しています。屋久島は、中央部に九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）を主峰とする標高 1,800m を超える峰々がそびえることから、「洋上のアルプス」とも呼ばれています。また、島の面積の約 9 割は森林に覆われ、その一部が森林生態系保護地域に指定されているとともに、標高 1,200m を超える地域には、樹齢千年を超えるスギの森が生育し、屋久島スギ原始林として特別天然記念物にも指定されています。

一方、口永良部島は、面積 38.0k m²、周囲約 50km の島で、約 150 人が生活しています。口永良部島は、現在も活発な活動を続ける火山の島であり、東部には新規火山群である新岳・古岳などの火山帯が並び、海岸部には切り立った海食崖や海食洞窟など変化にとんだ地形を有しています。また、山麓一帯が照葉樹林とリュウキュウチク群落に覆われていることから、緑の火山島と呼ばれています。

両島は我が国でも傑出した自然の風景地といえ、屋久島は昭和 39 年 3 月に、口永良部島は平成 19 年 3 月に国立公園に指定されました。

また、屋久島は、地形と黒潮の影響により年間を通じて雨が多く、平地で 4,000 mm、山間部では 10,000 mm 近い年間降雨量があり、縄文杉に代表される樹齢数千年に及ぶスギの巨木群の景観、亜熱帯から冷温帯までの顕著な植生の垂直分布、約 1,350 種類の植物に代表される多様な生物相がみられます。

こうした特異な森林生態系や自然景観が評価されて、平成 5 年 12 月、日本で初めての世界自然遺産に登録されました。さらに、北太平洋地域で最大のアカウミガメの産卵地として、平成 17 年 11 月には、永田浜がラムサール条約湿地に登録されました。

2 人口

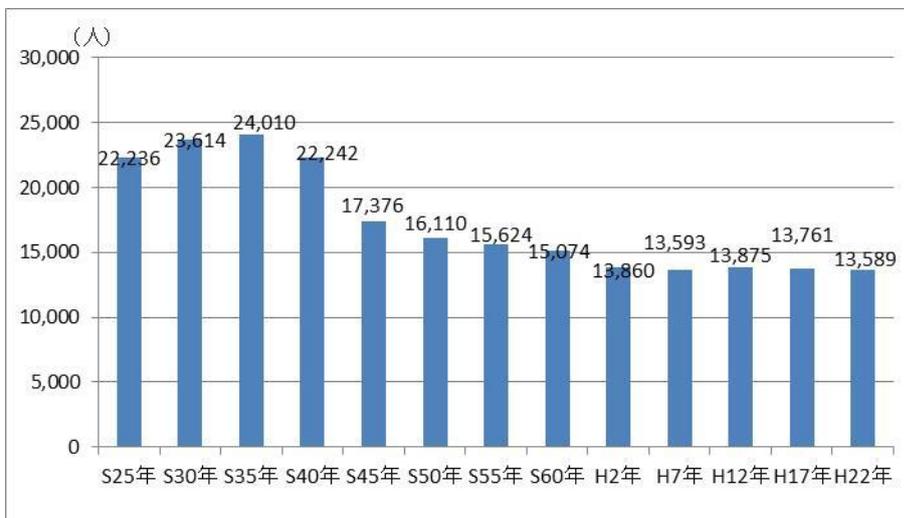
(1) 人口推移

本町の平成 22 年国勢調査による総人口は 13,589 人となっています。

昭和 25 年以降の人口推移をみると、昭和 35 年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向で推移しました。しかし、平成元年の高速船就航や平成 5 年の世界自然遺産登録を契機として、直近 20 年間は 13 千人台後半ではほぼ横ばいで推移しています。

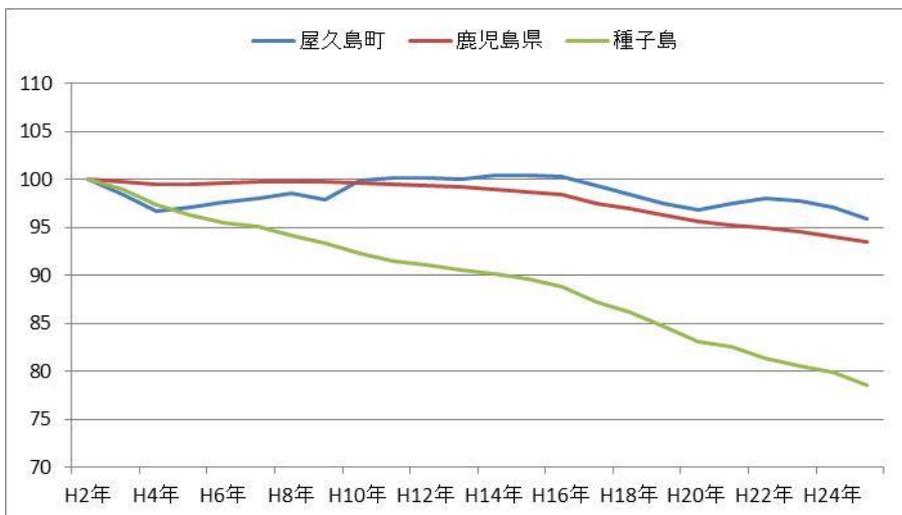
平成 2 年を基準 (100) とした人口指数の推移をみると、種子島が一貫して大きく減少している中で、屋久島町はほぼ横ばいで推移し、鹿児島県平均を上回っています。

■人口推移



資料：国勢調査

■人口指数の推移 (H2年=100)

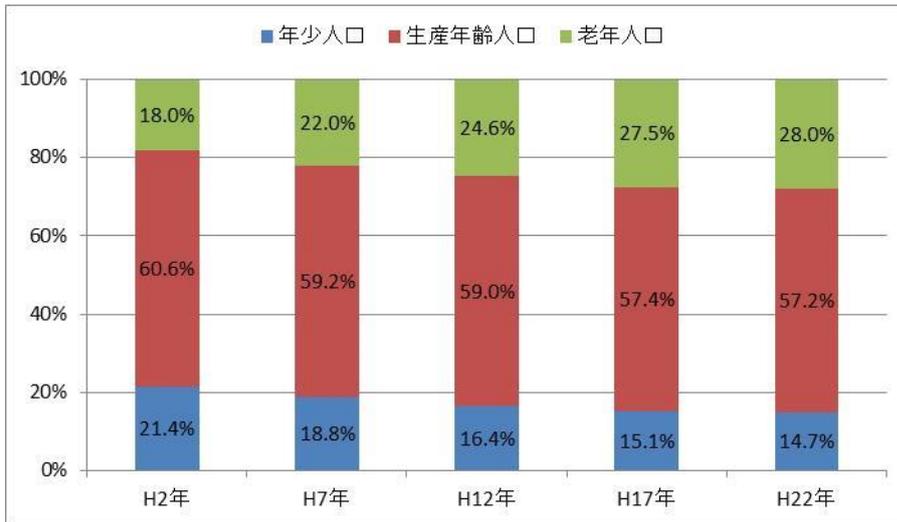


資料：国勢調査、鹿児島県推計人口

(2) 人口構成

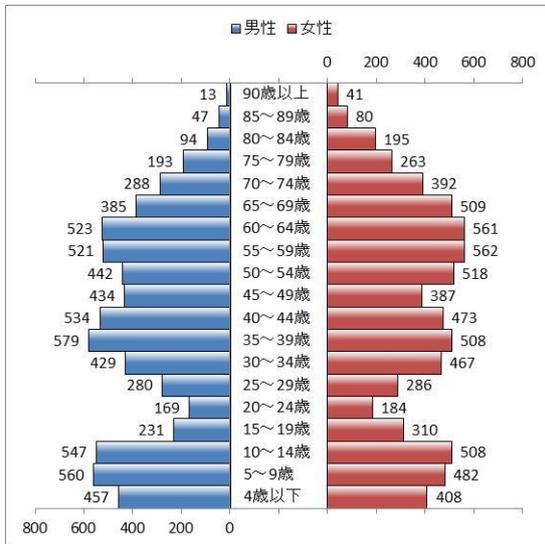
本町の3階層別人口割合をみると、年少人口割合が平成2年の21.4%から平成22年には14.7%まで減少している一方、老年人口割合は平成2年の18.0%から平成22年には28.0%まで増加し、老年人口が年少人口を大きく上回ってきています。総人口がほぼ横ばいで推移していることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。

■階層別人口割合

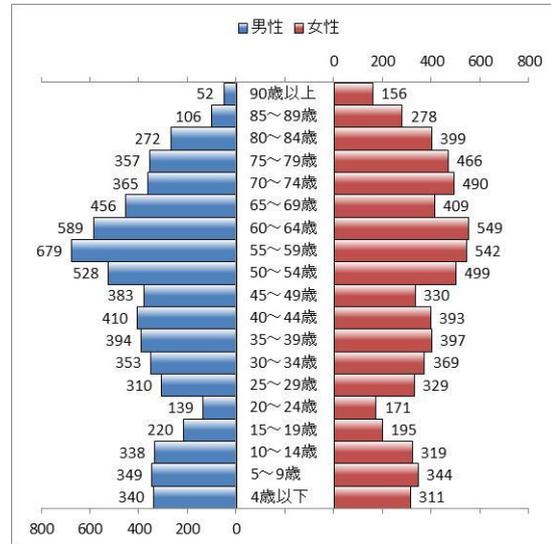


資料：国勢調査（以下も同様）

■平成2年階層別人口ピラミッド



■平成22年階層別人口ピラミッド

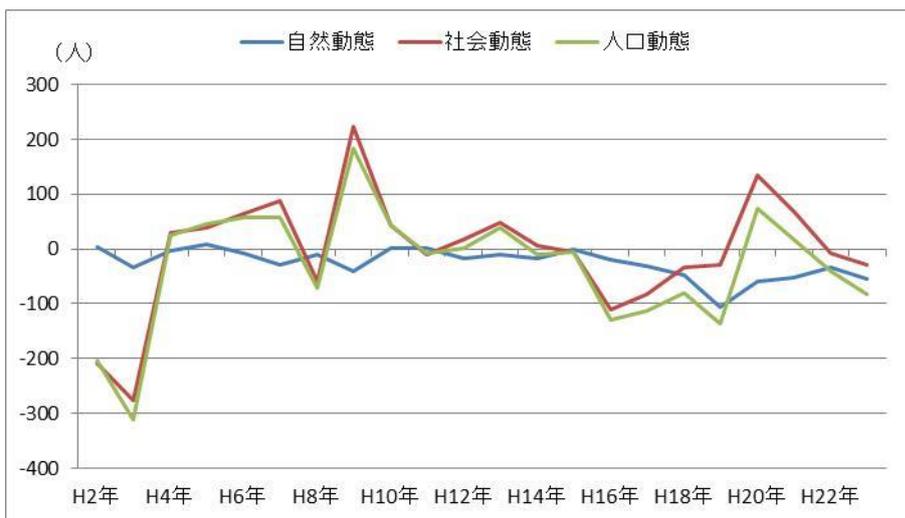


(3) 人口動態

平成元年以降の人口動態の推移をみると、平成11年までは自然動態がプラスとなることもあったが、平成12年以降は一貫して死亡数が出生数を上回るマイナス傾向が続いています。

一方、社会動態は年によって増減はあるものの、平成4年から平成14年までは転入数が転出数を上回る年が多く、転入数が年間1,000人を超える年もみられました。しかし、平成15年以降はやや転出数が転入数を上回る年が多くなっています。

■人口動態推移



(単位:人)

	人口	自然動態			社会動態			純増減
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
H元年	14,232	154	133	21	781	1,032	-251	-230
H2年	13,860	140	137	3	794	1,002	-208	-205
H3年	13,741	131	165	-34	641	918	-277	-311
H4年	13,366	134	138	-4	872	843	29	25
H5年	13,413	147	139	8	878	839	39	47
H6年	13,472	141	148	-7	1,080	1,015	65	58
H7年	13,594	116	145	-29	950	863	87	58
H8年	13,650	137	148	-11	856	915	-59	-70
H9年	13,556	119	159	-40	1,092	869	223	183
H10年	13,820	133	132	1	950	907	43	44
H11年	13,865	149	147	2	934	943	-9	-7
H12年	13,875	127	143	-16	1,042	1,025	17	1
H13年	13,869	128	139	-11	1,010	961	49	38
H14年	13,914	136	154	-18	970	963	7	-11
H15年	13,911	146	147	-1	964	969	-5	-6
H16年	13,900	131	150	-19	849	960	-111	-130
H17年	13,761	138	170	-32	844	926	-82	-114
H18年	13,645	131	178	-47	837	870	-33	-80
H19年	13,506	96	203	-107	772	801	-29	-136
H20年	13,413	131	191	-60	816	681	135	75
H21年	13,515	123	175	-52	785	715	70	18
H22年	13,589	136	169	-33	743	751	-8	-41
H23年	13,544	121	175	-54	692	720	-28	-82

資料：熊毛地域の概況、住民基本台帳

(4) 集落別人口

平成22年の集落別人口をみると、人口が最も多いのは宮之浦で3,290人、町全体の24.2%を占めています。次に安房が1,086人で同8.0%となっており、フェリーや高速船の港のある集落に人口が集中しています。

また、過去20年間（平成2年～平成22年）の人口の増減率をみると、口永良部や島北部の志戸子、一湊、吉田、永田の各集落、安房集落、島南西部の栗生集落では10%を上回る人口の減少がみられる一方で、松峯、小島、長峰、高平、平内、永久保、麦生の各集落では逆に10%を超える人口の増加がみられています。

■集落別人口

(単位:人)

集落名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	構成比	増減率 H22/H2
長峰	284	293	352	381	392	2.9%	38.0%
小瀬田	410	409	433	438	434	3.2%	5.9%
梶川	140	137	142	125	130	1.0%	-7.1%
楠川	404	384	435	447	440	3.2%	8.9%
宮之浦	3,232	3,123	3,284	3,241	3,290	24.2%	1.8%
志戸子	422	431	414	396	370	2.7%	-12.3%
一湊	1,126	1,045	937	872	763	5.6%	-32.2%
吉田	299	280	241	222	203	1.5%	-32.1%
永田	659	662	599	544	528	3.9%	-19.9%
口永良部	202	167	169	147	152	1.1%	-24.8%
永久保	148	165	186	189	168	1.2%	13.5%
船行	291	264	264	265	268	2.0%	-7.9%
松峯	329	355	495	544	595	4.4%	80.9%
安房	1,401	1,346	1,286	1,176	1,086	8.0%	-22.5%
春牧	840	798	848	886	899	6.6%	7.0%
平野	257	278	270	267	268	2.0%	4.3%
高平	123	129	132	161	167	1.2%	35.8%
麦生	260	249	266	239	292	2.1%	12.3%
原	463	439	435	462	474	3.5%	2.4%
尾之間	770	832	832	855	810	6.0%	5.2%
小島	159	190	190	192	260	1.9%	63.5%
平内	482	503	565	664	601	4.4%	24.7%
湯泊	206	211	203	217	191	1.4%	-7.3%
中間	294	267	278	270	266	2.0%	-9.5%
栗生	659	636	619	561	542	4.0%	-17.8%
合計	13,860	13,593	13,875	13,761	13,589	100.0%	-2.0%

資料：国勢調査



3 産業

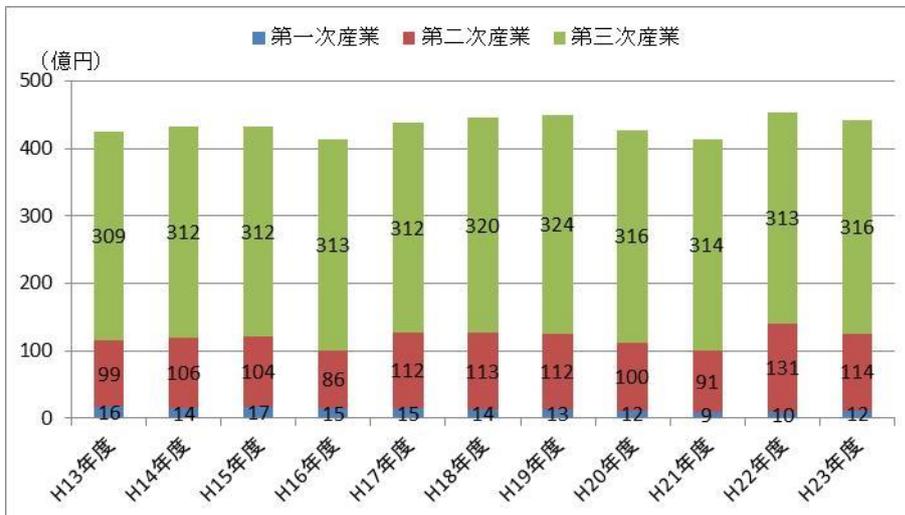
(1) 町内総生産

本町の平成 23 年度の町内総生産額は 445 億円となっています。特に、第三次産業の生産額が 316 億円で全体の 7 割を占めています。

平成 13 年度以降の推移をみると 400 億円台で推移しています。

平成 23 年度の町内総生産を産業別構成比で見ると、サービス業が 21.1%で最も高く、次いで製造業 17.5%、政府サービス生産者 16.2%の順となっています。

■町内総生産額の推移



資料：県民経済計算年報（以下も同様）

■町内総生産額の内訳

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	構成比
第一次産業	1,277	1,166	904	992	1,176	2.6%
農業	1,013	881	678	672	820	1.8%
林業	64	68	68	112	128	0.3%
水産業	200	217	158	208	228	0.5%
第二次産業	11,228	10,023	9,146	13,116	11,401	25.6%
鉱業	33	29	26	49	49	0.1%
製造業	6,608	6,326	5,644	9,759	7,791	17.5%
建設業	4,587	3,669	3,477	3,308	3,561	8.0%
第三次産業	32,430	31,595	31,357	31,264	31,632	71.1%
電気・ガス・水道業	1,170	1,214	1,265	1,174	1,044	2.3%
卸売・小売業	2,778	2,826	2,982	2,923	3,102	7.0%
金融・保険業	1,041	807	800	798	783	1.8%
不動産業	4,732	4,776	4,910	4,992	5,026	11.3%
運輸業	2,425	2,223	2,080	2,178	2,083	4.7%
情報通信業	1,133	1,159	1,260	1,289	1,353	3.0%
サービス業	9,974	9,649	9,294	9,140	9,396	21.1%
政府サービス生産者	7,701	7,486	7,348	7,264	7,228	16.2%
対家計民間非営利サービス生産者	1,476	1,456	1,419	1,506	1,617	3.6%
輸入品に課される税・関税	500	520	382	458	518	1.2%
(控除)総資本形成に係る消費税	225	220	178	194	209	-0.5%
総生産	45,211	43,084	41,611	45,636	44,518	100.0%

(2) 就業人口

本町の平成22年の就業人口は6,675人で、平成2年(6,336人)から平成22年にかけて5.4%増加しています。産業別就業人口では第一次産業及び第二次産業が平成2年と比較し、約4割減少しているのに対し、第三次産業では約5割増加しており、なかでもサービス業が133.4%と大きく増加しています。

このことは、サービス業の中に宿泊・飲食サービス業が含まれており、高速船就航や世界自然遺産登録を契機とした観光客数の増加に伴って増えてきたと考えられます。

■産業別就業人口内訳

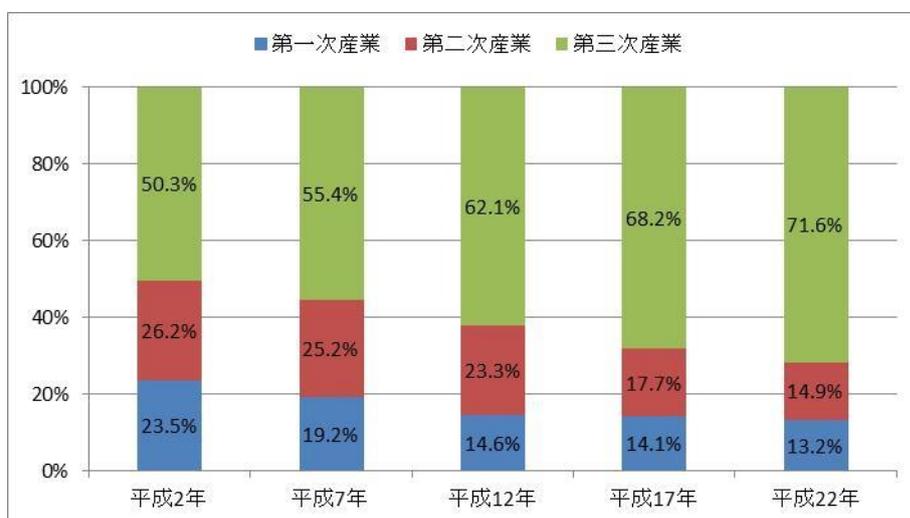
(単位:人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	構成比	伸び率 H22/H2
第一次産業	1,489	1,283	973	938	882	13.2%	-40.8%
農業	1,025	933	709	719	657	9.8%	-35.9%
林業	180	138	93	69	91	1.4%	-49.4%
漁業	284	212	171	150	134	2.0%	-52.8%
第二次産業	1,658	1,683	1,556	1,172	996	14.9%	-39.9%
鉱業	9	14	32	9	4	0.1%	-55.6%
建設業	911	1,044	1,032	789	576	8.6%	-36.8%
製造業	738	625	492	374	416	6.2%	-43.6%
第三次産業	3,188	3,697	4,150	4,526	4,779	71.6%	49.9%
卸売・小売業※	1,020	1,215	1,281	1,034	920	13.8%	-9.8%
金融・保険業・不動産業	94	106	93	94	139	2.1%	47.9%
運輸・通信業	408	424	416	280	330	4.9%	-19.1%
電気・ガス・水道業	23	24	28	19	38	0.6%	65.2%
サービス業※	1,271	1,536	1,883	2,695	2,967	44.4%	133.4%
公務	372	392	449	404	385	5.8%	3.5%
分類不能	1	7	0	0	18	0.3%	-
合計	6,336	6,670	6,679	6,636	6,675	100.0%	5.4%

※飲食サービス業は、平成2年、7年には卸売・小売業に含み、平成17年以降はサービス業に含まれる

資料：国勢調査（以下も同様）

■産業別就業人口割合の推移

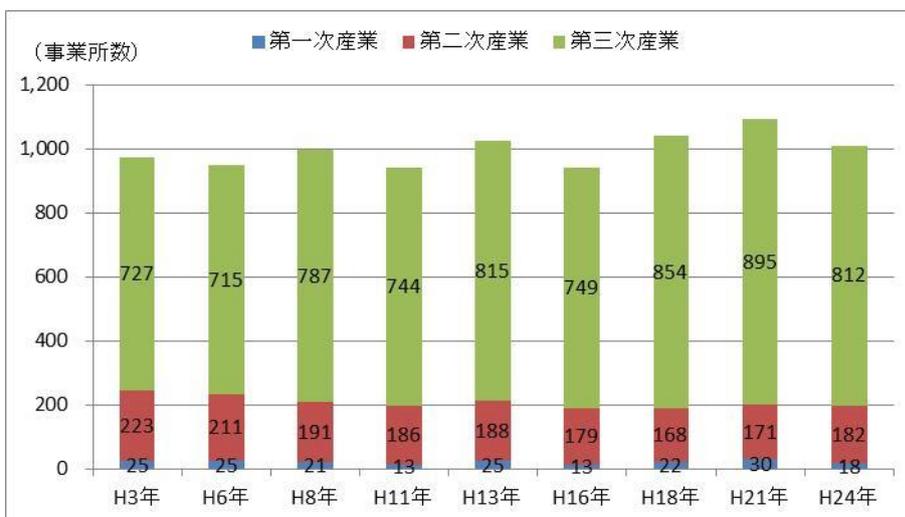


(3) 事業所数、従業者数

平成3年以降の事業所数の推移をみると、若干の増減はあるもののほぼ横ばいで推移し、平成24年は1,012事業所で、産業別にみると、第一次産業が18事業所、第二次産業が182事業所、第三次産業が812事業所となっており、第三次産業が全体の8割を占めています。

平成24年業種別事業所数をみると、宿泊業が145事業所で最も多く、次いで飲食店116事業所、飲食料品小売業96事業所となっています。また業種別従業者数をみると、宿泊業が725人で最も多く、次いで飲食料品小売業459人、総合工事業428人、飲食店399人の順となっています。

■事業所数推移

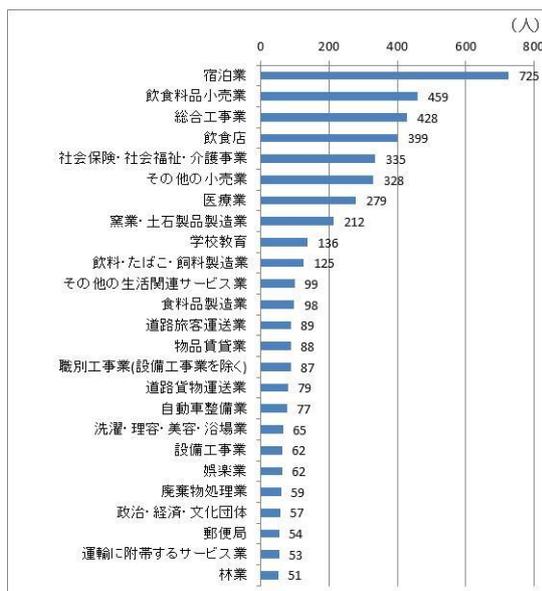


資料：事業所統計調査、経済センサス調査

■業種別事業所数



■業種別従業者数



※事業所数10以上、従業者数50人以上のみ掲載

資料：平成24年経済センサス活動調査

(4) 農業

本町の農業は温暖な気候を生かし、ポンカンやタンカン等の果樹生産を中心に、茶や米、甘藷、花き等の栽培や肉用牛や豚の生産が行われています。

農家数の推移をみると、平成2年以降、農業従事者の高齢化や担い手不足等により総農家数は減少傾向にあります。

平成24年度主要作物の農業生産額をみると、ポンカンやタンカン等果樹の生産額が全体の約半数を占めています。しかし、農業生産額の推移をみると、全体では平成2年度の1,984百万円から平成24年度は1,517百万円まで減少しています。

■農家数の推移



資料：農林業センサス、熊毛地域の概況

■主要作物別生産額の推移

(単位:百万円)

	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	構成比
耕種	1,648	2,301	1,705	1,644	929	1,198	1,311	86.4%
米	101	109	72	40	28	36	37	2.4%
甘藷	31	14	26	13	5	20	19	1.3%
落花生			1					—
野菜	493	173	214	226	130	118	115	7.6%
果樹	774	1,653	1,091	1,060	547	665	696	45.9%
工芸作物	128	218	241	218	135	275	397	26.2%
花き・花木	121	134	60	87	84	84	47	3.1%
畜種	336	185	188	268	208	232	206	13.6%
肉用牛	181	90	121	218	143	181	139	9.2%
乳用牛		26						—
豚	144	69	67	50	65	51	67	4.4%
その他(鶏)	11							—
合計	1,984	2,486	1,893	1,912	1,137	1,430	1,517	100.0%

資料：熊毛地域の概況

(5) 林業

本町の林業は、薩摩藩時代に藩有林として管理され、明治以降は国有林経営となっていたことから、現在も林野面積の約8割を国有林が占めています。民有林は全体の約2割を占め、うち県有林が416ha、町有林が2,293ha、私有林が7,512haとなっています。

民有林における林産物生産額をみると、平成24年度は144,811千円であり、主な産品は一般建築用材などの素材が全体の8割を占めています。

■林野面積

(単位:ha)

	平成2年度	平成25年度	構成比
国有林	38,437	38,297	78.9%
民有林	10,800	10,222	21.1%
県営	3	416	0.9%
町有林	1,773	2,293	4.7%
集落有	690	178	0.4%
会社有	2,564	1,421	2.9%
その他	5,771	5,913	12.2%
林野面積	48,892	48,519	100%

資料：鹿児島県林業統計

■林産物生産額

(単位:千円)

	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
素材	101,800	177,500	70,045	42,780	131,402	102,379	116,194
パルプ、チップ用材	37,400	76,700	7,225	11,200	10,577	10,566	26,431
一般建築用材	64,400	90,200	59,100	27,800	92,726	69,586	57,548
その他	0	10,600	3,720	3,780	28,099	22,227	32,215
木炭	966	2,025	286	250	102	96	88
木酢液	0	215	375	80	0	0	0
まき	11,700	18,000	4,844	600	0	0	0
きのこ類	13,920	15,391	2,816	1,505	0	0	0
たけのこ	10,075	7,087	154	0	0	0	0
山菜類	4,260	28,434	8,120	0	0	0	0
ガジュツ	—	—	—	—	—	—	16,506
ウコン	—	—	—	—	—	—	11,904
花木類	498	2,570	711	622	260	164	119
合計	143,219	251,222	87,351	45,837	131,764	102,639	144,811

資料：熊毛地域の概況

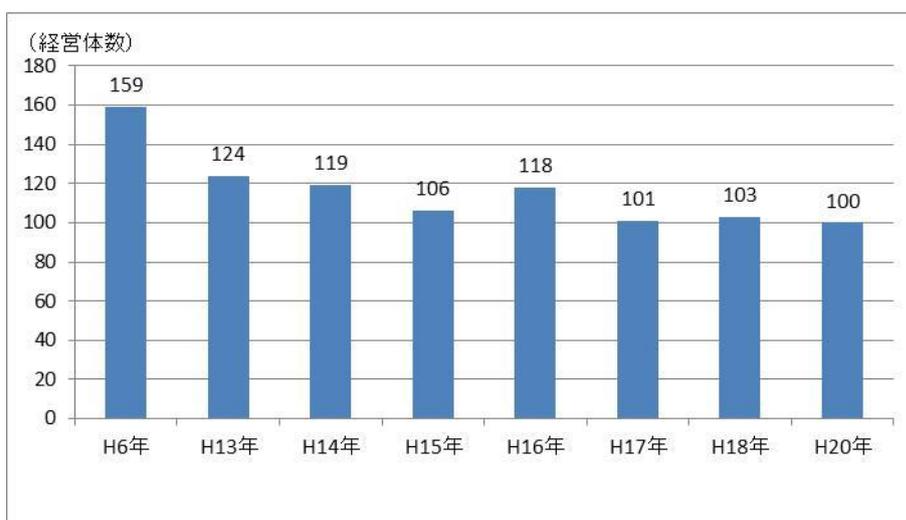
(6) 水産業

本町の周辺海域は、岩礁地帯が多く天然の瀬に恵まれるとともに、付近を黒潮が流れていることから鹿児島県内でも有数の漁場が形成されています。

屋久島地区の漁業経営体数をみると、漁業者の高齢化や担い手不足もあり、平成6年以降概ね減少傾向で推移し、平成20年は100経営体となっています。

平成24年の漁業生産量と生産額をみると、トビウオ類やメダイ（タルメ）が中心であり855トン、412,815千円となっています。

■屋久島地区の漁業経営体数



資料：熊毛地域の概況（以下も同様）

■屋久島地区の漁業生産量及び生産額（養殖業除く）

（単位：トン、千円）

	平成12年		平成17年		平成22年		平成23年		平成24年		
	数量	金額	構成比								
トビウオ類	1,255	307,837	1,000	240,012	877	187,878	772	171,625	608	153,381	37.2%
メダイ					23	12,959	34	20,492	73	46,166	11.2%
チビキ類			12	13,533	18	22,312	18	23,060	21	28,065	6.8%
サバ類	66	58,278	101	58,408	37	28,648	2	1,009	19	13,837	3.4%
カツオ・マグロ類	11	5,529	13	7,393	9	3,874	6	3,103	10	4,691	1.1%
ムツ類			7	8	10	10,752	10	10,875	10	11,786	2.9%
マダイ	4	6,073			6	8,630			8	6,732	1.6%
ハタ類							4	5,758	8	12,615	3.1%
ホタ類			22	19,331	18	15,929	10	9,388	8	8,125	2.0%
アオリイ	4	8,337					5	10,085	4	9,267	2.2%
モジャコ	1	28,139	3	47,975	5	68,797	3	35,176			
ブリ類	20	23,711	13	11,018	17	14,694					
その他	155	204,675	143	93,012	73	62,991	101	35,832	86	118,150	28.6%
合計	1,516	642,579	1,314	490,690	1,093	437,464	965	326,403	855	412,815	100.0%

(7) 工業

本町の工業をみると、平成24年の事業所数は24事業所であり、飲料製造業が29.2%で最も多く、次いで食料製造業25.0%、窯業16.7%の順となっています。同年の従業者数は421人で、窯業が45.6%を占めています。

同年の製造品出荷額等は94億3,108万円であり、主要な工業製品は屋久島の豊富な電力を利用した化学製品（フェロシリコン、炭化けい素）や本格焼酎等となっています。

1事業所当たりの出荷額と1従業者あたりの出荷額は、鹿児島県平均に比べるとともに低くなっています。

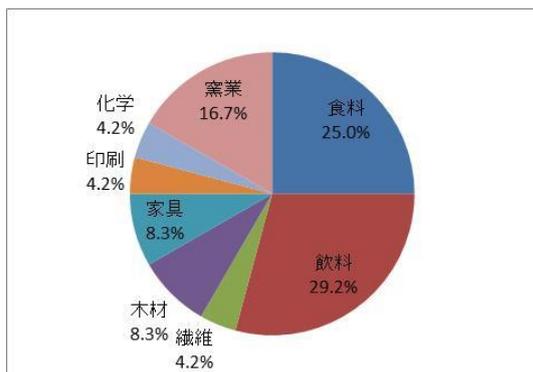
■事業所、従業者、製造品出荷額等の推移

(単位:事業所数、人、万円)

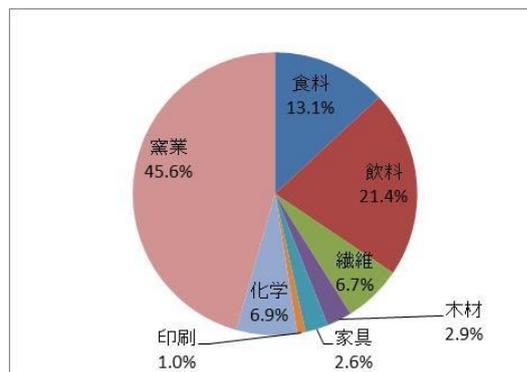
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
事業所数	90	77	79	66	24	27	24
従業者数	685	649	507	449	374	441	421
出荷額	944,342	1,035,570	894,928	1,332,236	1,032,045	1,080,429	943,108

※平成17年以前は従業員1人以上の事業所、平成22年以降は4人以上の事業所が対象

■事業所構成比（平成24年）

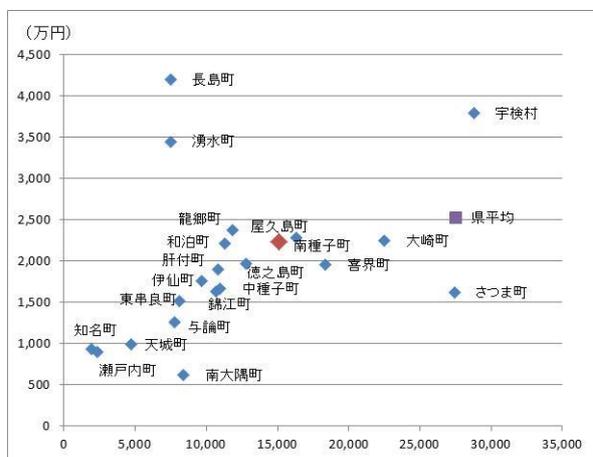


■従業者数構成比（平成24年）



資料：鹿児島県の工業、経済センサス活動調査

■県内町別1事業所当たりの出荷額（横軸）と1従業者当たりの出荷額（縦軸）（平成24年）



資料：鹿児島県の工業（町村別）

(8) 商業

本町の商業をみると、平成 24 年の商店数は 199 店で、前回調査（平成 19 年）に比べて 80 店減少しています。

また、同年の年間商品販売額は 127 億 98 百万円で、前回調査（平成 19 年）に比べて 25 億 86 百万円減少しています。

■事業所数の推移

(単位:事業所数)

	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
卸売業	24	17	15	22	15	13
各種商品小売業	2	4	3	1	3	1
織物・衣服・身の回り品小売業	21	18	17	13	12	10
飲食料品小売業	146	130	120	120	121	87
自動車・自転車小売業	9	7	6	7	15	12
家具・什器小売業	26	26	21	19	22	-
その他小売業	78	80	86	88	91	73
無店舗小売業	-	-	-	-	-	3
合計	306	282	268	270	279	199

資料：商業統計、平成 24 年経済センサス活動調査（以下も同様）

■年間商品販売額の推移

(単位:百万円)

	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
卸売業	3,996	3,886	3,082	2,676	2,783	1,873
各種商品小売業	X	X	160	X	X	X
織物・衣服・身の回り品小売業	275	197	X	144	133	61
飲食料品小売業	3,977	4,147	5,502	5,940	7,195	6,627
自動車・自転車小売業	189	259	X	X	253	386
家具・什器小売業	593	560	888	454	277	X
その他小売業	X	X	4,845	4,681	X	X
無店舗小売業	-	-	-	-	-	9
合計	12,132	12,857	14,805	14,129	15,384	12,798

4 交通

(1) 島外交通

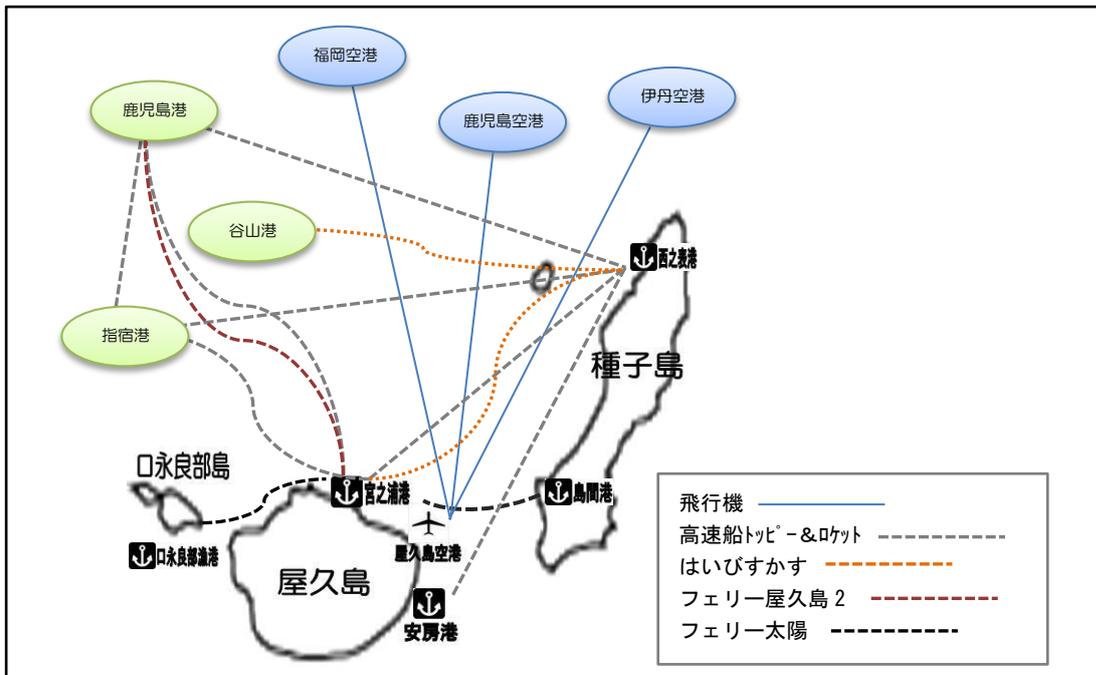
本町は離島という地域性もあり、島外と結ぶ交通手段は航空機及び高速船ジェットfoil・貨客定期フェリーに限定されます。

航空路線は、屋久島－鹿児島間に1日6往復、屋久島－大阪（伊丹）、福岡間にそれぞれ1日1往復就航しています。

航路では高速船ジェットfoilが屋久島－鹿児島（種子島・指宿含む）間に1日6往復、貨客定期フェリーのうちフェリー屋久島2が屋久島－鹿児島間（直行便）を1日1往復、はいびすかすが屋久島－鹿児島（西之表港経由、谷山港）間を1日1往復しています。

また、屋久島町営フェリー（フェリー太陽）が宮之浦港と島間港（種子島）・口永良部漁港の間を1日1往復しています。

■屋久島町の島外交通全体図



資料：熊毛地域の概況（以下も同様）

■航空路線の現況

区間	機種等	所要時間	便数	事業者
屋久島⇔鹿児島	Q400(74人乗) SAAB(36人乗)	上り 35分 下り 35～40分	1日6便	日本エアコミューター(株)
屋久島⇔大阪	Q400(74人乗)	上り 80分 下り 95分	1日1便	日本エアコミューター(株)
屋久島⇔福岡	Q400(74人乗)	上り 70分 下り 65分	1日1便	日本エアコミューター(株)

■航路の現況

航路名	航路	所要時間	便数	事業者
鹿児島⇔種子屋久	鹿児島⇔指宿⇔西之表⇔宮之浦 鹿児島⇔指宿⇔西之表⇔安房	鹿児島⇔西之表 95分 西之表⇔宮之浦 50分 宮之浦⇔鹿児島 105分 西之表⇔安房 50分	屋久島⇔鹿児島 1日6便 屋久島⇔種子島 1日3便 屋久島⇔指宿 1日1便 ※夏ダイヤ	種子屋久高速船㈱
鹿児島⇔種子屋久	鹿児島(谷山港)⇒西之表⇒宮之浦⇒西之表⇒鹿児島(谷山港)	鹿児島⇔西之表 220分 西之表⇔宮之浦 110分	1日1便	岩崎産業㈱
鹿児島⇔屋久島	鹿児島⇒宮之浦⇒鹿児島	上り 250分 下り 240分	1日1便	折田汽船㈱
宮之浦⇔口永良部⇔島間	奇数日:宮之浦⇒島間⇒宮之浦⇒口永良部⇒宮之浦 偶数日:宮之浦⇒口永良部⇒宮之浦⇒島間⇒宮之浦	宮之浦⇔口永良部 100分 宮之浦⇔島間 65分	1日1便	屋久島町

※26年4月1日現在(夏ダイヤ)

資料:熊毛地域の概況

(2) 島内交通

島内交通では定期路線バスが永田から大川の滝間に 26 系統があり、その他観光バスやレンタカー、タクシーがあります。

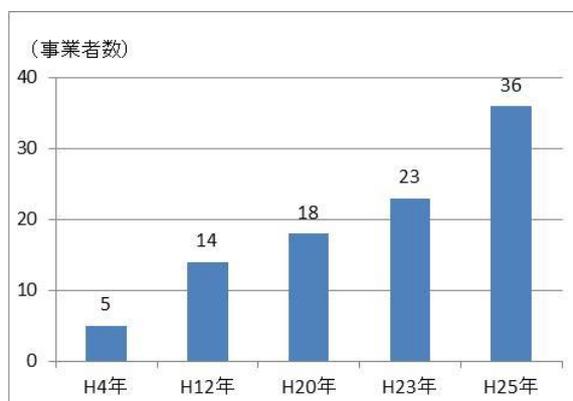
特に、レンタカーの事業所数は世界自然遺産登録以降増加傾向にあり、平成 25 年は 36 事業所となっています。

■路線バスの現況

区間	終点	備考	事業者
永田⇔栗生橋	永田行き 2 便 栗生橋行き 1 便		種子島・屋久島交通(株)
宮之浦港⇔大川の滝	2 往復	10月1日~2月末 +1 往復 5月1日~9月末 +1 往復	
永田⇔岩崎ホテル	永田行き 3 便 岩崎ホテル行き 5 便		
宮之浦港⇔栗生橋	4 往復		
大迫⇒牧野	1 便	土日祝日学休日 運休	
JR ホテル屋久島⇒栗生橋	1 便	土日祝日学休日 運休	
宮之浦港⇒永田	2 便		
宮之浦港⇔白谷雲水峡	4 往復		
シーサイドホテル⇔荒川登山口	1 往復	12月1日~2月末 運休	
海中温泉⇔荒川登山口	1 往復	12月1日~2月末 運休	
合庁前⇔紀元杉	2 往復		
環境文化村センター(宮之浦港) ⇔荒川登山口	1 往復		
平打入口⇔荒川登山口	1 往復	12月1日~2月末 運休	
宮之浦港⇔紀元杉	1 往復	12月1日~2月末 運休	
牧野⇔宮之浦港	1 往復	12月1日~2月末 運休	
宮之浦港⇔白谷雲水峡	3 往復	12月1日~2月末 運休	

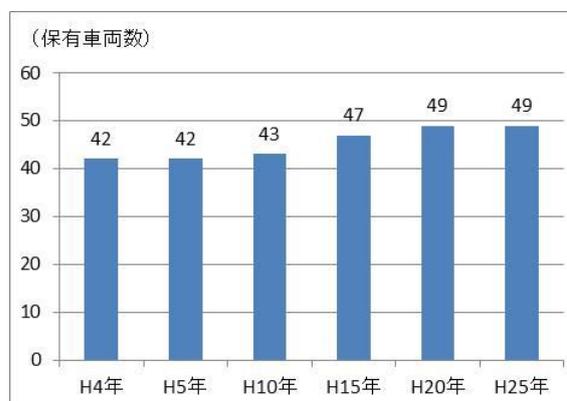
資料：屋久島町観光協会ホームページより抜粋

■レンタカー事業所数



資料：熊毛地域の概況

■タクシー保有車両数



第3章 屋久島町観光の現状と課題

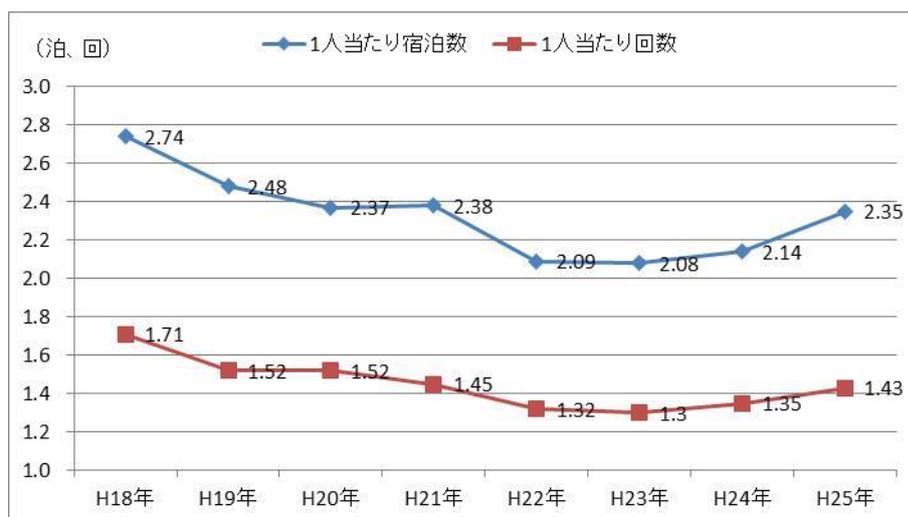
1 全国の動向

(1) 国内旅行者の動向

平成 25 年の国民一人当たりの国内宿泊観光旅行回数は 1.43 回(前年比 5.9%増・暫定値)、国民一人当たりの国内宿泊観光旅行宿泊数は 2.35 泊(同 9.8%増・暫定値)となっています。国民一人当たりの国内宿泊観光旅行回数、国民一人当たりの国内宿泊観光旅行宿泊数ともに、平成 23 年までは減少していましたが、それ以降は増加傾向にあります。

「観光白書」によると、昨今の日中・日韓関係の影響や円安による旅行代金の割高感等により、海外旅行から国内旅行にシフトする動きが出てきたことを主な要因として挙げています。また、平成 25 年は、伊勢神宮の式年遷宮、富士山の世界遺産登録等の旅行需要を喚起する出来事があったことも一因として考えられます。

■国内宿泊観光旅行の回数及び宿泊数の推移



※平成 25 年の数値は暫定値

資料：国土交通省「観光白書」(以下も同様)

また、平成 25 年の国内日帰り観光旅行延べ人数は 2 億 1,155 万人／回（8.0%増）、国内宿泊観光旅行延べ人数は 1 億 8,191 万人／回（5.9%増）となっており、近年の傾向としては、東日本大震災により平成 23 年は減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。

■国内日帰り観光旅行延べ人数、国内宿泊観光旅行延べ人数の推移



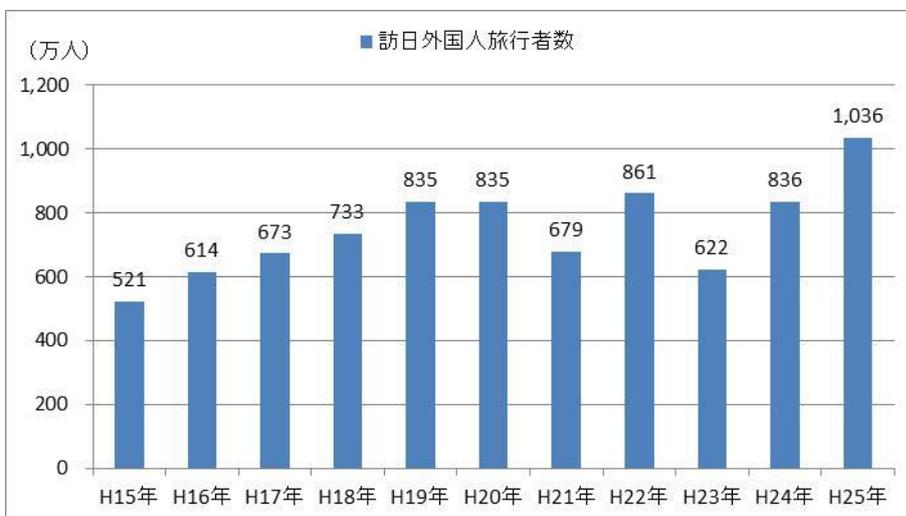
(2) 外国人旅行者

平成 25 年の訪日外国人旅行者数は 1,036 万人（対前年比 24.0%増）となり、これまで過去最高だった平成 22 年の 861 万人を上回り、初めて年間 1,000 万人を突破しました。

政府は平成 15 年からビジット・ジャパン事業を開始し、海外主要国での訪日プロモーションやビザ要件の緩和等の施策を実施してきました。また、LCC（ローコストキャリア）の就航や首都圏空港の発着枠の拡大、近隣アジア諸国の堅調な経済成長等も訪日外国人旅行者数の増加に寄与したと考えられます。

政府は、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、訪日外国人旅行者数 2,000 万人を目標にインバウンド政策をさらに強力に推進することが見込まれています。

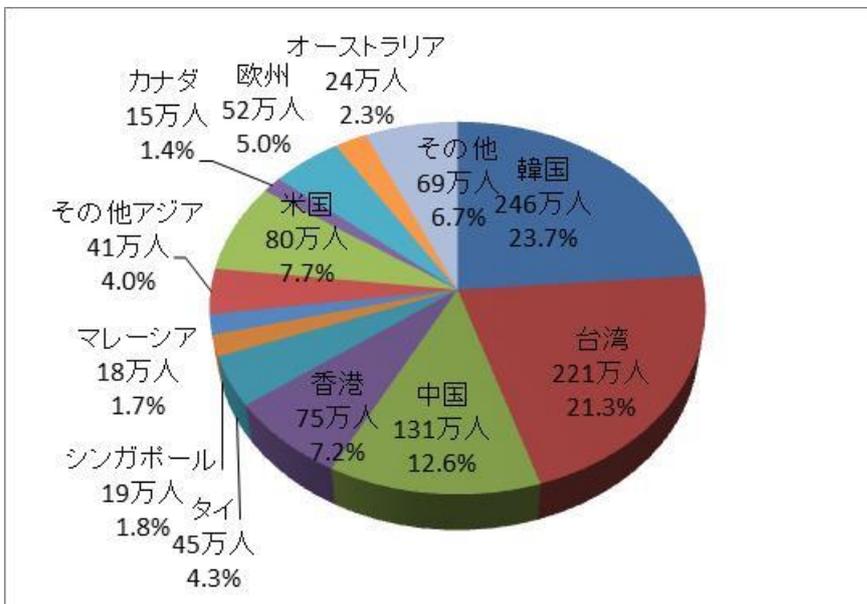
■訪日外国人旅行者数の推移



国・地域別にみると、アジア（台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インド）の8か国・地域と、豪州、フランスを加えた合計10か国・地域において年間訪日旅行者数が過去最高を記録しています。

平成25年の内訳をみると、韓国が最も多く、平成19年の260万人に次いで過去2番目の246万人（対前年比20.2%増）となり、訪日外国人全体に占める割合は23.7%となっています。中国については、年間で過去3番目に多い131万人（対前年比7.8%減）となり、訪日外国人全体に占める割合は12.6%となっています。台湾と香港については、LCCの新規就航等による座席供給量の拡大、円安方向への動きによる旅行需要の増大などにより訪日旅行者が大幅に増加し、台湾では221万人（対前年比50.8%増）、香港では75万人（対前年比54.9%増）とともに過去最高を記録しています。

■平成25年の訪日外国人旅行者の内訳



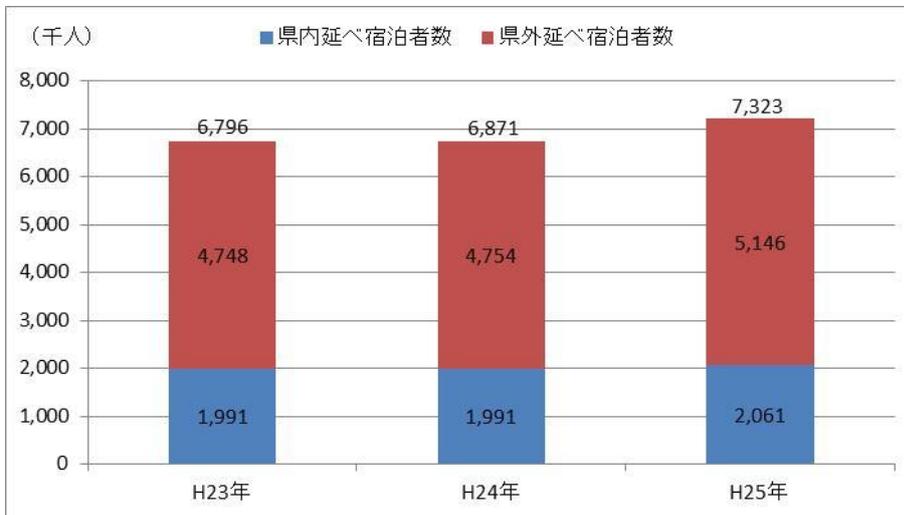
2 県内の動向

(1) 鹿児島県の観光動向

平成 25 年の鹿児島県内の宿泊施設の延べ宿泊者数は、前年比 6.6%増の 7,323 千人となっています。その要因としては、九州新幹線の全線開業効果は一服したものの、鹿児島—台北線や LCC の就航など本県と国内外の都市部を結ぶ交通アクセスが向上したことなどが考えられます。

一方、延べ日帰り客数は、前年比 1.2%減の 13,183 千人となっています。これは九州新幹線の全線開業効果が落ち着いてきたことに加え、伊勢神宮の式年遷宮や東京ディズニーランド開園 30 周年イベントなど、県外での大規模な行事開催が影響したものと考えられます。

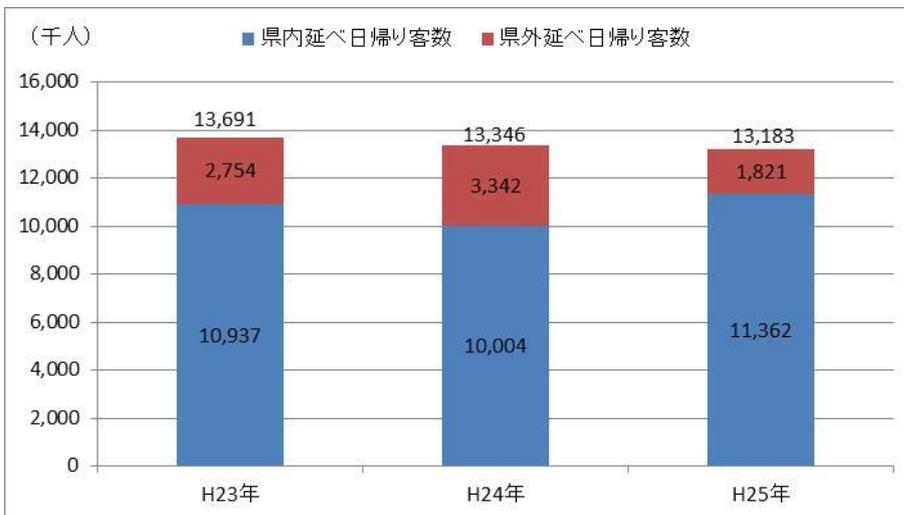
■鹿児島県延べ宿泊者数の推移



※平成 22 年 4 月に統計手法が変更となったため、過去の数値は掲載していない

資料：鹿児島県「鹿児島県の観光の動向」（以下も同様）

■鹿児島県延べ日帰り客数の推移



(2) 地区別の観光動向

平成 25 年の地区別延べ宿泊者数をみると、指宿、種子島、屋久島地区で前年を下回ったものの、それ以外の地区では前年を上回りました。増加した地区では交通アクセスの改善や、教育旅行・スポーツ合宿の増加等が要因であると考えられます。

一方、同年の地区別延べ日帰り客数は、多くの地区で前年を下回り、霧島、種子島、屋久島地区で 10%を超える減少となっています。

■地区別延べ宿泊者数

(単位:人)

	H23年	H24年	H25年	構成比
鹿児島	2,520,768	2,451,924	2,742,002	37.4%
前年比	—	-2.7%	11.8%	
指宿	769,971	787,849	779,733	10.6%
前年比	—	2.3%	-1.0%	
霧島	980,168	1,147,195	1,193,418	16.3%
前年比	—	17.0%	4.0%	
北薩	646,038	594,131	649,804	8.9%
前年比	—	-8.0%	9.4%	
大隅	407,237	430,369	437,868	6.0%
前年比	—	5.7%	1.7%	
種子島	211,872	188,946	165,893	2.3%
前年比	—	-10.8%	-12.2%	
屋久島	409,553	430,271	424,638	5.8%
前年比	—	5.1%	-1.3%	
奄美	532,755	566,865	627,839	8.6%
前年比	—	6.4%	10.8%	
その他	287,448	273,370	301,355	4.1%
前年比	—	-4.9%	10.2%	
合計	6,795,810	6,870,930	7,322,530	100.0%
前年比	—	1.1%	6.6%	

※推定値のため合計が一致しない場合がある

■地区別延べ日帰り客数

(単位:人)

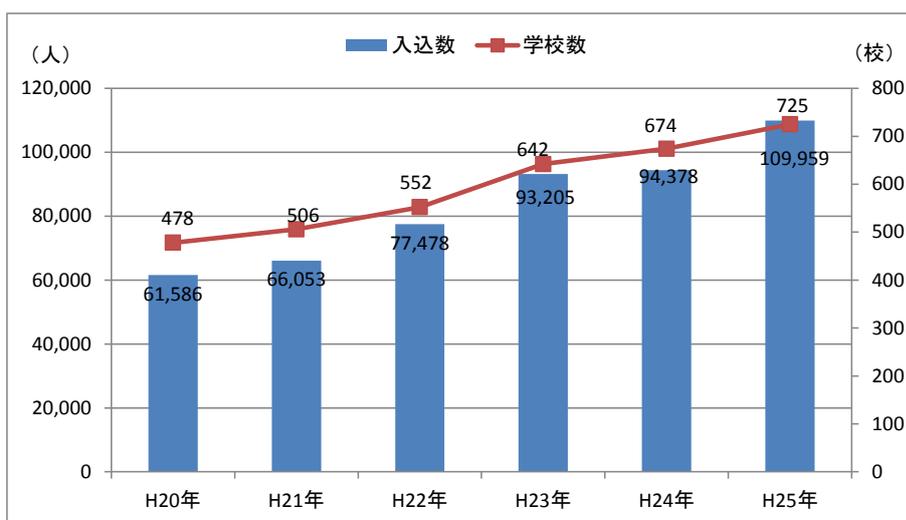
	H23年	H24年	H25年	構成比
鹿児島	4,313,152	3,955,949	3,799,757	51.9%
前年比	—	-8.3%	-3.9%	
指宿	1,340,006	1,344,236	1,403,915	19.2%
前年比	—	0.3%	4.4%	
霧島	2,569,104	2,780,622	2,437,835	33.3%
前年比	—	8.2%	-12.3%	
北薩	1,469,257	1,090,636	1,066,058	14.6%
前年比	—	-25.8%	-2.3%	
大隅	1,256,309	1,275,070	1,264,542	17.3%
前年比	—	1.5%	-0.8%	
種子島	138,685	122,891	101,015	1.4%
前年比	—	-11.4%	-17.8%	
屋久島	166,328	163,067	138,372	1.9%
前年比	—	-2.0%	-15.1%	
奄美	192,345	222,592	294,784	4.0%
前年比	—	15.7%	32.4%	
その他	2,245,814	2,390,938	2,676,721	36.6%
前年比	—	6.5%	12.0%	
合計	13,843,000	13,346,000	13,183,000	180.0%
前年比	—	-3.6%	-1.2%	

(3) 教育旅行

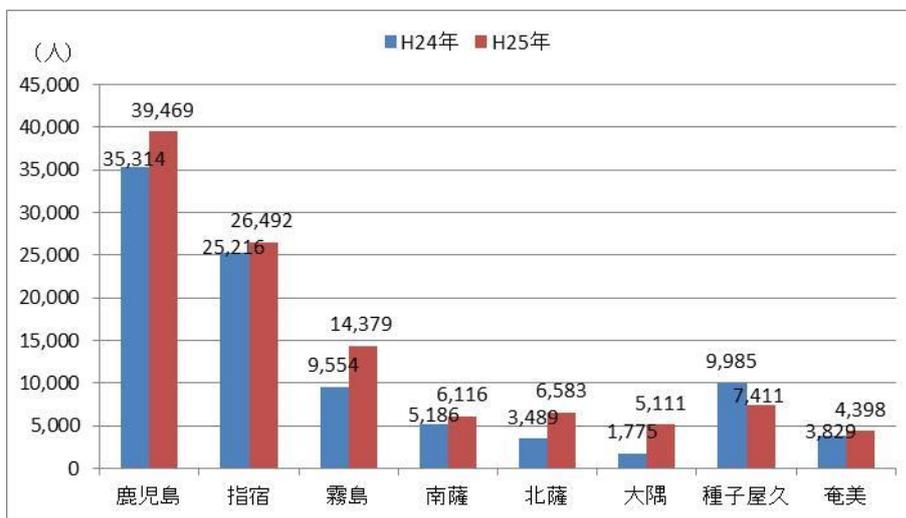
鹿児島県の教育旅行の受入数の推移をみると、九州新幹線の全線開業によりアクセスが向上したことや県においても積極的な誘致活動に取り組んでいることもあり、学校数、入込数ともに増加傾向で推移し、平成25年は過去最高の725校、109,959人と初めて10万人を突破しました。

地区別の受入状況をみると、平成25年は種子屋久地区以外の全ての地区で増加し、受入数では鹿児島地区と指宿地区の割合が多くなっています。

■鹿児島県の教育旅行の受入数の推移



■鹿児島県の地区別教育旅行の受入状況

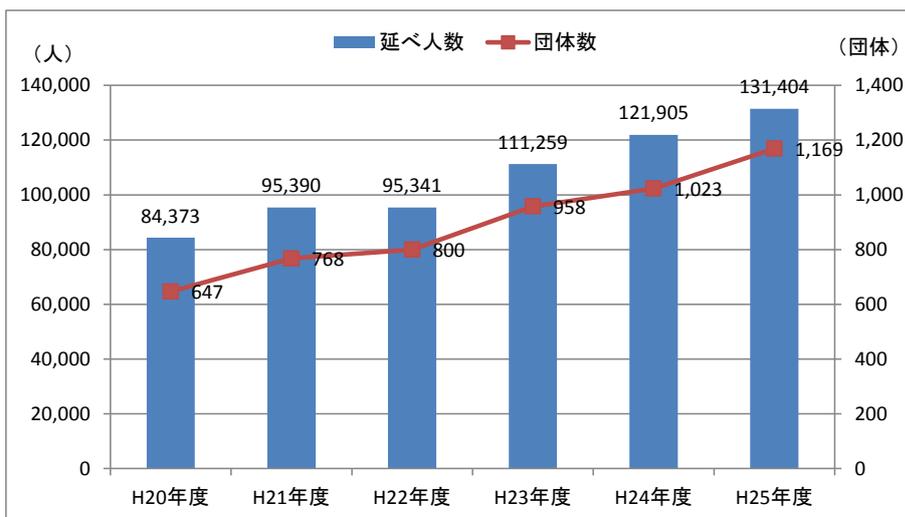


(4) スポーツ合宿

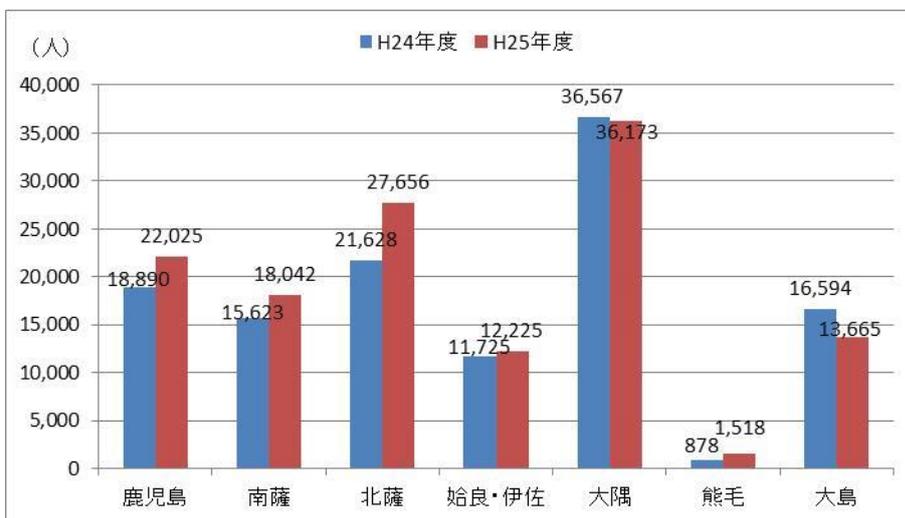
スポーツ合宿の受入数をみると、九州新幹線の全線開業によりアクセスが向上したことや各地区で積極的な誘致活動を行っていることから、団体数、延べ人数ともに増加傾向で推移し、平成25年度は過去最高の1,169団体、131,404人となっています。

地区別の受入状況を見ると、フェリーさんふらわあが就航し、関西方面からの合宿の多い大隅地区が最も多く、次いで北薩、鹿児島地区となっています。競技種目としては野球、サッカーが全体の5割を占めています。

■鹿児島県のスポーツ合宿の受入数の推移



■鹿児島県の地区別スポーツ合宿の受入状況



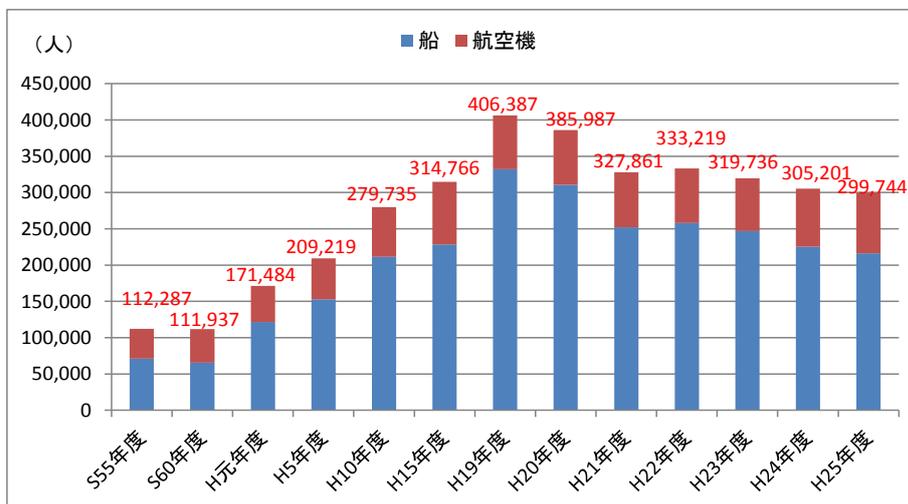
3 屋久島町の動向

(1) 入込客数

屋久島の入込客数の推移をみると、平成元年の高速船の就航や平成5年の世界自然遺産登録を契機として、平成19年度までは増加基調で推移しました。しかし、その後は世界的な景気悪化や燃料費の高騰、東日本大震災等の影響などから減少傾向となり、平成25年度の入込客数は299,744人となっています。特に、船（高速船、フェリー）による入込客数が減少しています。

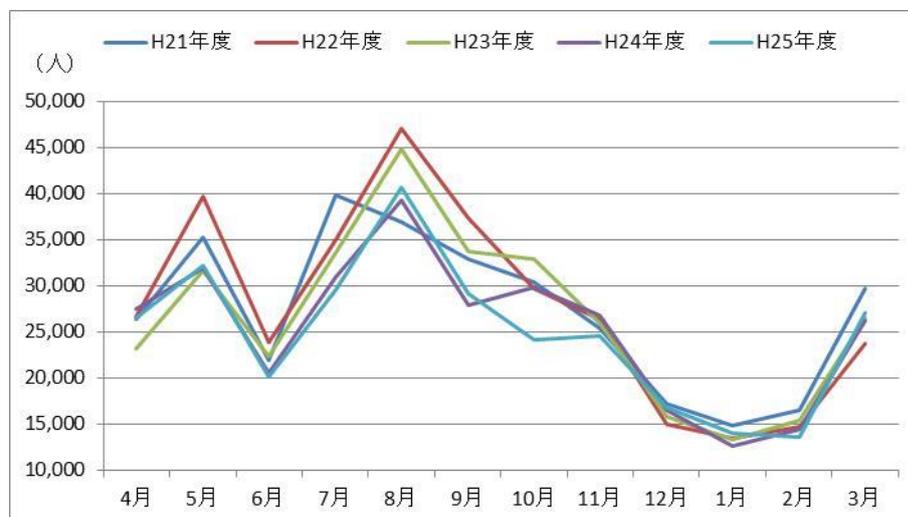
月別に入込客数をみると、例年5月と8月が多く、12月から2月にかけて落ち込む傾向がみられています。冬場の落ち込みは、山岳部の積雪などによる交通規制や船・航空機の便数が減少すること（冬ダイヤ）、イベントの開催が少ないこと等が影響していると考えられます。

■屋久島の入込客数の推移



資料：鹿児島県「熊毛地域の概況」、屋久島町

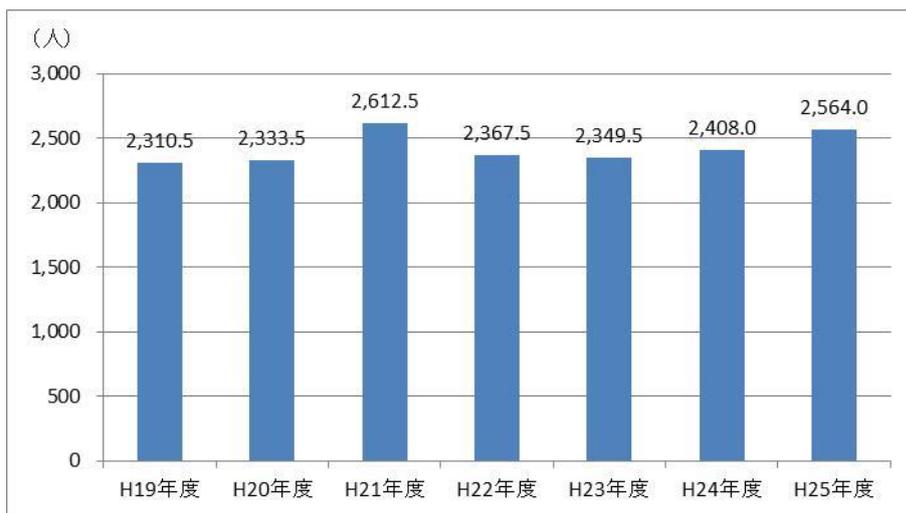
■屋久島の月別入込客数の推移



口永良部島の入込客数について平成19年度以降の推移をみると、2,300人から2,600人前後の幅でほぼ横ばいで推移しています。これは、主に口永良部島の島民が生活航路として利用しているためであり、観光客の利用は少ないものと考えられます。

月別入込客数の推移をみると、屋久島と同様に5月と8月が多く、12月から2月が少なくなっています。なお、12月から2月の冬場は欠航が多いことも入込客数が少ない要因の1つとなっています。

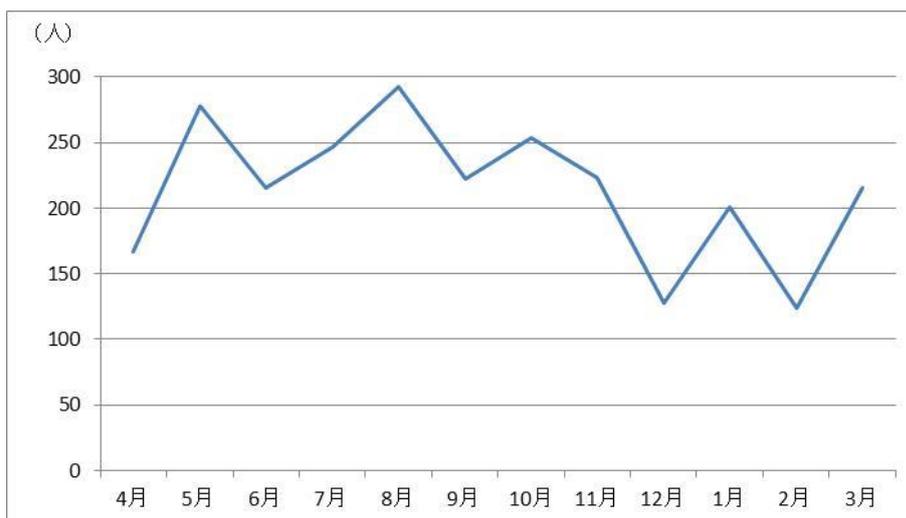
■口永良部島の入込客数の推移



※小児は0.5人換算

資料：屋久島町（以下も同様）

■口永良部島の月別入込客数の推移

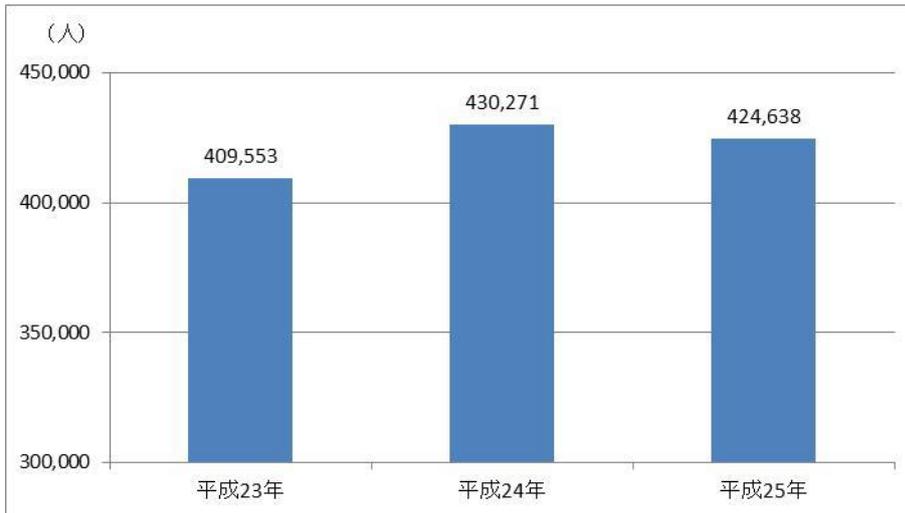


(2) 宿泊客数

屋久島地区の平成 25 年の延べ宿泊者数は 424,638 人で、前年比で見ると 1.3%の減少となっています。

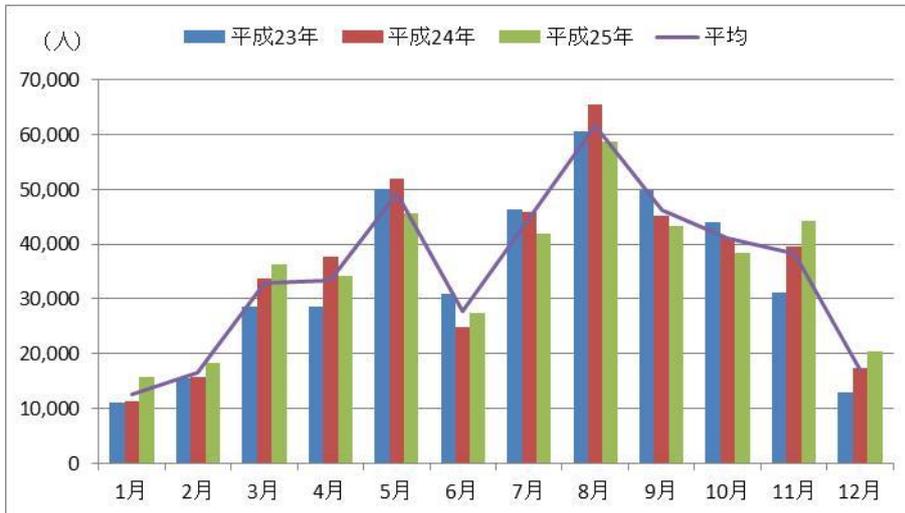
月別の延べ宿泊者数をみると、8 月が最も多く過去 3 年間（平成 22～平成 25 年）の平均で 62 千人となっています。一方で、1 月が最も少なく、同様に過去 3 年間の平均で 13 千人となっており、ピーク月の 4 分の 1 以下となっています。

■屋久島地区の延べ宿泊者数の推移



資料：鹿児島県「鹿児島県の観光の動向」（以下も同様）

■屋久島地区の月別延べ宿泊者数の推移



4 調査結果からみた観光の実態

(1) 観光客向けアンケート調査結果

①調査の概要

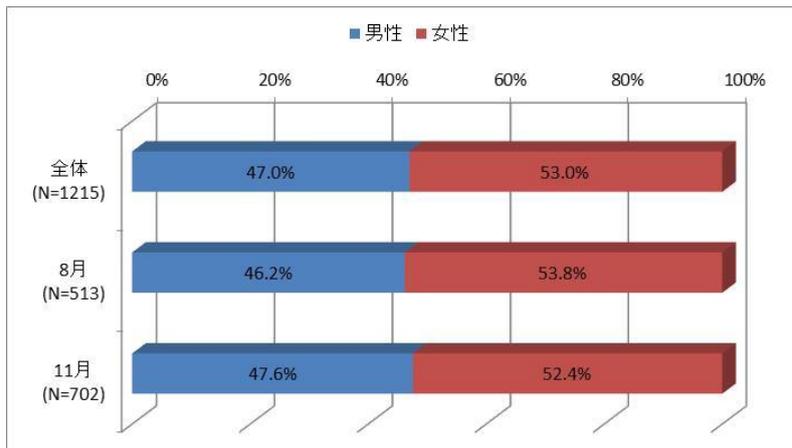
- 対 象 者：屋久島を出発する観光客
- 配布・回収方法：屋久島空港、宮之浦港、安房港にて調査員による直接ヒアリング
- 調 査 実 施 日：平成26年8月29日～31日、11月2日～4日
- 回 収 状 況：1,215件

②回答者の属性

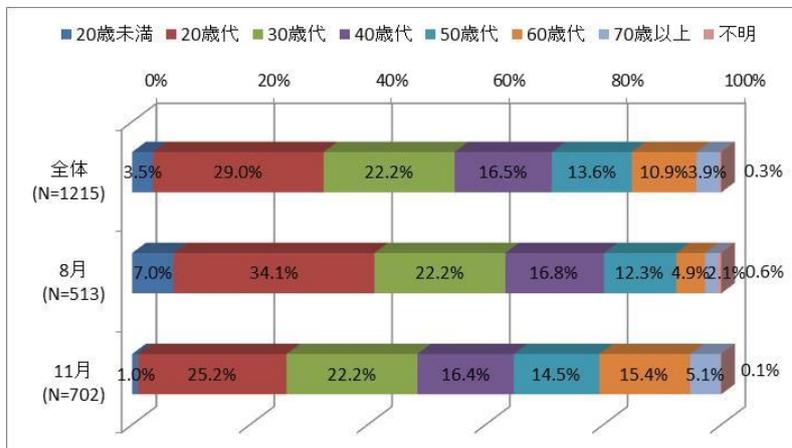
回答者の性別は、全体では男性47.0%、女性が53.0%とほぼ同じ割合となっており、実施月別にみてもほぼ同様の結果となっています。

回答者の年代別は、全体では「20歳代」が29.0%で最も多く、次いで「30歳代」が22.2%となっており、実施月別では8月が夏休みということもあり、11月と比べると20歳代以下の割合が多くなる一方、50歳代以上の割合が少なくなっています。

■性別



■年代別

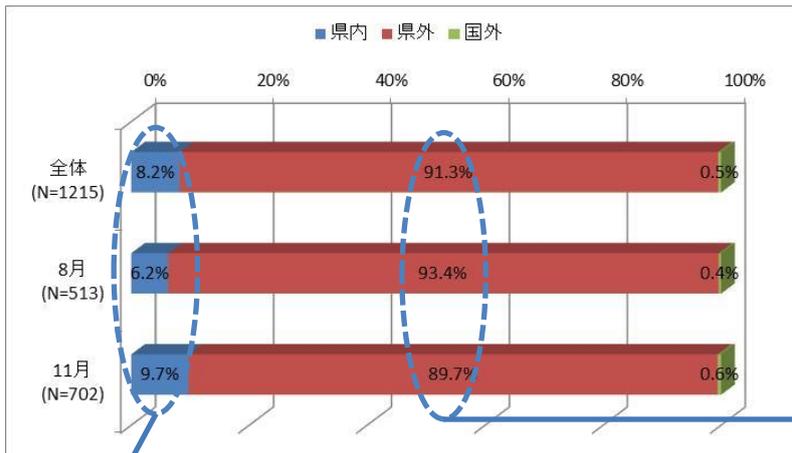


回答者の居住地別にみると、9割超が「鹿児島県外」となっており、「鹿児島県内」は1割に満たない結果となっています。

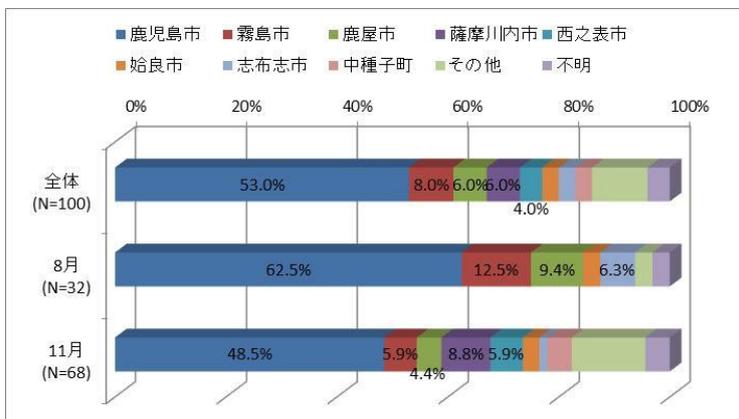
県内居住地別にみると、「鹿児島市」が5割以上を占めています。

県外居住地別にみると、全体では「関東」が40.0%と最も多く、次いで「関西」23.4%、「九州・沖縄」14.7%、「中部」10.6%の順となっています。実施月別にみると、11月は8月に比べて「関東」の割合が11.5ポイント上回っています。

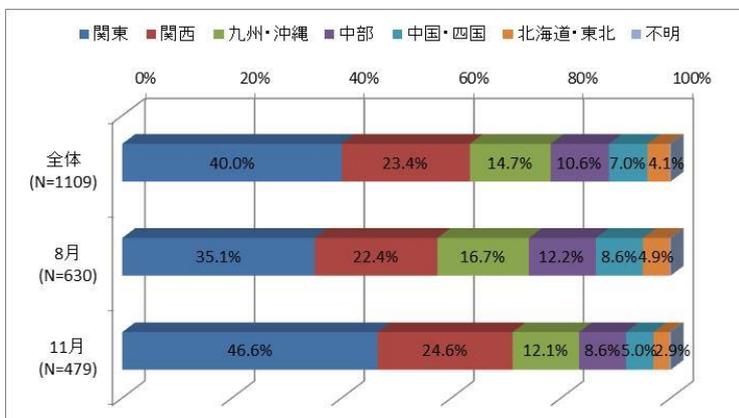
■居住地別



■県内居住地別



■県外居住地別



③旅行形態

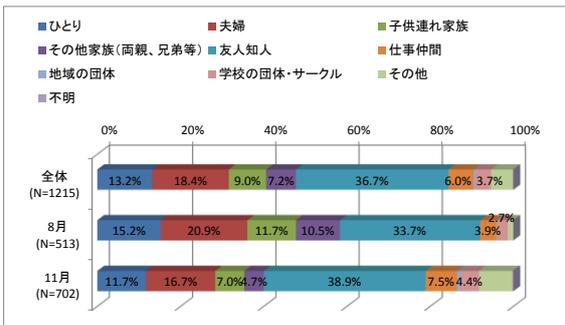
旅行における同行者をみると、全体では「友人知人」が36.7%と最も多く、次いで「夫婦」18.4%、「ひとり」13.2%の順となっています。実施月別にみても、この傾向は変わりません。

旅行プランをみると、全体では「個人旅行」が55.1%と全体の半数以上を占め、次いで「フリープラン型パッケージ旅行」27.6%、「観光ツアー付きパッケージ旅行」11.4%となっています。また実施月別にみると、11月は8月に比べて「個人旅行」の割合が多くなっています。

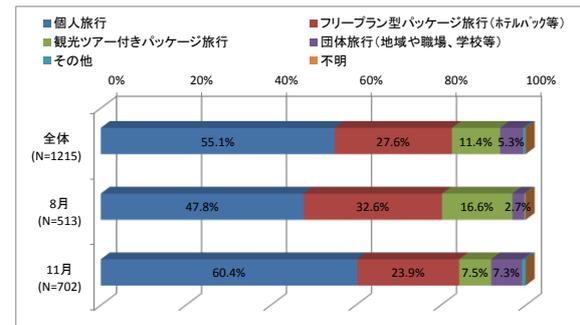
日帰り・宿泊日程をみると、全体では「2泊」が44.3%と最も多く、次いで「3泊」32.5%、「1泊」7.9%の順となっています。この結果から屋久島町での平均宿泊日数は2.5泊（※7泊以上は7泊と仮定して算出）となっています。実施月別にみても、この傾向はほぼ変わりません。

屋久島町の訪問回数をみると、全体では「初めて」が76.5%と最も多く、次いで「2回目」13.1%、「今回で3～5回目」7.2%の順となっています。実施月別にみても、この傾向は変わりません。

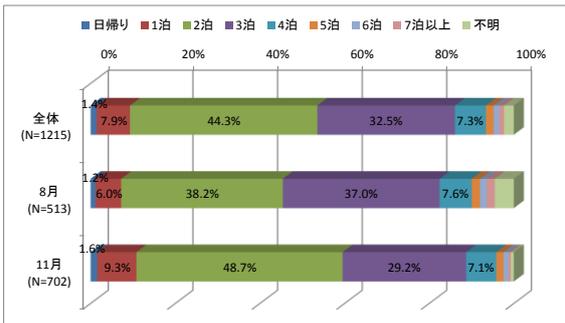
■同行者



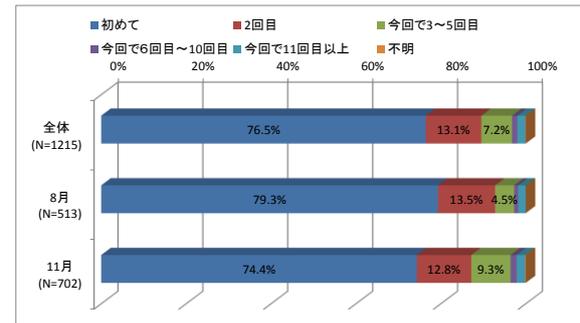
■旅行プラン



■日帰り・宿泊日程



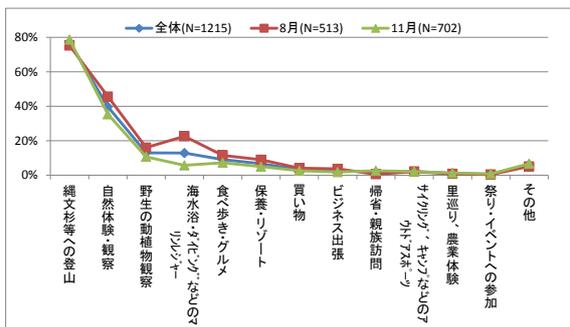
■訪問回数



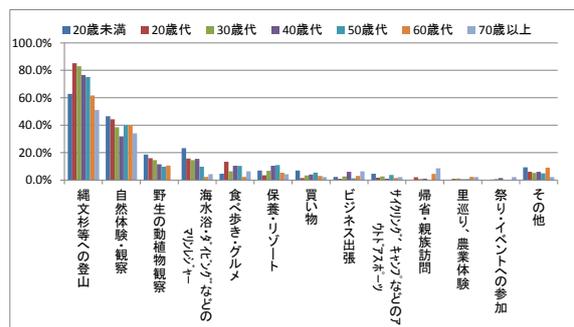
旅行目的をみると、全体では「縄文杉等への登山」が最も多く、次いで「自然体験・観察」などとなっています。また、年代別にみると、どの年代においても「縄文杉等への登山」が最も多くなっています。

立ち寄り拠点をみると、全体では「白谷雲水峡」が最も多く、次いで「縄文杉」、「千尋の滝」、「大川の滝」などとなっています。また、年代別にみると、20歳代では「縄文杉」と「白谷雲水峡」が突出して多く、「縄文杉」は年代が高くなるほど少なくなっています。70歳以上では「千尋の滝」が最も多くなっており、50歳代以上では「白谷雲水峡」や「縄文杉」以外にも幅広く立ち寄っていることがうかがえます。

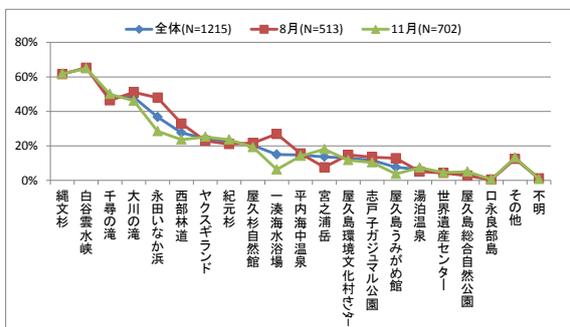
■旅行目的



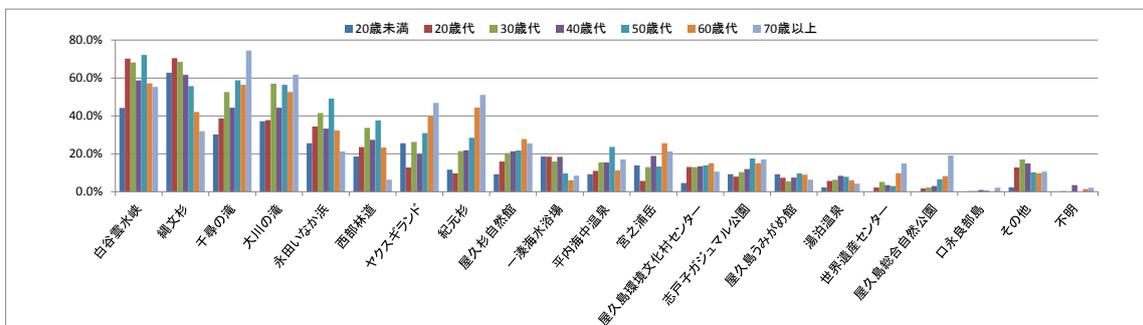
■年代別旅行目的 (年齢不明除く)



■立ち寄り拠点



■年代別立ち寄り拠点 (年齢不明除く)

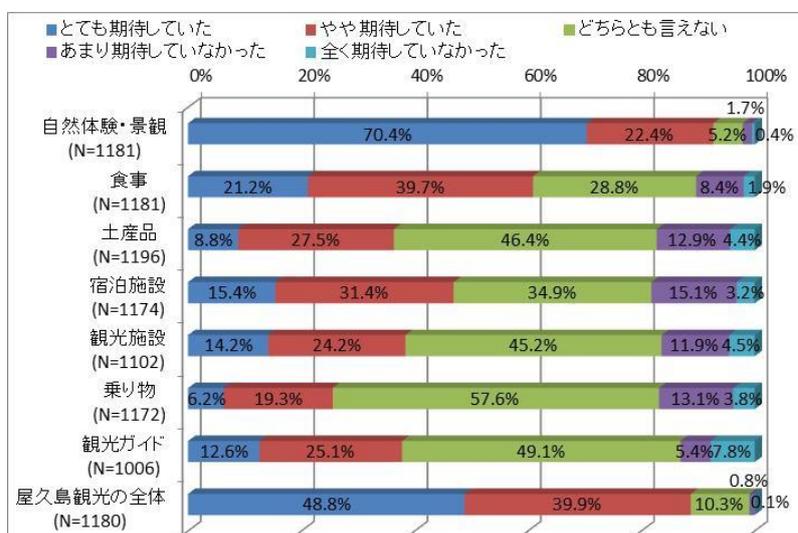


④旅行の満足度

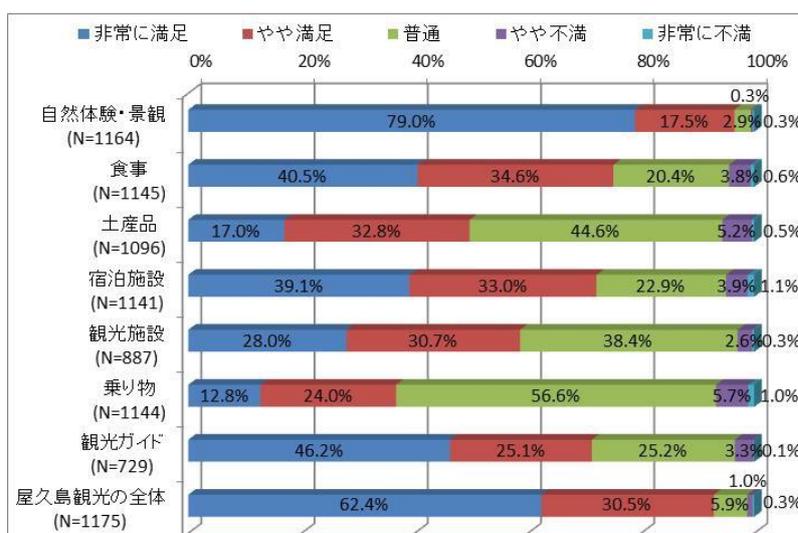
旅行前の期待度をみると、「自然体験・景観」について「とても期待していた」が70.4%と7割を超え、他の項目に比べて突出して高くなっています。また、「屋久島観光の全体」についても『期待していた』（「とても期待していた」と「やや期待していた」の合計）が88.7%と9割近くを占めています。

旅行後の満足度をみると、「自然体験・景観」について「非常に満足」が79.0%と8割近くを占め、旅行前の期待度を上回っています。また、その他の項目についても旅行前の期待度を超える満足度が得られていることがうかがえます。しかし、項目によって『満足』（「非常に満足」と「やや満足」の合計、以下も同様）の割合に違いがみられ、「土産品」や「乗り物」については、半数を下回っており、他の項目に比べて満足度が低くなっています。

■旅行前の期待度



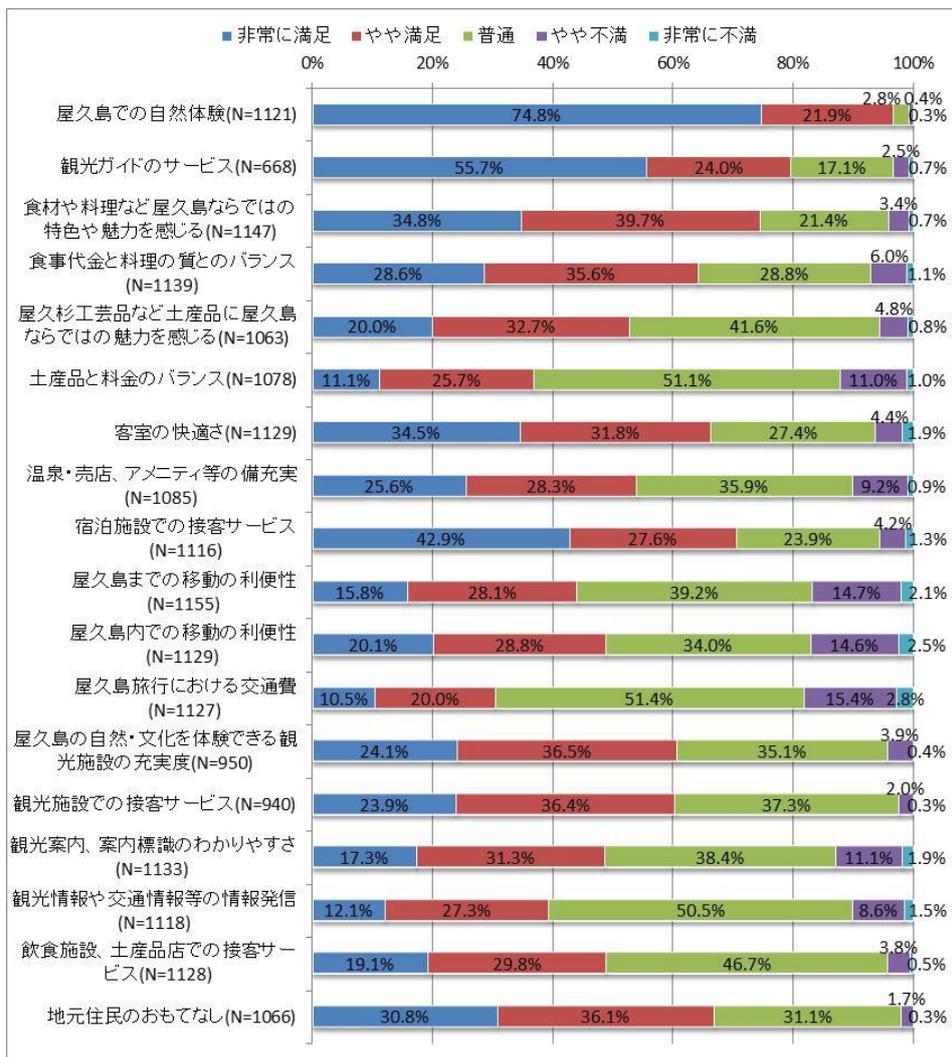
■旅行後の満足度



屋久島観光における個別の満足度をみると、「屋久島での自然体験」と「観光ガイドのサービス」については「非常に満足」が半数を超えています。また、この2項目に加えて「食材や料理など屋久島ならではの特色や魅力を感じる」と「宿泊施設での接客サービス」については『満足』が7割を超え、他の項目に比べて満足度が高くなっています。

一方、「土産品と料金のバランス」、「屋久島旅行における交通費」、「観光情報や交通情報等の情報発信」については『満足』が4割を下回り、他の項目に比べて満足度が低くなっています。

■屋久島観光における個別の満足度



(2) 住民向けアンケート調査結果

①調査の概要

- 対 象 者：屋久島町に居住する町民
- 配布・回収方法：各世帯への直接配布、役場・支所等での直接回収
- 調 査 実 施 日：11月5日～28日
- 回 収 状 況：225件

②回答者の属性

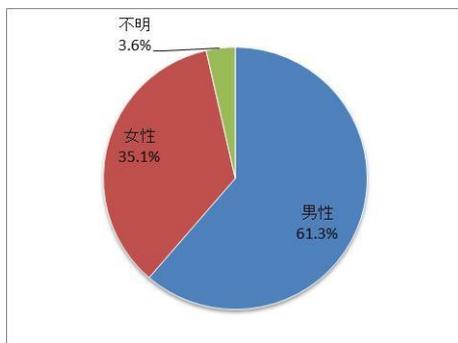
回答者の属性をみると、性別では「男性」61.3%、「女性」35.1%と「男性」の割合が多くなっています。

年代別にみると、「60歳代」が27.1%と最も多く、次いで「40歳代」24.0%、「50歳代」17.3%、「30歳代」13.3%の順となっています。

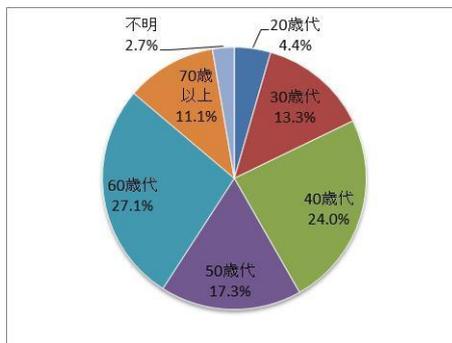
職業別にみると、「公務員」が24.4%と最も多く、次いで「自営業」19.1%、「無職」18.2%、「会社員・会社役員」12.4%の順となっています。

居住校区別にみると、「安房校区」が26.2%と最も多く、次いで「神山校区」21.8%、「宮浦校区」15.1%、「八幡校区」9.3%の順となっています。

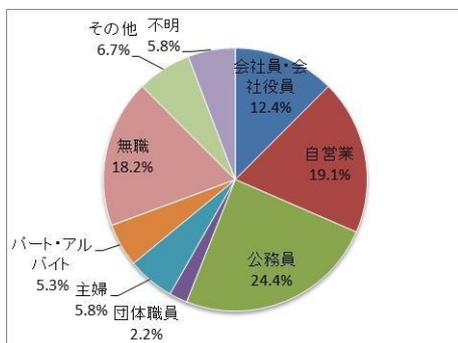
■性別（N=225）



■年代別（N=225）



■職業別（N=225）



■居住校区別（N=225）



③観光への関心度

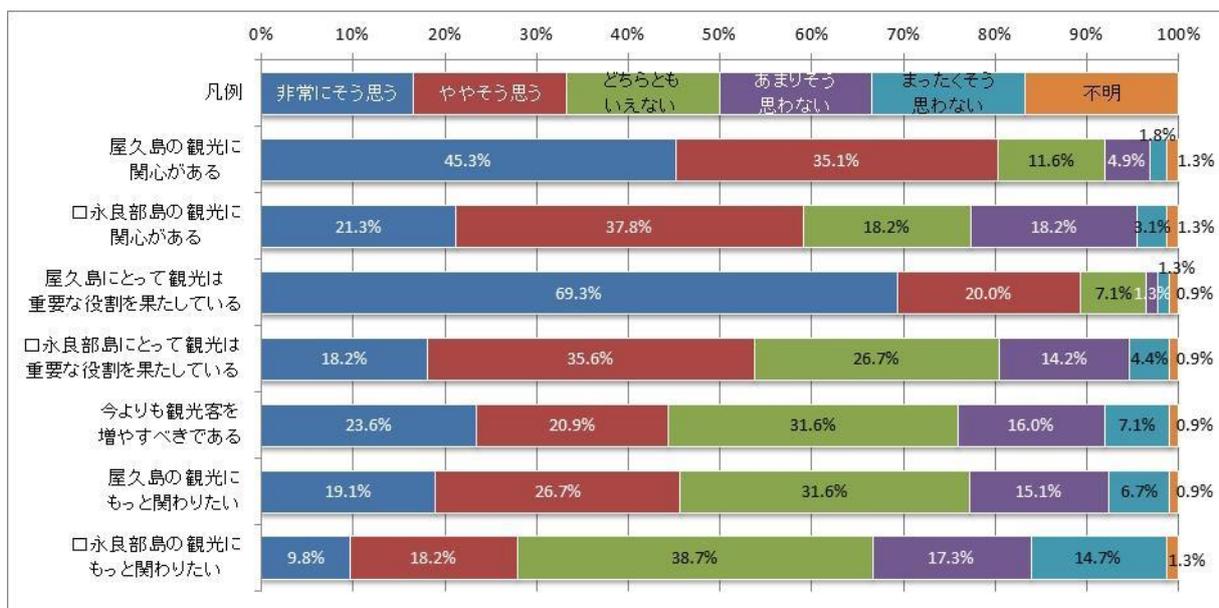
観光への関心度をみると、「屋久島の観光に関心がある」について『そう思う』（「非常にそう思う」と「ややそう思う」の合計、以下も同様）は8割を超えている一方で、「口永良部島の観光に関心がある」について『そう思う』は約6割にとどまっています。

「屋久島・口永良部島にとって観光は重要な役割を果たしている」について『そう思う』は、屋久島が約9割、口永良部島が約5割となっており、屋久島にとって観光は重要であると考えている町民が大半を占めていることがうかがえます。

「今よりも観光客を増やすべきである」について『そう思う』が44.5%、「どちらともいえない」が31.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の合計、以下も同様）が23.1%となっています。

「屋久島・口永良部島の観光にもっと関わりたい」について『そう思う』は、屋久島が45.8%、口永良部島が28.0%となっており、関心の高さに比べて、関与希望の割合は低くなっています。なお、「どちらともいえない」が屋久島で31.6%、口永良部島で38.7%みられています。

■観光への関心度（N=225）

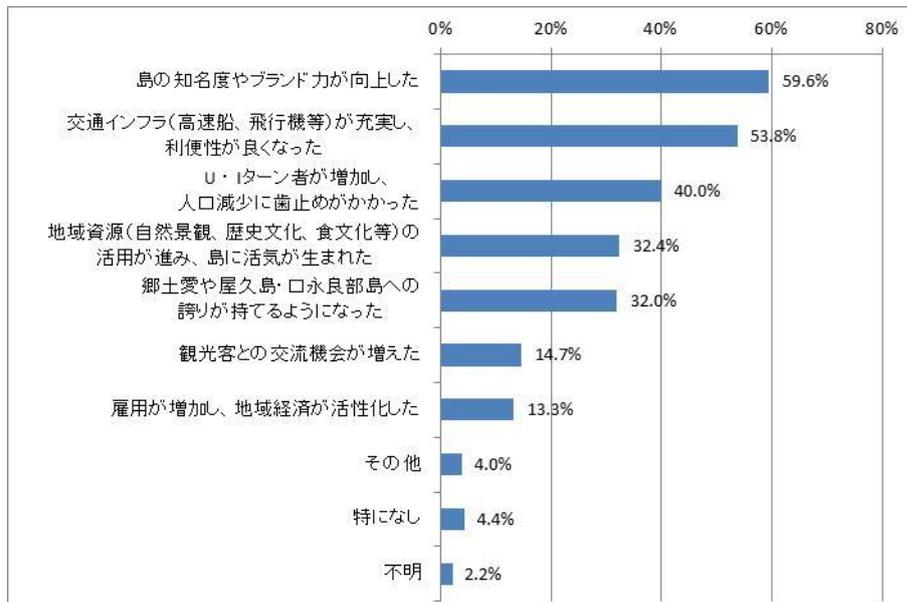


④観光客増加に伴う影響

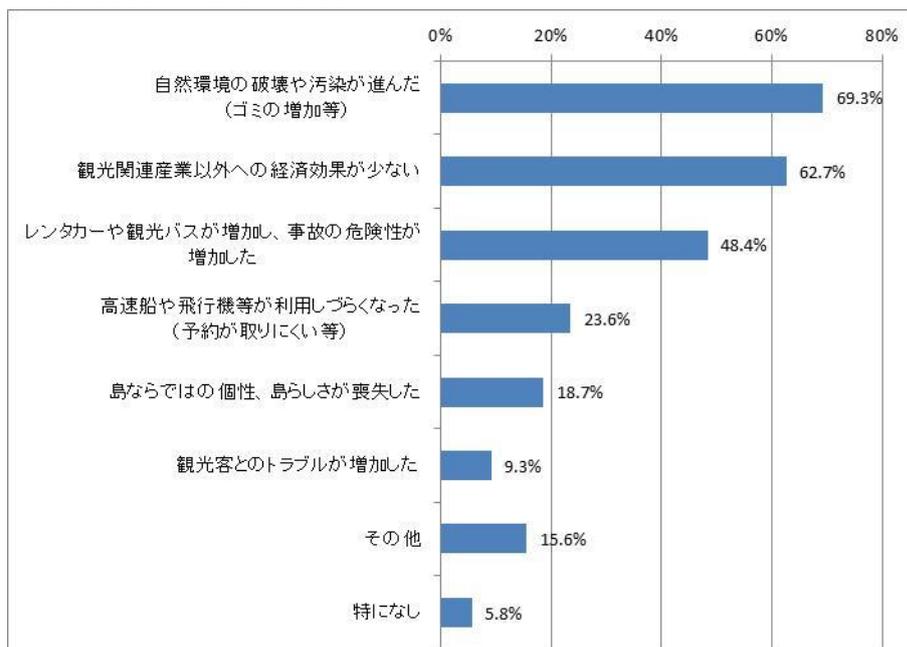
高速船就航や世界自然遺産登録による観光客増加に伴う影響についてみると、好影響では、「島の知名度やブランド力が向上した」が59.6%と最も多く、次いで「交通インフラ（高速船、飛行機等）が充実し、利便性が良くなった」53.8%、「U・Iターン者が増加し、人口減少に歯止めがかかった」40.0%などとなっています。

一方、悪影響では、「自然環境の破壊や汚染が進んだ（ゴミの増加等）」が69.3%と最も多く、次いで「観光関連産業以外への経済効果が少ない」62.7%、「レンタカーや観光バスが増加し、事故の危険性が増加した」48.4%などとなっています。

■観光客増加に伴う好影響（N=225）



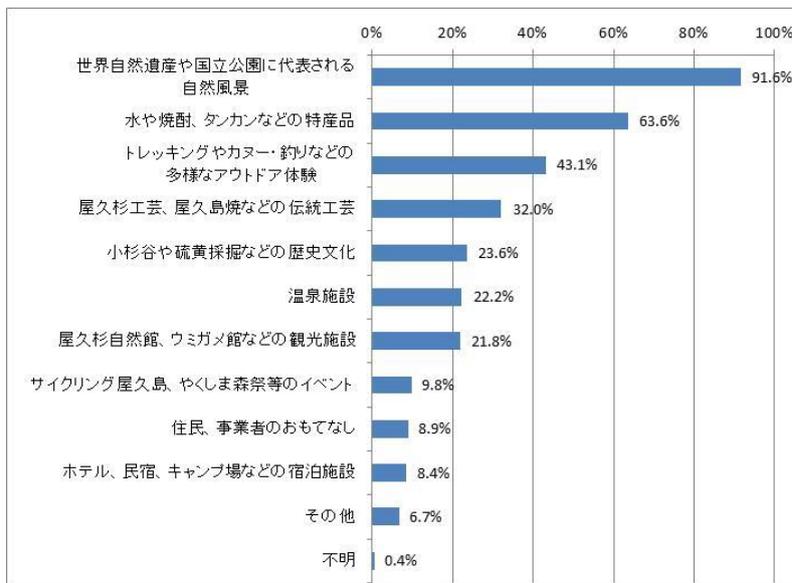
■観光客増加に伴う悪影響（N=225）



⑤屋久島町の観光において誇れるもの

屋久島町の観光において誇れるものについてみると、「世界自然遺産や国立公園に代表される自然風景」が91.6%と圧倒的に多くなっています。次いで「水や焼酎、タンカンなどの特産品」63.6%、「トレッキングやカヌー・釣りなどの多様なアウトドア体験」43.1%などとなっています。

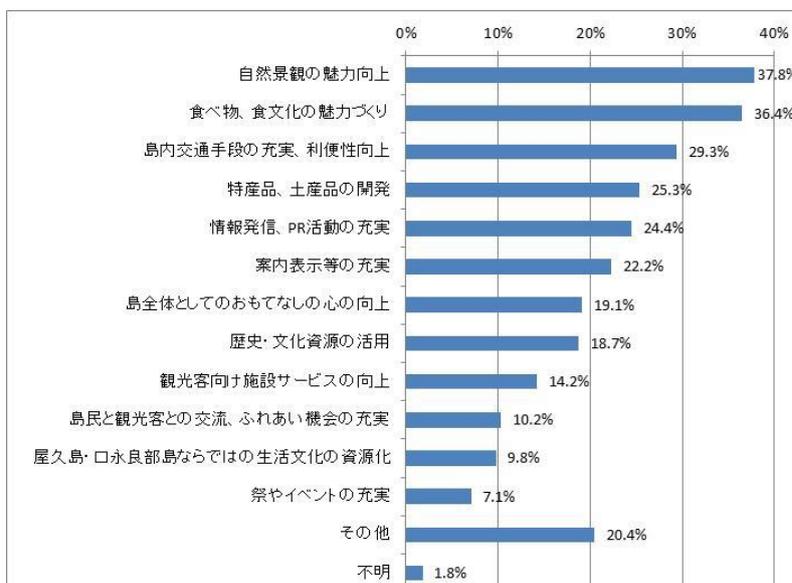
■屋久島町の観光において誇れるもの（N=225）



⑥屋久島町の観光振興において必要な取り組み

屋久島町の観光振興において必要な取り組みについてみると、「自然景観の魅力向上」が37.8%と最も多く、次いで「食べ物・食文化の魅力づくり」36.4%、「島内交通手段の充実、利便性向上」29.3%、「特産品、土産品の開発」25.3%などとなっています。

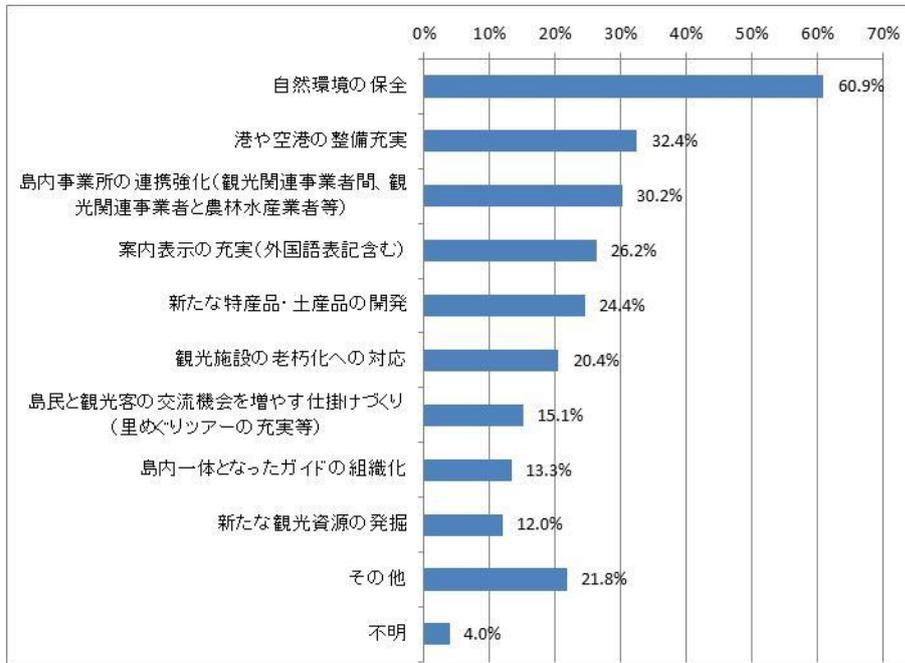
■屋久島町の観光振興において必要な取り組み（N=225）



⑦屋久島町が観光振興を進める上で重視してもらいたい事項

屋久島町が観光振興を進める上で重視してもらいたい事項についてみると、「自然環境の保全」が60.9%と最も多く、次いで「港や空港の整備充実」32.4%、「島内事業所の連携強化（観光関連事業者間、観光関連事業者と農林水産業者等）」30.2%などとなっています。

■屋久島町に重視してもらいたい事項（N=225）



(3) 旅行会社向けアンケート調査結果

①調査の概要

- 対 象 先：屋久島の旅行商品を扱う旅行会社、代理店（77社）
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収
- 回 収 状 況：28社（回収率36.4%）

②屋久島観光における魅力や商品価値

屋久島観光における魅力や商品価値についてみると、「世界自然遺産（自然、自然環境）」が78.6%と最も多く、次いで「自然体験（登山、トレッキング）」28.6%、「屋久杉（縄文杉等）」17.9%などとなっており、世界自然遺産としての魅力や商品価値が非常に高いことがうかがえます。

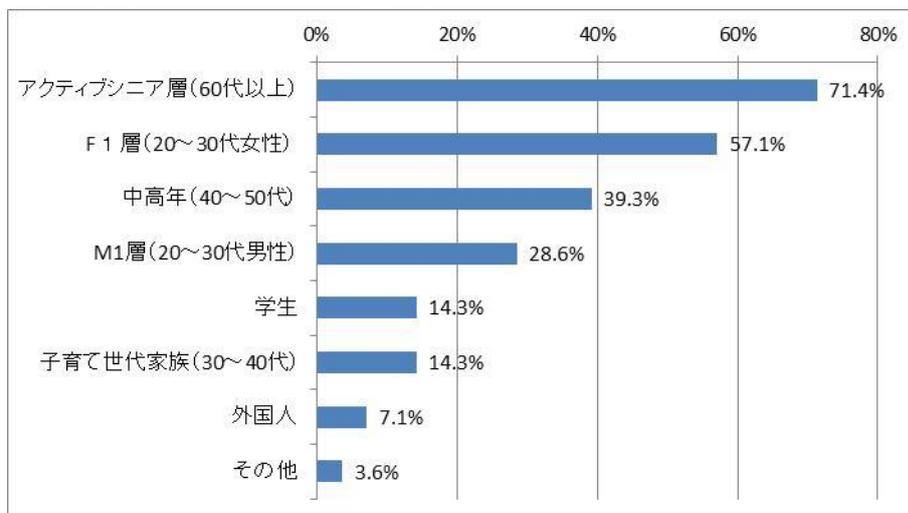
■魅力や商品価値（複数回答）

魅力や商品価値	件数	割合
世界自然遺産(自然、自然環境)	22件	78.6%
自然体験(登山、トレッキング)	8件	28.6%
屋久杉(縄文杉等)	5件	17.9%
その他	5件	17.9%
合 計	28件	100.0%

③今後のツアーや旅行商品のターゲット層

今後のツアーや旅行商品を企画する際のターゲット層については、「アクティブシニア層（60代以上）」が71.4%と最も多く、次いで「F1層（20～30代女性）」57.1%、「中高年（40～50代）」39.3%などとなっています。

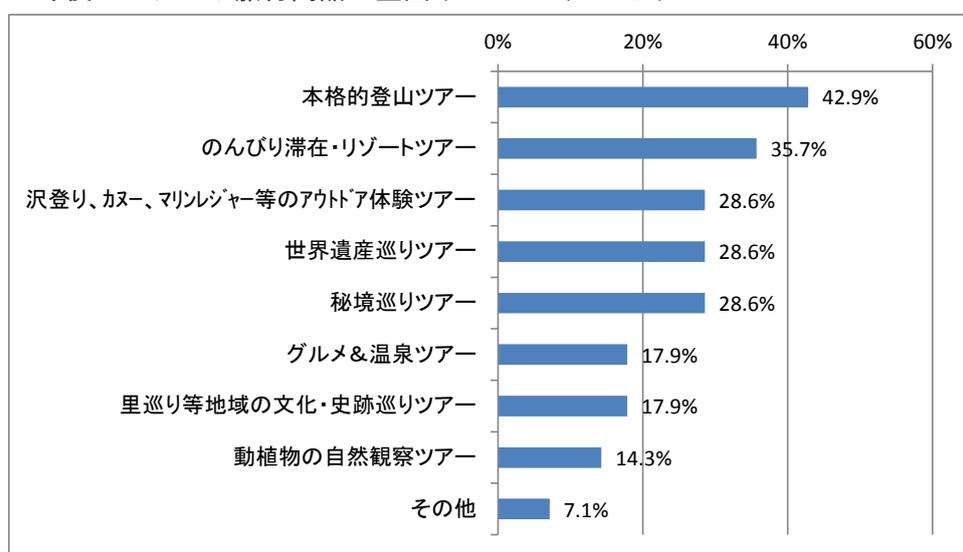
■ターゲット層（N=28 複数回答）



④今後のツアーや旅行商品のイメージ

今後のツアーや旅行商品の企画イメージについてみると、「本格的登山ツアー」が 42.9%と最も多く、次いで「のんびり滞在・リゾートツアー」35.7%、「沢登り、カヌー、マリッジ等アウトドア体験ツアー」、「世界遺産巡りツアー」、「秘境巡りツアー」がともに28.6%などとなっています。

■今後のツアーや旅行商品の企画イメージ（N=28）



⑤屋久島町が取り組むべき課題等

屋久島町が今後取り組むべき課題等として以下のような内容が挙げられています。

■屋久島町が取り組むべき課題等

分類	内容
自然環境	自然破壊、ゴミ問題、課金する対象を増やす。
	登山(宮之浦)、トレッキング(縄文杉)は入場登録して有料化に。
	西部林道周辺の整備。現状小型バスまでしか入らないので、大型バスまで入れるよう、道を広げれば、永田浜や大川の滝に行く人も増え、連泊コースも作りやすくなると思う。
	個人的にですが、今のままの自然をいかに残すかという点に重点を置いた方がいいと思います。ただ、簡易トイレや縄文杉へのシャトルバスのチケットなど、鹿児島港をはじめとする各港で購入できるようにして、簡易トイレなどは必ず装備する品目にしてほしいと思います。
体験、ツアー	縄文杉以外の観光方法(他トレッキング、体験、観光モデルコース...etc)提案。
	当社としても、重点的に意識しているが、リピーター化を強化する為に、島の日常が体験出来るお散歩ツアーや漁業体験の他、地元の飲食店と連携したツアーなどにより、島民との触れ合いをテーマに商品展開を行っているが、山だけではない素材の開拓が重要だと思う。
	縄文杉だけでなく屋久島(リゾート感、非日常感)要素や地元の商店などとの連動(地域通貨や特典クーポンなど)。
	3泊の場合、時間が余るので、新しい体験プランなどの開発。

■屋久島町が取り組むべき課題等（続き）

分類	内容
観光施設	雨天(または荒天)時に、見学・体験できる施設を増やしてほしい。
	宿泊施設の充実を希望。
	宿泊施設の充実。
	天候に左右されない観光素材があれば良いと思います。
	ホテル客室の増加を期待します。
	教育旅行に携わる者にとって大規模なホテル設置。
	二次交通と飲食施設の充実。
	洋式の公衆トイレがもっと増えると有難いです。
交通インフラ	鹿児島～屋久島間の船の増便。
	アクセス料金が高くなっている。
	高速船の代金。
	繁忙期におけるレンタカー不足。高齢者が満足に楽しめる島内周遊交通手段。
	空港拡張と機材大型化、高速船の値下げ
	交通費の値下げや効率化が必要。
	屋久島へのアクセスの改善。特に空路、滑走路延長によるジェット化。
	島内アクセスの改善。
	公共交通機関による島内のアクセス。
	Air料金の改善。
食事	昼食のバリエーションを広げてほしい。
	郷土料理など、食事の充実。
おもてなし	「人とのふれあい」要素が少なく、ホスピタリティも弱い。
情報発信	冬季、自然散策が困難な場合、時期の取組や魅力の伝え方etc、情報発信をしてほしいです(自然に魅力を感じる方が多いので、それ以外の食事)。
	屋久島観光協会のホームページを見やすく改良してほしい。
	食事施設(昼食)の情報発信。
	SNSを利用した情報発信。
その他	地域一体となった観光誘致。
	官民の足並みが悪い。ガイドの質もバラバラと聞く。
	他地域(島)との連携。

5 屋久島町の観光の課題

観光に関する全国・県内・屋久島町の動向や各種調査結果からみた観光の実態等を踏まえると、屋久島町の観光については、以下の6点が課題であると考えられます。

(1) 滞在的魅力の発掘・育成とリピーターの確保

屋久島町を訪れる観光客の満足度は総じて高く、特に自然体験や景観に対する評価は突出しています。一方で、登山や自然体験をする前後の楽しみ方や雨の日・天候不良時の過ごし方について充実させるべきであるとの指摘もあります。また、観光のあり方も従来のマストツーリズムから体験型観光やニューツーリズムへと変化してきており、町民との触れ合いや地元歴史や文化に触れる場の創出も求められています。

さらに、人口減少社会が進む中で、今後、全体の旅行需要が拡大することは期待できないため、リピーターを確保していくことが喫緊の課題となっています。

こうしたことから、世界自然遺産としての魅力をさらに高めるとともに、里地や施設等の魅力向上を図り、エコツアーや町民との触れ合いなど国籍や老若男女、障害等の違いを問わず全ての人々が満足する、屋久島らしい多様な楽しみ方を企画・提案し、オフシーズンや天候不良時でも楽しめる観光地として、来島頻度を高めてもらうための仕掛けづくりが必要です。

(2) 地域の資源（ヒト・モノ・カネ）のネットワーク化と循環の仕組みづくり

観光は総合産業であり、その振興の効果は農林水産業や製造業、飲食サービス業等幅広い産業に波及すると言われていています。屋久島町では、観光が主要産業であり、地域の経済活動や雇用面において重要な役割を担っていますが、現状では、観光産業以外への波及効果あまり見られないとの指摘もあります。この波及効果を高めるためには、地域の資源（ヒト・モノ・カネ）の連携を強化し、観光客の消費を誘発していくことが必要です。

こうしたことから、地域の資源（ヒト・モノ・カネ）が地域内で循環する仕組みを構築し、経済活動を活発化させ、更なる雇用を創出し、地域を活性化していくことが重要です。

(3) 安心・安全・快適な基盤環境の整備と情報発信

屋久島町を訪れる多くの観光客が縄文杉や白谷雲水峡等の登山やトレッキングを目的としています。そうした観光客のためにも、屋久島らしい観光地の景観整備や、登山道や観光ルートへの安全確保はインフラ整備の基本となります。また、冬場や天候不良時には通行止めや船・飛行機の欠航も多発することから、それらを含めた情報を正確にかつタイムリーに発信していくことが重要です。さらに、今後増加が見込まれる外国人観光客に対応していくために、多言語表記の案内板整備や海外向けの情報発信を強化していくことも求められます。

こうしたことから、観光客をはじめ全ての人々が安心・安全に訪れることができるインフラを整備し、快適に滞在できる施設や交通等の基盤環境の充実を図るとともに、国内外の観光客向けの情報発信を強化していくことが必要です。

(4) 地域への誇りと愛着を持った“まちぐるみのおもてなし”の推進

国内で初めて世界自然遺産に登録された地域を有する屋久島町では、自然と環境を基本的資産として活用しながら、持続可能なまちづくりに取り組むことが求められています。また、観光客にとって屋久島町の自然環境に対する評価が高いのは当然ながら、町民にとっても屋久島町の観光において誇れるものとして「世界自然遺産や国立公園に代表される自然風景」が突出して多く挙げられています。

このかけがえのない世界自然遺産地域に代表される特異な生態系と優れた自然景観を保全・活用していくためにも、町民一人一人が誇りと愛着を持って自然環境を保護し、地域の歴史と文化を大切にしながら、次世代へと受け継いでいくことが必要です。

また、その魅力を観光客に伝えていくためには、観光産業の従事者だけでなく、町民の協力が不可欠であることから、“まちぐるみのおもてなし”を推進する必要があります。

(5) 新たな枠組みによる推進体制の構築と広域的な連携の強化

観光は裾野の広い産業であり、その関連業種や関係機関・団体は多岐に渡ります。観光振興を図る上では、それら関係者が共通認識の下、各種施策等に取り組むことが効果的かつ効率的な観光を推進する上で重要なポイントとなります。

また、今後の世界遺産登録の動きやユネスコエコパークへの登録等を考慮すると、奄美群島や県本土、さらには日本各地の観光地との広域的な連携も視野に入れる必要があります。

こうしたことから、屋久島町の観光を推進する上では、関係機関や団体が単体ではなく、従来の行政や事業者の枠を越えた連携を図りながら、新たな枠組みの観光推進体制の構築と広域的な連携の強化が必要になります。

(6) 屋久島と口永良部島の連携強化による新たな観光魅力の発信

屋久島町の観光は、観光客や旅行会社等から非常に高く評価されている一方で、世界自然遺産に頼り過ぎているとの指摘もみられており、新たな観光素材の発掘や提供が求められています。

口永良部島は、観光資源として温泉や釣り、食、島ぐるみのおもてなし等多くの魅力を有しているながら、日帰りができない交通アクセスの問題や観光客・旅行会社へのPR不足などから、これまで積極的な活用がなされていませんでした。

こうしたことから、口永良部島の資源を再評価し、その魅力を掘り起こすとともに、屋久島との連携を強化し、新たな観光魅力として発信していくことが必要です。

しかしながら、平成27年5月29日、口永良部島新岳の噴火を受け、全島民避難を余儀なくされました。今後は完全帰島に向けた生活支援やライフラインの復旧が最重要課題となっています。

まずは、復旧・再生に向けた事業を展開しながら、復興とあわせて火山とともに生きる魅力を発信していく必要があります。

第4章 屋久島町観光基本計画の基本方針

1 基本理念

屋久島町観光基本計画における基本理念については、平成5年に世界自然遺産登録に先駆けで決議された「屋久島憲章」と平成25年に世界自然遺産登録20周年を機に発表された「屋久島からのメッセージ」に盛り込まれた理念や目標等を十分に踏まえ、その方向性に基づいて設定します。

(1) 屋久島憲章

<屋久島憲章>

(前文)

地球と人類の宝物である屋久島。

この島は、周囲132km、面積503km²の日本で5番目に大きい島である。

屋久杉を象徴とする森豊かな大自然に抱かれ、神々に頭をたれ、流れに身を淨め大海の恵みに日々を委ねて人々が生きた島。

この島は、はるかな昔から人々の魂を揺さぶりつづけ、近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島である。そして今、物質文明の荒波をようように免れた屋久島は、その存在そのものが人間に対する啓示であり、地球的テーマそのものである。

この島に住む私たちは、この屋久島の価値と役割を正しくとらえ、自らの信念と生きざまによって、この島の自然と歴史に立脚した確かな歩を始める。そのため、この島の自然と環境を私たちの基本的資産として、この資産の価値を高めながら、うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていくことを原則としたい。

この原則は、行政機関はもちろん、屋久島に係わる全ての人々が守るべき原則でありたい。

国の自然遺産への登録も、鹿児島県の環境文化村構想も、この原則を尊重し、理想へ向けて、その水準を高く100年の計を誤らず推進されることを願うものであり、これを契機として、次のことを目標とし、ここに屋久島憲章を定めます。

[条文]

1. わたくしたちは、島づくりの指標として、いつでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全と創造につとめ、そのことによって屋久島の価値を問いつづけます。
2. わたくしたちは、自然とのかかわりかたを身につけた子供たちが、夢と希望を抱き世界の子供たちにとって憧れであるような豊かな地域社会をつくります。
3. わたくしたちは、歴史と伝統を大切にし、自然資源と環境の恵みを活かし、その価値を損なうことのない、永続できる島づくりを進めます。
4. わたくしたちは、自然と人間が共生する豊かで個性的な情報を提供し、全世界の人々と交流を深めます。

(2) 屋久島からのメッセージ

<屋久島からのメッセージ>

20年前、私たちは、屋久島が人類の遺産として評価され世界自然遺産に登録されたことを心から喜び快哉を叫びました。

この島に寄せられる思いは多種多様ですが、国家石油備蓄基地計画、ロープウェイ構想を否定し、原生林の保全と活用について葛藤した私たちが渴望したことは、この島の正しい位置づけと活用でありました。そして、この屋久島の役割を全うするために痛感したのが、一つの理念と一人の人格に基づく島づくりであります。

世界自然遺産登録を契機に私たち自らの思いを屋久島憲章として定め、その理念と目標を掲げました。この島の将来を展望し熱心な議論の繰り返しを経て屋久島町誕生し6年になります。

屋久島は地球誕生からの永い歳月を経て無限の生命が循環と共生をくり返す生命の島であり、この時代を生きる人々が抱く欲求に答えてくれる島です。これからの人類が進むべき道筋を啓示し生命あるものへの問いかけと洞察を促し、人類が辿ったはるかな昔への回帰の思いを誘う島であり、人々に感動を与えつづける不思議な潜在力を秘めた島です。自然の営みに身を委ね、自然を畏怖し敬虔と感謝の年で島人が生き、無限の生命と共生する思いで培ってきた伝統や文化が生きつづける島でもあります。

私は世界自然遺産登録から20年の歩みの中で、この島が抱える諸問題に内在する本質を見極め、屋久島に相応しい島づくりに邁進したいと存じます。

この島のかげがえのない大きな世界を深く自覚し、責任を負う者として次にお示しすることをお約束し、国・県を始め屋久島に関わるすべての方々に、この島の保全と活用についてお力添えをお願いする次第です。

- 一、世界自然遺産登録地域の保全と活用について、この島に関わる全ての団体や個人が各々の立場で参加・協力する屋久島独自のしくみを確立します。
- 一、豊かな自然が豊かな人間性を育むという知恵とオープンフィールドミュージアムと評価される島の力を活かし、人格形成期にある日本中の青少年が一度は通過する島として位置づけ、広い意味での教育の場としての活用を図ります。
- 一、国内の世界自然遺産地域と連携し、登録地域の役割と活用を促す運動を展開しリーダーとしての責任を果たします。
- 一、生命の島として高く評価され、生命溢れる自然資源を観光立町の永久の資産として次世代に遺すため、その運用や観光のあり方を屋久島ルールとして確立します。
- 一、屋久島固有の歴史、伝統文化を生かす各々の集落や団体の個性ある取り組みを継承し、この島ならではの地域づくりと産業の振興を推進します。

(3) 基本理念

屋久島町の観光の課題等を踏まえるとともに、前述の「屋久島憲章」及び「屋久島からのメッセージ」に掲げる方向性に基づき、観光基本計画における基本理念を以下のように設定します。

<基本理念>

エコツーリズムによる世界自然遺産『屋久島』の価値創造と観光立町

■歴史と伝統を大切にし、自然資源と環境の恵みを活かし、その価値を損なうことのない、この島ならではの豊かな地域づくりと産業振興を推進する。

- 先人たちが築き上げてきた歴史や文化といった伝統を保全するとともに、それらを育んできた自然環境とその恵みによってもたらされる恩恵を大切に受け継いでいくことが、屋久島町の観光の魅力であり、これからも変わることのない普遍的価値であると考えます。
- この価値を損なうことなく活用し、住民と観光客双方にとって「住んでよし、訪れてよし」の豊かな地域づくりと産業振興へとつなげていきます。

■屋久島町の貴重な資源の保全と活用について、島に係わる全ての団体や個人がそれぞれの立場で参加・協力する屋久島町独自の観光の仕組みを確立する。

- 屋久島町では、世界に誇れる自然環境とその恩恵を活かしたエコツーリズムの推進に取り組んでいます。このエコツーリズムの概念は「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方」と定義されています。
- こうしたことから、屋久島町の自然環境や歴史文化といった貴重な資源を保全していくためには、そこに住む町民や観光事業者だけでなく、行政や関係団体、屋久島町に訪れる観光客等全ての方々がそれぞれの役割を認識した上で、参加・協力する必要があります。
- そのため、屋久島町独自の観光のルールやマナー、自然環境や文化を保全・活用する仕組みを確立し、持続可能なまちづくりを目指します。

2 基本方針

(1) 基本方針

基本理念に基づく取組の基本方針として以下の6つを掲げます。

基本方針1 エコツーリズムの島「屋久島」から世界に誇れるワンランク上の観光まちづくり

～量から質への転換を図り、リピーターを育成し、また来たくなる「屋久島」～

- 世界自然遺産の強みを活かしながら、エコツアーや住民との触れ合いなど国籍や老若男女、障害等の違いを問わず全ての人々が満足する屋久島らしい多様な楽しみ方を提供し、オフシーズンや天候不良時でも楽しめる地域として滞在型観光のレベルアップを図り、何度も訪れたい「屋久島」としてワンランク上の観光地を目指します。

基本方針2 地域資源(ヒト・モノ・カネ)の融合による循環する仕組みづくり

～地域の資源を活用し、地域が潤う「屋久島」～

- 地域の資源(ヒト・モノ・カネ)を地域内で循環させることで、観光振興の波及効果を全産業や地域へ広げ、地域産業の活性化や雇用創出を図り、地域全体が潤う「屋久島」を目指します。

基本方針3 満足度向上につながる受入基盤・環境の整備と情報発信

～住民、観光客双方が快適に過ごせるまち「屋久島」～

- 観光客が安心・安全に登山や滞在型観光ができるインフラ整備を図り、快適に過ごせる里地での施設や交通等の基盤環境の充実を図ります。また、屋久島の魅力や地域性の情報発信・プロモーションの充実を図ります。

基本方針4 「島いところ」の精神によるおもてなし

～地域愛から生まれる絆づくりのまち「屋久島」～

- 世界自然遺産に住む住民として誇りと責任を持ち、自然環境の保護や地域の歴史と文化を大切にすると人材育成に取り組みます。また、観光関係者や住民、ガイドのホスピタリティ醸成や向上を図り、島ぐるみのおもてなしを推進します。

基本方針5 協働による広域的・横断的ネットワーク体制づくり

～地域一体となって推進する観光まちづくり「屋久島」～

- 従来の行政や事業者の枠を越えた関係者が連携しながら効果的に観光計画(事業)を推進できる体制を構築します。また、種子島や奄美、県本土等と有機的に連携しながら観光客の誘客や情報発信を行います。

基本方針6 自然の鼓動を体感する火の島「口永良部島」の活用

～災害復興をきっかけに、さらなる進化を目指す「口永良部島」～

- 口永良部島は屋久島町の中でも、火山の恵みを受ける島として屋久島とは違った魅力があり、火山とともに生きてきた歴史・文化があります。まずは、噴火後の復旧、再生に向けた事業を展開しながら、復興とあわせた観光の推進を図り、災害復興をきっかけに、さらなる進化を目指し取り組みます。

(2) 数値目標

本計画を推進するにあたって、次のとおり、数値目標を設定します。

なお、計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間ですが、数値目標としては中間年となる5年後の平成32年度を目標年とし、目標値を設定しています。

	平成26年度 現状値(A)	平成32年度(目標年) 目標値(B)	対平成26年度増加率 (B-A)/A
入込客数	284,684人	350,000人	23%増

資料：平成26年度の入込客数は種子屋久観光連絡協議会「年度別入込客数調べ」による。

3 基本計画体系図



観光基本計画において重点的に取り組むプロジェクト

1. 世界自然遺産の保全と活用を基本とした山岳観光の振興

屋久島町のシンボルでもある縄文杉や世界自然遺産地域に登録されている奥岳とその周辺を含めた山岳部を保全し、次世代へ受け継いでいくことは屋久島町に関わる全ての人たちの責務です。そのため、世界自然遺産の保全と活用について、独自のルールや仕組みづくり、山岳観光のあり方を関係機関と連携しながら展開します。

2. 世界とつながるゲートウェイ機能の拡充

屋久島町はその地理的特性から観光客が最初に通過する場所は空港や港に限定されます。そのため、屋久島町の玄関口である空港や港の機能を拡充し、訪れやすいインフラ整備やおもてなし活動を展開することで、観光満足度の向上を図り、新たな観光需要の創出やリピーター獲得につなげます。

3. 観光立町を推進する屋久島町観光推進会議(仮称)の発足

世界自然遺産の保全と活用を図り、観光立町として全世界へ発信していくためにも、行政、民間、町民、関係機関が一体となり、観光や環境に関する合意形成や連携を図っていく新たな推進組織が必要になります。そのため、本計画に位置づけられた事業を戦略的かつ具体的に推進する「屋久島町観光推進会議(仮称)」を発足します。

第5章 基本施策

1 エコツーリズムの島「屋久島」から世界に誇れるワンランク上の観光まちづくり

(1) 世界自然遺産の魅力を高める山・川・海・里のエコツアーや体験型メニューの充実

屋久島が有する山・海・川・里の多様な資源の魅力を引き出し、世界自然遺産との相乗効果により滞在時間の延長やリピーターの獲得につながるエコツアーや体験型メニューの充実、全ての人が屋久島を体験できるメニューの推進を図ります。

■具体的事業

- 自然体験型エコツアーのさらなる充実と里地との連携強化
- 集落の個性を生かした里のエコツアーの推進
- アウトドアスポーツ（スキューバ、カヌー等）の推進
- 登山目的の観光客に対応した体験型プログラムの開発
- 国籍や老若男女、障害等の違いを問わず、屋久島を体験できるメニューの推進 など

<自然を体感する魅力>



(2) 次世代リピーター育成に向けたメニューの充実

世界自然遺産としてのフィールドを活用し、学生等を対象としたグリーンツーリズムやブルーツーリズム、教育旅行等を積極的に推進し、将来的なりピーターの獲得に向けたメニューの充実を図ります。

■具体的事業

- 環境教育フィールドとしての利活用の推進（SSH 招へい、環境宿泊学習の受入）
- 宿泊業者と連携したグリーン（ブルー）ツーリズムの推進（半観半民）
（※半観半民…半分は観光宿泊施設に宿泊し、半分は農家（漁家）民泊する意味）
- 室内スポーツを中心としたスポーツ合宿等の受入
- 屋久島の民話等を活用したプログラムやスタンプラリー等の周遊する仕掛けづくり

など

(3) 雨の島「屋久島」を観光資源とした取り組みの展開

屋久島の魅力は屋外での体験が中心となることから、雨や悪天候時、夜間でも楽しめる魅力ある観光オプションづくりに取り組みます。

■具体的事業

- 雨の島を楽しむメニューづくり
- 歴史、文化を体験できる施設の整備
- 朝や夜の観光体験メニューづくり（温泉めぐり等）など



(4) 観光客協力・参加型イベントや行事の開催

屋久島の伝統あるイベントや行事を継承し、観光客にも参加・協力してもらうことで、住民との交流や触れ合いの場を創出し、屋久島の新たな魅力を伝えていきます。

■具体的事業

- 観光客が既存イベントや行事に参加・協力できる仕組みづくり
- 集落イベント・行事の情報発信の強化 など

<集落イベント・行事、伝統芸能>



2 地域資源(ヒト・モノ・カネ)の融合による循環する仕組みづくり

(1) 屋久島独自の地産地消流通体制の構築と食の充実

屋久島の農林水産物を町内の宿泊施設や飲食店で提供できる独自の流通体制を構築し、屋久島の食文化の発信と充実を図ります。

■具体的事業

- 生産者と観光事業者、飲食店等が連携した農林水産物の島内流通の仕組みづくり
- 健康、LOHAS等をテーマとした新たな屋久島食、郷土食の開発
(※LOHAS…健康と環境、持続可能な社会生活を心がけるライフスタイル)
- 郷土料理、食文化の発掘と提供機会の創出
- 集落の行事、イベント等での郷土料理の発信 など

(2) 地場産業と連携した島内消費を促す仕組みづくり

観光客の島内消費を高めるため、地場産業と連携した屋久島の土産品や食の開発に取り組み、それらを購入・消費できる場の創出に取り組みます。

■具体的事業

- 屋久島の食と観光・交通等の情報を発信する拠点の検討
- 健康、LOHAS等をテーマとした新たな屋久島食、郷土食の開発【再掲】
- 屋久島の伝統工芸の体験メニュー化
- 商店街と連動した食のイベントの創出
- 無人市の集約等による購入しやすいシステムの検討 など

(3) 観光客と住民の交流機会の創出

観光客と住民の交流により、屋久島の文化や魅力を発信し、リピーターにつながる「屋久島ファン」や「よりコアな屋久島ファン」の創出を図り、観光交流による地域活性化を目指します。

■具体的事業

- 交流を広げるイベント企画や伝統芸能のブラッシュアップ(宿泊施設でのマルシェや地域芸能披露等)
- 集落の個性を生かした里のエコツアーの推進【再掲】
- 既存イベントや行事の観光客が協力、参加できる仕組みづくり【再掲】 など

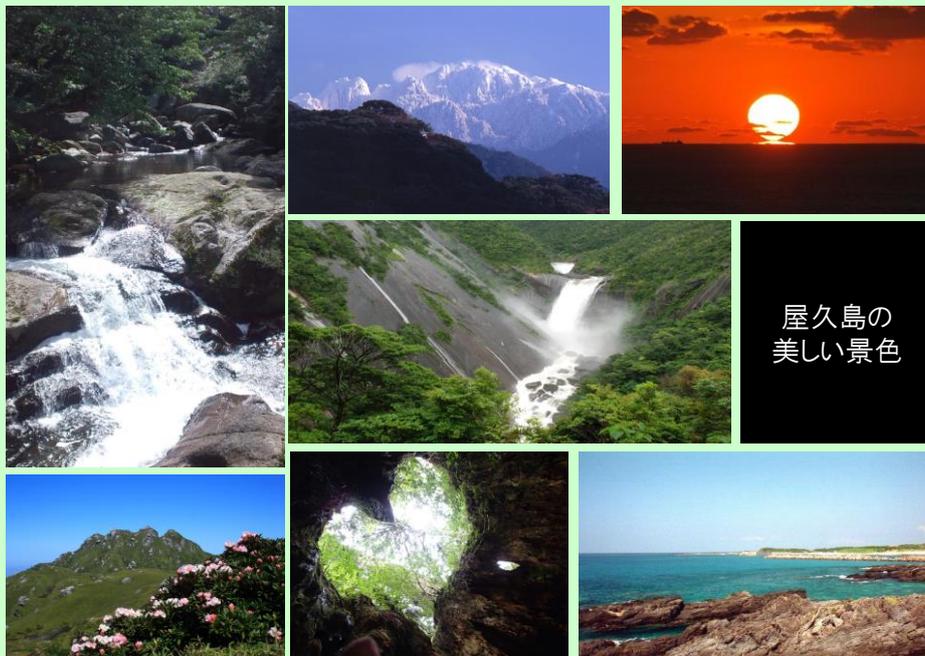
3 満足度向上につながる受入基盤・環境の整備と情報発信

(1) 世界自然遺産にふさわしい景観・環境の保存と形成

世界自然遺産地域及びユネスコエコパーク登録地として自然と人との共生及び安心・安全を基本に、全ての人に満足していただく屋久島らしい観光地の景観や受入環境の整備を推進します。

■具体的事業

- 自然との調和、環境に配慮した観光地や景観スポットの整備
- 安全に配慮した登山道やアクセス箇所の整備
- 歴史的、文化的景観保存と活用の推進（小杉谷、石塚集落、楠川城跡等）
- 屋久島らしい路傍植栽活動の推進
- 全ての人にやさしい観光地づくり など



<歴史的資源の保存・活用（小杉谷集落）>

■空から見た全盛期の小杉谷集落



■森林軌道と小杉谷事業所跡の記念碑



(2) CO₂フリーの島づくり

世界自然遺産のまちとして、自然との共生を第一にCO₂フリーの島づくりに取り組みます。

■具体的事業

- 公用車や観光施設、事業者等での電気自動車（EV）やエコカー導入の推進
- 環境に配慮した山岳部や観光施設等への相互乗り入れの推進 など

(3) 利便性の高い交通アクセス環境の整備

住民及び観光客が利用しやすい交通アクセス環境を整備します。

■具体的事業

- 乗り継ぎを考慮したダイヤや路線の検討
- 新たな交通基盤の整備検討（空港拡張、大型船寄港に向けた整備） など

(4) インバウンドに対応したハード整備と情報発信

増加する外国人観光客に対応し、快適な旅行環境を提供するために、受入環境の整備や情報発信の強化に取り組みます。

■具体的事業

- 国際化に対応した受入環境づくり（接客研修の充実や対応マニュアル等の作成）
- 観光コンシェルジュ（外国語ボランティア含む案内人）の確保、育成
- 県と連携したインバウンドプロモーション
- パンフレットや案内板等のユニバーサルデザインの推進 など
（※ユニバーサルデザイン…文化、言語、国籍や老若男女、障害等の違いを問わず利用できる施設や製品等のデザイン）

(5) 利用者の視点に立った観光情報の充実と多様な媒体等を通じた情報発信

屋久島の魅力発信と誘客促進のためにも、国籍や老若男、障害等の違いを問わず全ての人の利用目線に立った情報発信の充実・強化を図り、新たな観光需要の開拓や滞在時間の延長、島内での消費拡大を目指します。

■具体的事業

- 旅行会社と連携した誘客プロモーションの展開
- 広報誌やSNS等を利用したきめ細かな情報発信の強化
- 統一デザインやわかりやすいパンフレット、案内板等の整備推進
- 集落イベント、行事の情報発信の強化【再掲】
- 観光（宿泊情報等）・交通情報（通行止め、運航情報等）の一元化と情報受発信システムの構築 など

4 「島いところ」の精神によるおもてなし

(1) 町民主導のおもてなしの推進

観光事業者だけでなく、本町民全員で観光客をおもてなしすることで、町民と観光客の交流を促進し、地域の活性化につなげます。

■具体的事業

- あいさつ日本一運動
- クルーズ船おもてなしの推進
- 集落の個性を生かした里のエコツアーの推進【再掲】
- 観光客が既存イベントや行事に協力、参加できる仕組みづくり【再掲】
- 広報誌やSNS等を利用したきめ細かな情報発信の強化【再掲】
- 屋久島らしい路傍植栽活動の推進【再掲】 など

(2) 屋久島の歴史・文化を学ぶ機会の提供

町民一人ひとりが屋久島町の歴史や文化を学ぶ機会を提供し、地域への誇りや郷土愛を醸成するとともに、おもなしの心を育みます。

■具体的事業

- 屋久島高校と連携したおもてなし活動の推進
- 小中高生向け環境教育の充実
- 町民向け講習会や研修会等の開催（シンポジウム、屋久島検定等） など

(3) 「島いところ」の精神を担う人材の育成と活用

「島いところ」の精神を次世代に継承していくために、観光事業者を中心におもてなしのレベルアップを図り、屋久島の観光を担う人材育成に取り組みます。

島いところ…「島いところ」とは島回りの慣習があった頃、別の集落に泊まってお世話になった人と身内以上の付き合いをすることを意味する。本計画では「島いところ」を助け合いの精神として捉えている。

■具体的事業

- 観光コンシェルジュ（外国語ボランティア含む案内人）の確保、育成【再掲】
- 環境文化村センターや屋久杉自然館と連携したインストラクターの育成
- ガイド認定制度の推進
- 屋久島高校と連携したおもてなし活動の推進【再掲】 など

5 協働による広域的・横断的ネットワーク体制づくり

(1) 屋久島町観光推進会議（仮称）の発足とマネジメント力の強化

本町の観光基本計画を戦略的かつ効果的に展開していくために、行政や観光事業者だけでなく、町民や地域の他業種の事業者等多様な主体が連携した観光プラットフォームを構築し、本町全体で観光振興と地域活性化に取り組みます。

■具体的事業

- 屋久島町観光推進会議（仮称）の発足
- 観光動向や顧客満足度を把握する統計調査の実施
- 観光施策の評価、検証の実施 など

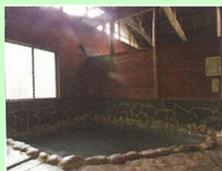
(2) 口永良部島との連携強化

口永良部島の復旧・再生がすすみ、今後火山とともに生きる魅力を発信することで、更なる魅力向上が図り、滞在時間の延長や新たな客層の誘客など屋久島観光の可能性を高めます。

■具体的事業

- イベント等による町民間の交流促進
- 屋久島と連携した体験プログラムの開発（温泉の活用など）
- 利便性の高い交通インフラの検討（チャーター船、ダイヤ変更等）
- 口永良部島未来創造協議会との連携強化 など

■湯向温泉



■寝待温泉



■西之湯



(3) 世界遺産やエコパーク、環境教育等のテーマに応じた広域的な観光の推進

世界遺産やエコパーク、環境教育といったテーマ性を持って県内外の自治体と連携することで、観光客に相互の強みや観光資源を有効活用した新たな楽しみ方を提供し、観光客の誘客促進と相互のさらなる発展を目指します。

■具体的事業

- 種子島と連携した教育旅行の推進や各種イベント等の開催
- 世界遺産をテーマとした奄美や県本土との連携
- 県外ユネスコエコパーク登録地との交流や情報交換
- 県と連携したインバウンドプロモーション【再掲】
- 屋久島の港、空港がむすぶ相互連携による誘客促進 など

6 自然の鼓動を体感する火の島「口永良部島」の活用

口永良部島では、平成 27 年 5 月 29 日の新岳の噴火により、島内における生活ができずに避難を余儀なくされました。今後、早期復旧を図り、できるだけ早く通常の生活が島内で送ることができるよう島の再生・発展に取り組む必要があります。

(1) 口永良部島におけるライフラインの早期復旧作業の推進

口永良部島の復興については、期間を概ね 10 年とし、復旧・再生・発展の 3 段階に区分して、まずは環境改善や住宅再建、上・下水道、電気等のライフラインの早期復旧を最優先事項として取り組む。

■具体的事業

- 被災者の生活支援
- 公共土木施設とライフラインの早期復旧 など

(2) 口永良部島の再生と新たな魅力の創出（進化）

分野ごとに復興への具体的な計画の策定・スケジュール調整・効果的な施策を展開し、通常の生活機能を取り戻す（再生）とともに、今回の災害復興をきっかけとした新たな魅力の創出（進化）に取り組む。

■具体的事業

- 行政機能の回復
- 農林水産業の初期復興
- ごみ・産業廃棄物の処理
- 商工業の復興
- 教育環境の確保
- 安全安心の地域づくり
- 保健・医療・福祉の確保
- 復興を支える財源・制度・連携の構築
- 雇用・生活資金の確保
- など



第6章 重点プロジェクト

基本施策を推進するにあたって、島内受入態勢、地域連携、受入基盤・環境整備、人づくりなど各分野に関連する横断的な取り組みが必要な施策や、現状を踏まえ取り組みの優先順位が高いと考えられる施策を重点プロジェクトとして位置付け、以下の3つのプロジェクトを推進します。

1 世界自然遺産の保全と活用を基本とした山岳観光の振興

屋久島観光のシンボルでもある縄文杉や白谷雲水峡などのある山岳部を保全し、次世代へ受け継いでいくことは、世界自然遺産として登録された屋久島に関わる全ての人たちの責務です。そのため、世界自然遺産の保全と活用について、関係機関等と連携しながら独自のルールや仕組みを構築し、屋久島における山岳観光の振興を図ります。

■具体的事業

- 「生命の島」を学ぶフィールドとして環境学習・教育、エコツアーの利用推進
- 岳参り等の山岳信仰の歴史・文化の継承・活用
- ユネスコエコパーク登録に向けた活動の展開
- 町民、観光客をつなぐガイドの育成や認定制度の推進
- 安全に配慮した登山道やアクセス箇所の整備
- 人と自然の共生を目的とした循環する仕組み・ルールの検討・導入 など

<生命力あふれる屋久島の自然と登山風景>



2 世界とつながるゲートウェイ機能の拡充

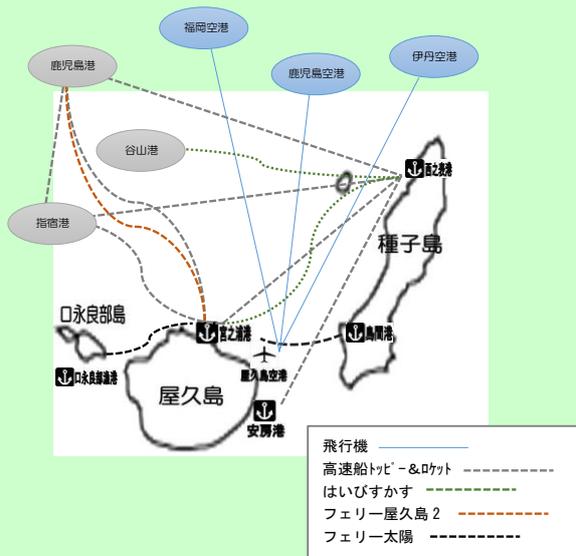
本町では、その地理的特性から来島するすべての観光客が空港あるいは港を利用します。そのため、本町の玄関口である空港や港の機能を拡充し、来島しやすいインフラ整備やおもてなし活動を展開することで、観光満足度の向上を図り、新たな観光需要の創出やリピーターの獲得につなげます。

■具体的事業

- 空港機能拡充による新たな需要開拓
- 大型クルーズ船受入に向けたインフラ整備
- 空港や港における観光情報の集約と発信
- 世界自然遺産にふさわしいゲートウェイ空間の演出
- クルーズ船おもてなしの推進 など

<島外交通全体図と屋久島空港・宮之浦港・安房港>

■島外交通全体図（再掲）



■屋久島空港



■宮之浦港



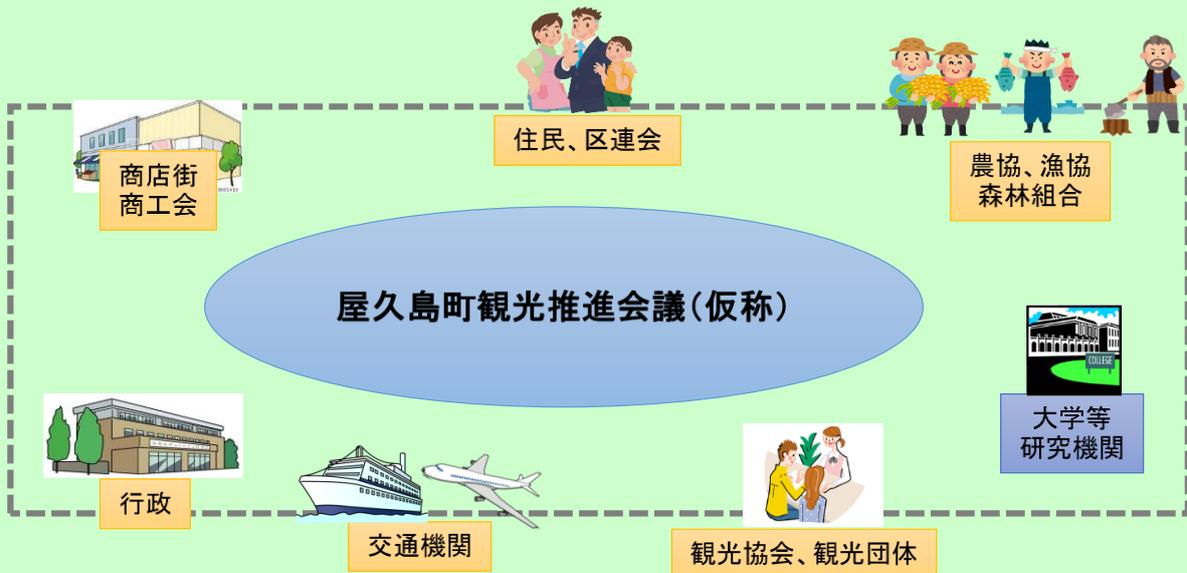
■安房港



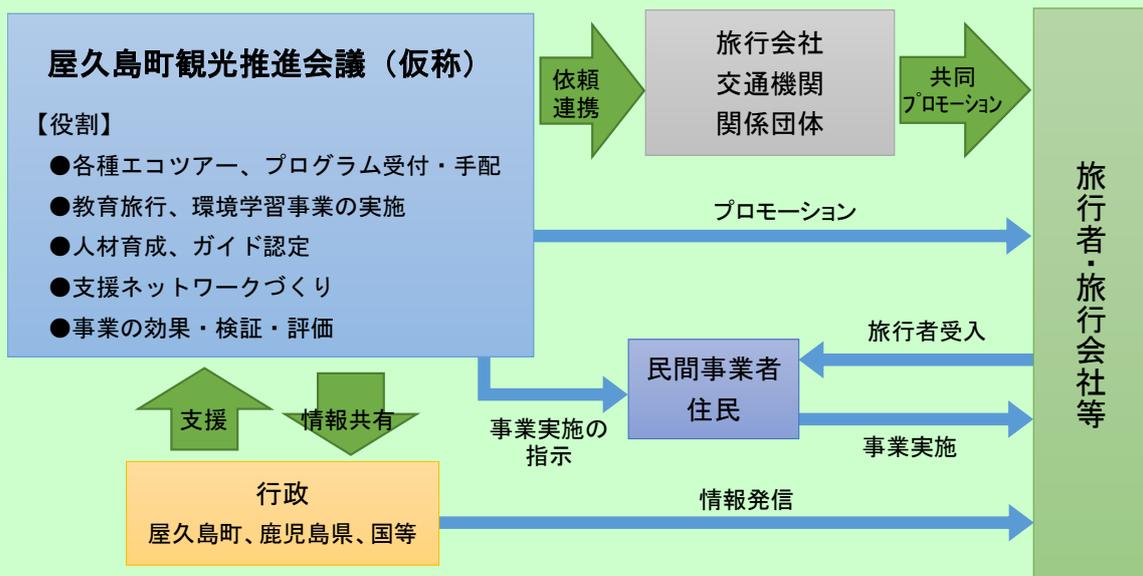
3 観光立町を推進する屋久島町観光推進会議(仮称)の発足

世界自然遺産の保全と活用を図り、観光立町として全世界へ発信していくためにも、住民、民間企業、関係機関・団体、行政等が一体となり、観光振興や環境保全に関する合意形成や連携強化を図っていく新たな推進組織が必要になります。そのため、本計画に位置付けられた事業を戦略的かつ効果的に推進する「屋久島町観光推進会議（仮称）」を発足します。

■屋久島町観光推進会議（仮称）の構成イメージ



■屋久島町観光推進会議（仮称）の運営イメージ



< 參考資料 >

参考 1：屋久島町観光基本計画策定委員名簿

平成 26 年度屋久島町観光基本計画策定委員名簿

(敬称略)

所属機関	役職	氏名	事業所所在地 (住 所)	備考
屋久島町	町 長	荒木 耕治	小瀬田	会長
屋久島町議会	議 長	日高 好作	船行	
公益社団法人屋久島観光協会	会 長	中島 純和	小瀬田	副会長
屋久島町商工会	会 長	安斎 清春	宮之浦	
屋久島町区長連絡協議会	会 長	大角 利成	尾之間	
屋久島町地域女性団体連絡協議会	会 長	山崎 奈美子	尾之間	
種子屋久農業協同組合屋久島支所	屋久島 担当常務	西橋 豊啓	尾之間	
屋久島町漁業協同組合	組合長	森田 忠寛	安房	
屋久島森林組合	組合長	牧 実寛	宮之浦	
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所	所 長	西 慎一郎	安房	
公益財団法人屋久島環境文化財団	事務局長	溝口 正明	宮之浦	

平成 27 年度屋久島町観光基本計画策定委員名簿

(敬称略)

所属機関	役職	氏名	事業所所在地 (住 所)	備考
屋久島町	町 長	荒木 耕治	小瀬田	会長
屋久島町議会	議 長	日高 好作	船行	
公益社団法人屋久島観光協会	会 長	松本 毅	小瀬田	副会長
屋久島町商工会	会 長	松本 和則	宮之浦	
屋久島町区長連絡協議会	会 長	大角 利成	尾之間	
屋久島町地域女性団体連絡協議会	会 長	山崎 奈美子	尾之間	
種子屋久農業協同組合屋久島支所	屋久島 担当常務	西橋 豊啓	尾之間	
屋久島町漁業協同組合	組合長	森田 忠寛	安房	
屋久島森林組合	組合長	牧 実寛	宮之浦	
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所	所 長	福永 徳郎	安房	
公益財団法人屋久島環境文化財団	事務局長	北原 和博	宮之浦	

参考2：屋久島町観光基本計画策定委員会規約

屋久島町観光基本計画策定委員会規約

(設置)

第1条 観光は地域の総合的戦略産業と位置付けて、観光の推進により第一次産業をはじめ、すべての産業と連携を図り、屋久島全体の活性化を図るための指針を策定するため屋久島町観光基本計画策定委員会(以下「委員会」という)を置く。

(組織)

第2条 委員会の委員は、以下の関係機関の代表者により構成する。

屋久島町 屋久島町議会 公益社団法人屋久島観光協会 屋久島町商工会 屋久島町区長連絡協議会 屋久島町女性連絡協議会 種子屋久農業協同組合屋久島支所 屋久島町漁業協同組合 屋久島森林組合 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 公益財団法人屋久島環境文化財団

(会長等)

第3条 委員会には会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は屋久島町長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は任務を総理し、副会長は会長に事故等あるとき、会長の職務を代行する。
- 4 委員の任期は委員会設立から本計画策定までとする。

(会議)

第4条 委員会は必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員会の議長は会長がこれにあたる。
- 3 会議は委員の過半数をもって成立し、議事は出席した委員の過半数の同意をもって決する。

(代理表決)

第5条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、表決を委任することができる。この場合、前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(実務担当者会)

第6条 委員会での議事の円滑な進行を図るため、委員会に関係機関の担当者等により構成する実務者会を置く。

- 2 実務者担当者会は必要に応じ、会長が招集する。
- 3 実務者担当者会の議長は、あらかじめ会長の指名する者がこれにあたる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、会長が指定する機関に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、必要なものは別に定める。

附 則

この規約は、その設立の日から適用する。

参考3：屋久島町観光基本計画策定作業部会委員名簿

平成26年度屋久島町観光基本計画策定作業部会委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名
公益社団法人屋久島観光協会 事務局長	榎 光徳
公益社団法人屋久島観光協会 ガイド部会長	満園 茂
公益社団法人屋久島観光協会 宿泊部会長	荒木 祥子
公益社団法人屋久島観光協会 運輸部会長	永迫 憲
屋久島町商工会 経営指導係	中園 浩樹
屋久島町商工会 青年部長	内田 直喜
屋久島町商工会 女性部長	下野 宣子
屋久島漁業協同組合 参事	寺田 一美
種子屋久農業協同組合 屋久島支所長	益田 達矢
屋久島森林組合 総務課長	時 寛之
本村区事業部長 口永良部島ガイド部会長	貴船 森
屋久島町地域女性団体連絡協議会 副会長	寺田 エチ子
屋久島町青年団連絡協議会 会長	岩川 卓誉
屋久島町区長連絡協議会 副会長	永綱 喜美男
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課 課長	小村 隆史
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課 主幹	廻 秀仁
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所建設課 補佐	新田 福美
屋久島環境文化財団 事業課長	寺田 太久己
屋久島町議会総務文教委員会 委員長	山崎 利広
屋久島町議会産業厚生委員会 委員長	眞邊 有次
屋久島町 副町長	岩川 浩一
屋久島町環境政策課 課長	松田 賢志
屋久島町環境政策課 自然環境係長	木原 幸治
屋久島町農林水産課 技術補佐	日高 望
屋久島町農林水産課 林務水産係長	渡辺 新
屋久島町農林水産課 農政係	越川 美幸

※事務局（屋久島町商工観光課）

平成 27 年度屋久島町観光基本計画策定作業部会委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名
公益社団法人屋久島観光協会 事務局長	
公益社団法人屋久島観光協会 ガイド部会長	満園 茂
公益社団法人屋久島観光協会 宿泊部会長	平田 晋也
公益社団法人屋久島観光協会 運輸部会長	大山 浩央
屋久島町商工会 事務局長	西川 泰伸
屋久島町商工会 青年部長	相良 雄起
屋久島町商工会 女性部長	荒木 範子
屋久島漁業協同組合 参事	寺田 一美
種子屋久農業協同組合 屋久島支所長	益田 達矢
屋久島森林組合	安楽 ひとね
本村区事業部長 (口永良部島ガイド部会長)	貴船 森
屋久島町地域女性団体連絡協議会 副会長	寺田 エチ子
屋久島町青年団連絡協議会 会長	岩川 卓誉
屋久島町区長連絡協議会 副会長	永綱 喜美男
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課 課長	小村 隆史
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課 主幹	廻 秀仁
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所建設課 技術補佐	新田 福美
屋久島環境文化財団 事業課長	川東 眞稔
屋久島町議会総務文教委員会 委員長	山崎 利広
屋久島町議会産業厚生委員会 委員長	岩川 修司
屋久島町 副町長	岩川 浩一
屋久島町環境政策課 課長	松田 賢志
屋久島町環境政策課 自然環境係長	木原 幸治
屋久島町農林水産課 課長補佐	日高 望
屋久島町農林水産課 林務水産係長	渡辺 新
屋久島町農林水産課 農政係長	辻 真喜

※事務局 (屋久島町商工観光課)

参考4：策定の主な経緯

策定の主な経緯

年 月 日	内 容
平成 26 年 8 月 4 日	第 1 回屋久島町観光基本計画策定委員会の開催
平成 26 年 8 月 29 日～31 日	第 1 回観光客向けアンケート調査の実施
平成 26 年 10 月 21 日	第 1 回屋久島町観光基本計画策定作業部会の開催
平成 26 年 10 月 28 日	第 1 回屋久島高校生（2・3 年生）ワークショップの開催
平成 26 年 11 月 2 日～4 日	第 2 回観光客向けアンケート調査の実施
平成 26 年 11 月 4 日	第 2 回屋久島高校生（2・3 年生）ワークショップの開催
平成 26 年 11 月 18 日	第 3 回屋久島高校生（2・3 年生）ワークショップの開催
平成 26 年 11 月 19 日	第 2 回屋久島町観光基本計画策定作業部会の開催
平成 26 年 12 月 22 日	第 3 回屋久島町観光基本計画策定作業部会の開催
平成 27 年 1 月 23 日	第 4 回屋久島町観光基本計画策定作業部会の開催
平成 27 年 2 月 18 日	第 5 回屋久島町観光基本計画策定作業部会の開催
平成 27 年 3 月 4 日	第 2 回屋久島町観光基本計画策定委員会の開催
平成 27 年 6～7 月	経済波及効果の調査実施
平成 27 年 7 月 31 日	27 年度第 1 回屋久島町観光基本計画策定委員会の開催
平成 27 年 8～10 月	空港需要予測の調査実施

参考5：アンケート調査票

(1) 観光客向けアンケート調査票

屋久島観光に関する観光客アンケート調査（調査員記入用）

問1 基本属性

性別	①男性	②女性		
年齢	①20歳未満	②20歳代	③30歳代	④40歳代
	⑤50歳代	⑥60歳代	⑦70歳以上	
居住地	①県内（市町村名： ）		②県外（都道府県名： ）	
同行者	③国外（国名： ）			
	①ひとり	②夫婦	③子供連れ家族	④その他家族（両親、兄弟等）
	⑤友人知人	⑥仕事仲間	⑦地域の団体	⑧学校の団体・サークル
	⑨その他（ ）		合計（ ）人（回答者含む）	
	※旅行会社の団体ツアー・パックで参加した場合、一緒に参加した家族やグループの人数を記入			

問2 旅行動態

旅行形態	①個人旅行	②フリープラン型パッケージ旅行（标ルパ ック等）			
	③観光ツアー付きパッケージ旅行	④団体旅行（地域や職場、学校等）			
	⑤その他（ ）				
宿泊数	①日帰り	②宿泊（ 泊） →うち屋久島での宿泊日数（ 泊）			
宿泊施設	①観光ホテル	②旅館	③民宿・ペンション	④キャンプ場	
	⑤親戚・知人宅	⑥保養所・研修所	⑦山小屋		
	⑧その他（ ）				
旅行目的（複数回答）	①縄文杉等への登山	②自然体験・観察	③野生の動植物観察		
	④里巡り、農業体験	⑤食べ歩き・グルメ	⑥海水浴・ダ`化`ガ`などのマリ`ガ`		
	⑦サウ`ガ`、キャンプなどアウト`ア```	⑧保養・リゾート	⑨祭り・イベントへの参加		
	⑩買い物	⑪ビジネス出張	⑫帰省・親族訪問		
	⑬その他（ ）				
島内での移動手段	①レンタカー	②観光バス	③路線バス	④タクシー	⑤レンタサイクル
	⑥レンタルバイク	⑦ヒッチハイク	⑧その他（ ）		
立ち寄り拠点 （複数回答）	①縄文杉	②白谷雲水峡	③屋久島総合自然公園		
	④屋久島環境文化村センター	⑤屋久杉自然館	⑥世界遺産センター		
	⑦ヤクスギランド	⑧紀元杉	⑨宮之浦岳	⑩千尋の滝	
	⑪平内海中温泉	⑫湯泊温泉	⑬大川の滝	⑭西部林道	
	⑮屋久島うみがめ館	⑯永田いなか浜	⑰一湊海水浴場		
	⑱志戸子ガジュマル公園	⑲口永良部島	⑳その他（ ）		

問3 消費実態

※家族・グループで利用した場合は、金額を人数で割って、1人あたりの金額をご記入ください

(例：タクシーを4人で3,000円利用の場合 ⇒ 3,000円/4人 = 750円)

団体旅行・バック旅行の方		個人旅行の方	
①バック・ツアー代金	約 _____ 円	①島内での交通費	約 _____ 円
※ツアー代金以外に屋久島で使う金額		②宿泊費	約 _____ 円
②島内での交通費	約 _____ 円	③飲食費	約 _____ 円
③飲食費	約 _____ 円	④土産品・買い物	約 _____ 円
④土産品・買い物	約 _____ 円	⑤入場料・ガイド料	約 _____ 円
⑤入場料・ガイド料	約 _____ 円	⑥その他	約 _____ 円
⑥その他	約 _____ 円	合 計	約 _____ 円
合 計	約 _____ 円		

問4 屋久島観光の期待度と満足度

	期待度 ～旅行前～					満足度 ～旅行後～					
	とても期待していた	やや期待していた	どちらとも言えない	あまり期待していなかった	全く期待していなかった	非常に満足	やや満足	普通	やや不満	非常に不満	利用なし
自然体験・景観（登山、大川の滝等の景観）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
食事（トビウオ・サバ料理等の郷土料理）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
土産品（屋久杉工芸品、さば節、ぼんかん等）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
宿泊施設（ホテル、民宿、ペンション等）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
観光施設（ヤスギランド、環境文化村等）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
乗り物（高速船、フェリー、飛行機、バス等）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
観光ガイド（観光語り部、登山ガイド等）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
屋久島観光の全体	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6

問5 屋久島観光の評価

		非常に満足	やや満足	普通	やや不満	非常に不満	利用なし
自然体験	屋久島での自然体験（登山、沢登り、アトドア体験等）	1	2	3	4	5	6
	登山ガイドのサービス（説明、接客等）	1	2	3	4	5	6
食事	食材や料理など屋久島ならではの特色や魅力を感じる	1	2	3	4	5	6
	食事代金と料理の質とのバランス	1	2	3	4	5	6
土産	屋久杉工芸品など土産品に屋久島ならではの魅力を感じる	1	2	3	4	5	6
	土産品と料金とのバランス	1	2	3	4	5	6
宿泊施設	客室の快適さ	1	2	3	4	5	6
	温泉・売店、アメニティ等の設備充実	1	2	3	4	5	6
	宿泊施設での接客サービス（おもてなし）	1	2	3	4	5	6
乗り物	屋久島までの移動（飛行機、高速船等）の利便性	1	2	3	4	5	6
	屋久島内での移動（バス、レンタカー等）の利便性	1	2	3	4	5	6
	屋久島旅行における交通費	1	2	3	4	5	6
観光施設	屋久島の自然・文化を体験できる観光施設の充実度	1	2	3	4	5	6
	観光施設での接客サービス（おもてなし）	1	2	3	4	5	6
その他	観光案内、案内標識のわかりやすさ	1	2	3	4	5	6
	観光情報や交通情報等の情報発信	1	2	3	4	5	6
	飲食施設、土産品店での接客サービス（おもてなし）	1	2	3	4	5	6
	地元住民のおもてなし	1	2	3	4	5	6

※今回の旅行で特に満足したことや、不満に感じられたこと、屋久島に対するご意見など
具体的にお教えてください

アンケートは以上です
ご協力ありがとうございました

【調査員記入】

調査日	月	日	時刻	時台
調査場所	①屋久島空港		②宮之浦港（高速船）	③安房港（高速船）
	④宮之浦港（フェリー屋久島）		⑤宮之浦港（ハイビスカス）	
行先	①鹿児島	②大阪	③福岡	

(2) 住民向けアンケート調査票

屋久島・口永良部島の観光に関する住民意向アンケート調査

～ ご協力をお願い ～

時下ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、屋久島町の観光振興につきまして、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は世界自然遺産登録地以外にも口永良部島を含めた様々な自然景観や歴史・文化等の資源が存在し、世界に誇れる観光地となっています。この素晴らしい資源を保全・管理しながら観光振興に取り組むことは、これからの地域振興で大変重要と考えます。

つきましては、住民の皆様にはアンケートを行い、住民の視点から観光についてのご意見を賜りたいと存じます。

ご多忙中恐縮に存じますが、本調査にご協力頂きますようお願い申し上げます。

屋久島町 商工観光課

<ご記入にあたって>

ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、個別の回答内容の公表は一切行いませんので、下記の点にご留意の上、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 本調査票は、世帯を代表してお一人ご回答ください。
2. 各設問ごとに該当する番号に○印を付けるか、または該当する内容をご記入ください。
3. 回答した調査票は、平成 26 年 1 月 28 (金) までに最寄りの公民館に設置している回収 BOX、又は最寄りの役場支所、出張所へ提出してください (FAX 又はメールでも可)。
4. 本アンケート等についてご不明な点がございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●屋久島町商工観光課 担当：渡邊^{わたなべ}

TEL : 0997-42-0100 FAX : 0997-42-1505

メール : kankou@yakushima-town.jp

問3 屋久島・口永良部島の観光においてあなたが誇れると思うものは何ですか。あてはまる項目をすべて選んで下さい。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ①世界自然遺産や国立公園に代表される自然風景 | ②小杉谷や硫黄採掘などの歴史文化 |
| ③トレッキングやカヌー・釣りなどの多様なアウトドア体験 | |
| ④水や焼酎、タンカンなどの特産品 | ⑤屋久杉工芸、屋久島焼などの伝統工芸 |
| ⑥屋久杉自然館、ウミガメ館などの観光施設 | |
| ⑦サイクリング屋久島、やくしま森祭等のイベント | ⑧温泉施設 |
| ⑨ホテル、民宿、キャンプ場などの宿泊施設 | ⑩住民、事業者のおもてなし |
| ⑪その他（具体的に： _____） | |

問4 屋久島・口永良部島を訪れた観光客から地域の観光スポット等に関する質問を受けた場合、どの程度回答できますか。

- | |
|-----------------------------------|
| ①島内の施設や観光スポット、店などであれば、ほとんど答えられる |
| ②島内の施設や観光スポット、店などであれば、ある程度答えられる |
| ③自宅近隣の施設や観光スポット、店などであれば、ある程度答えられる |
| ④島内の施設や観光スポット、店などは、ほとんど分からない |

問5 あなたが観光客にお勧めする施設や料理、ポイントをお教えください。

お勧めの施設・ポイント	お勧め理由	お勧め時期
		春・夏・秋・冬

お勧めの食資源・料理	お勧め理由	お勧め時期
		春・夏・秋・冬

お勧めのポイント、土産品	お勧め理由	お勧め時期
		春・夏・秋・冬

問6 今後、屋久島・口永良部島の観光振興を進めていくためには、何が必要であると思いますか（3つまで）。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ①自然景観の魅力向上 | ②歴史・文化資源の活用 |
| ③食べ物、食文化の魅力づくり | ④屋久島・口永良部島ならではの生活文化の資源化 |
| ⑤祭やイベントの充実 | ⑥特産品、土産品の開発 |
| ⑦島内交通手段の充実、利便性向上 | ⑧案内表示等の充実 |
| ⑨観光客向け施設サービスの向上 | ⑩島民と観光客との交流、ふれあい機会の充実 |
| ⑪情報発信、PR活動の充実 | ⑫島全体としてのおもてなしの心の向上 |
| ⑬その他（具体的に： _____） | |

問7 今後、町が観光振興に取り組む上で、重視してもらいたい事項は何ですか（3つまで）。

①自然環境の保全	②新たな観光資源の発掘	③観光施設の老朽化への対応
④新たな特産品・土産品の開発		
⑤島内事業所の連携強化（観光関連事業者間、観光関連事業者と農林水産業者等）		
⑥島民と観光客の交流機会を増やす仕掛けづくり（里めぐりツアーの充実等）		
⑦港や空港の整備充実	⑧島内一体となったガイドの組織化	
⑨案内表示の充実（外国語表記含む）		
⑩その他（具体的に： _____）		

問8 屋久島・口永良部島の観光について、ご意見や改善点、要望等があれば、自由にご記入ください。

【屋久島について】
【口永良部島について】

※最後に、あなたご自身についてお答えください。

性別	①男性 ②女性
年齢	①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上
職業	①会社員・会社役員 ②自営業 ③公務員 ④団体職員 ⑤主婦 ⑥パート・アルバイト ⑦学生 ⑧無職 ⑨その他（ _____ ）
居住地 (校区)	①永田校区 ②一湊校区（吉田、一湊、志戸子） ③小瀬田校区（小瀬田、長峰） ④宮浦校区（宮之浦、楠川、楠川） ⑤安房校区（永久保、船行、松峯、安房、春牧、平野） ⑥神山校区（高平、麦生、原、尾之間） ⑦八幡校区（小島、平内、湯泊） ⑧栗生校区（中間、栗生） ⑨口永良部校区

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
 最寄りの公民館の回収BOX、又は最寄りの役場支所、出張所へ提出ください。
 （FAX、又はメールでも可）

(3) 旅行会社向けアンケート調査票

屋久島観光に関するアンケート調査

問1 屋久島の旅行商品の状況（客層、日程・行程、販売状況等）について教えてください。

【例：シニア層の需要が多く、縄文杉登山を組み入れた3泊4日のプランが最も売れている 等】

問2 屋久島観光における商品価値や魅力は何だと思われますか。

問3 屋久島ツアーや旅行商品を企画する際のポイントは何ですか。

問4 今後の屋久島のツアーや旅行商品の企画の方向性について、選択してください（複数回答可）

①ターゲットにしたい層	①学生（修学旅行含む） ②F1層（20～30代女性） ③M1層（20～30代男性） ④子育て世代家族（30～40代） ⑤中高年（40～50代） ⑥アクティブシニア層（60代以上） ⑦外国人 ⑧その他（ ）
②旅行商品イメージ	①本格的登山ツアー ②沢登り、加-、マツルギヤ-等のアウトドア体験ツアー ③動植物の自然観察ツアー ④世界遺産巡りツアー ⑤秘境巡りツアー ⑥グルメ&温泉ツアー ⑦里巡り等地域の文化・史跡巡りツアー ⑧のんびり滞在・リゾートツアー ⑨その他（ ）
③連携の在り方	①屋久島単独の旅行商品 ②他地域と組み合わせた（連携した）旅行商品（具体的な地域名： ）

問5 今後、屋久島が取り組むべき課題や、重点的に取り組んだ方がよいことは何ですか。

問6 屋久島観光に関し、ご意見・ご要望等ありましたら、ご自由にご記入ください。

会社名		支店・部署名	
住所		ご回答者名	
TEL		E-mail	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
今後とも屋久島観光にご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

(4) 事業所向けアンケート調査票

屋久島の観光による波及効果に関するアンケート調査
～ ご協力のお願い ～

時下ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、屋久島町の観光振興につきまして、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本町には世界自然遺産登録地以外にも様々な自然景観や歴史・文化等の資源が存在し、世界に誇れる観光地となっています。この素晴らしい資源を保全・管理しながら観光振興に取り組むことは、これからの地域振興の視点から大変重要であると考えます。

本アンケート調査は、これからの屋久島観光振興を検討するにあたり、観光客が屋久島町で行った消費関連の支出が、町内事業所の売上や従業員の雇用などにどのような効果を及ぼしているかを調査し、観光による地域への波及効果を把握するとともに、今後の観光振興における施策立案等に役立てることを目的として実施するものです。

つきましては、ご多忙中恐縮に存じますが、本調査にご協力を賜り、出来るだけ正確にご回答くださいますようお願いいたします。

屋久島町 商工観光課

<ご記入にあたって>

ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、個別の回答内容の公表は一切行いませんので、下記の点にご留意の上、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 各設問において該当する番号に○印を付けるか、または該当する内容をご記入ください。
2. 回答した調査票は、同封の返信用封筒にて、平成 26 年 12 月 26 日（金）までにご返送ください。
3. 本調査は屋久島町が鹿児島経済研究所へ委託して実施しています。
4. 本調査等についてご不明な点がございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

屋久島町商工観光課 担当：渡邊
TEL：0997-42-0100 FAX：0997-42-1505
MAIL：kankou@yakushima-town.jp

調査機関：株式会社鹿児島経済研究所 担当：中原
TEL：099-225-7491 FAX：099-226-5975
MAIL：kikaku@ker.co.jp

問 1 貴事業所の概要についてお知らせください

事業所名			
本・支店の別	①本店、本社及び単独事業所	②支店、支社	
業種 ※主な業種 に1つだけ ○を付けて ください	①農林漁業	②鉱業、採石業、砂利採取業	③建設業 ④製造業 ⑤電気・ガス・水道業 ⑥情報通信業 ⑦運輸・郵便業 ⑧卸売業・小売業 ⑨金融・保険業 ⑩不動産業 ⑪物品賃貸業 ⑫宿泊業 ⑬飲食業 ⑭生活関連サービス業 ⑮娯楽業 ⑯教育・学習支援業 ⑰医療・福祉 ⑱その他のサービス業 ⑲その他の業種（ ）
御担当者名		部署名・役職	
連絡先	TEL：	E-mail：	

問2 屋久島の観光について、貴事業所のお考えに近いものを下記の5段階評価の中からお選びください（1つずつ）。

	非常に そう思う	やや そう思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	全く そう 思わない
(1)屋久島の観光に関心（関連）がある	1	2	3	4	5
(2)屋久島にとって観光は重要な役割を果たしている	1	2	3	4	5
(3)今よりも観光客を増やすべきである	1	2	3	4	5
(4)屋久島の観光に事業としてもっと関わりたい	1	2	3	4	5

問3 年間総売上高に占める各経費及び利益の割合を記入してください（合計が100%になるように記入してください）。

科目	売上高に対する比率	記入上の注意
①原材料費	_____ %	原材料費、販売用商品の仕入れ等 【農林漁業】肥料・薬剤・餌代含む 【製造業】加工外注費含む 【交通・運輸業】燃料費含む
②営業経費	_____ %	旅費や通信費、水道光熱費、広告宣伝費、消耗品費等 製品やサービスを提供するに当たり必要となる費用
③人件費	_____ %	役員報酬、従業員や臨時雇用（パート等）の人件費 労務費や福利厚生費も含まれます
④その他経費	_____ %	租税公課、減価償却費、支払利息等
⑤営業利益	_____ %	営業利益
合計	100%=売上高	

問4 各種経費（原材料費、営業経費、人件費）について支払先（購入先）別（町内、県内、県外）のおおよその割合をお知らせください

科目	各種経費の支払先（購入先）の割合			
	a. 町内	b. 県内（町内除く）	c. 県外	合計（a+b+c）
①原材料費	_____ %	_____ %	_____ %	100%
②営業経費	_____ %	_____ %	_____ %	100%
③人件費	_____ %	_____ %	_____ %	100%

問5 原材料費について、仕入金額が多い順に仕入品名と仕入金額（概算）、構成比をお知らせください。

順位	仕入品名	仕入金額（概算）	原材料費に占める構成比
第1位		万円	_____ %
第2位		万円	_____ %
第3位		万円	_____ %

問6 問5の仕入品上位3つについて、支払先（購入先）別（町内、県内、県外）のおおよその割合をお知らせください。

科目	仕入品の支払先（購入先）の割合			
	a. 町内	b. 県内（町内除く）	c. 県外	合計（a+b+c）
第1位仕入品	_____ %	_____ %	_____ %	100%
第2位仕入品	_____ %	_____ %	_____ %	100%
第3位仕入品	_____ %	_____ %	_____ %	100%

問7 問5の仕入品上位3つを屋久島町外から仕入れている事業者にお伺いします。町外からの仕入品について、屋久島町内での調達割合を高めることができますか（1つずつ）。

科目	選択欄		
第1位仕入品	①高められる	②高められない	③わからない
第2位仕入品	①高められる	②高められない	③わからない
第3位仕入品	①高められる	②高められない	③わからない

参考6：屋久島高校生ワークショップの成果（大人に伝えたい100のリスト）

（1）大人に伝えたい100のリスト（2年生）

1. 道に迷っている人がいたら案内する
2. 観光客とあったら笑顔で挨拶する
3. いい観光スポットを教える、屋久島のことで分からないことがあったら教える
4. バスの席を譲る、観光客にバスの行先を教える
5. バスの運転手がもっと親切になる
6. 写真を撮ってあげるようにする
7. 地域行事やイベントに積極的に参加する
8. お店のメニューを英語で書く
9. メニュー表に絵や写真を載せて何の料理が分かり易くする
10. 案内所をつくり、色々な言語を話せる人を常駐させる
11. 屋久島のインフォメーションを設置して、アクセスやお店の情報を伝える
12. すべての国に対応した屋久島のマップアプリをつくる
13. 飛行機をもっと多くの都市と繋ぐようにする
14. 大人は屋久島を良くするために何をしているのかを分かるように教える
15. 居酒屋で大人と一緒に酒を飲む
16. 島での英語学習に力を入れる
17. 家族との時間を増やす
18. 通訳ができるガイドさんの育成をする
19. 外国人の口にあう飲食店をつくる。自分たちもそのお店を知っておく
20. 屋久島の掲示板を増やすようにする
21. 屋久島を紹介する英語のアプリをつくる
22. 屋久島大学（通称屋久大）自然研究科をつくる
23. 若者を呼び込み、地域活性化を実現する
24. 屋久島のマスコットキャラクターをつくる
25. ポイ捨てをしないように登山道などにポイ捨て禁止の看板を設置する
26. 山に登る人数を制限する
27. プールや体育館などスポーツ施設が少ないので作るようにする
28. バスの運転手の態度を良くする
29. あいさつしたら挨拶を返すようにする
30. 交通ルールを守るようにする
31. たばこのポイ捨てを止める
32. バスは到着時間を守る
33. バスは運賃を下げる
34. バスの便数を増やす
35. ごみ削減のためいらぬものを持ち寄ってフリーマーケットをする
36. 人口を増やす
37. 店の営業時間を長くする
38. トッピーで流れるマナービデオを新しく作り直す
39. 観光客に参加してもらい、清掃しながら登山して屋久島の自然の大切さを知るようにする
40. 屋久島に山以外の観光地をつくる
41. 登山規制はせずに入山料を少し下げて、環境保護のためにつかう
42. レンタカーを全部エコカーにする
43. 島外から募金する
44. 山登りのマナーをつくる
45. 海や川に汚染物を流さない
46. 浜・道路などのゴミ拾いをする
47. 地域の祭りを盛り上げるために踊りなどに参加する
48. 夕方に小学生が放送で本を読む

49. 新しく引っ越してきた人がいたら、色々（ごみの分別）教えるようにする
50. I ターンの人たちと仲良くする
51. お店などを増やす
52. エコカーを利用する
53. 山のトイレを綺麗にする
54. ごみの分別（ペットボトルのラベル・キャップ）をする
55. 木の根を踏み荒らさないようにする
56. バイト先を増やすようにする
57. バイトの時給を上げるようにする
58. 水の無駄遣いをしない
59. ガスを使いすぎないようにする
60. 電気を使いすぎないようにする
61. 登山するときは携帯トイレを持っていく
62. 買い物の際はエコバックを持参する
63. コンビニをつくる
64. ジョイフルをつくる
65. デパートをつくる
66. 設備が古いので新しくする
67. 学生が楽しめる場所を増やす
68. 観光客がくつろげるような場所を増やす
69. コケなどを持ち帰らないように呼びかけをする
70. 登山前にルールを説明する
71. 登山者は見つけたごみを拾い、下山するときは登る時よりもきれいにする
72. 登山ルートにごみ箱を設置する
73. 予約の時間を守るようにする
74. どの国の観光客が多いのか調べて、その国の言語をバスの時刻表に載せるようにする
75. 飲食店の前にメニューのサンプルを置く
76. 英語表記のランチメニューをつくる
77. 物価を安くする
78. 外国人と話すときはジェスチャーを取り入れる
79. 困っていたら積極的に話しかける
80. 話すときは笑顔で話す
81. 鹿を減らすようにする
82. 自然に還る原料からできた商品を使う
83. エコバッグを持ち歩く
84. 道にガムを吐かない
85. ごみを見えない場所に捨てない
86. エコカー購入時の補助金を増やす
87. 山の植物についてやってはいけないことを島以外の人に知ってもらう
88. 外でごみを燃やさない
89. 登山道を歩く
90. 山にごみ箱を設置するシステムをつくる
91. 乗る時に整理券を取るなどのバスのマナーを教える
92. 13 時台のバスを増やす
93. スポーツなどの習い事をするところをつくる
94. ゲームセンターを設置する
95. 屋久島の掲示板を増やす
96. 外国人に話しかけられたら怖がらずに話をする
97. ランチメニューの料金を店の外に張り出す
98. 就職したら親に旅行をプレゼントをする
99. 島を出たら、家族と毎日メールや電話をする
100. 運動会や夏祭りなど観光客を屋久島の行事に招待する

(2) 大人に伝えたい 100 のリスト (3 年生)

1. 英訳が出来る人と仲良くなるようにする
2. 困っている人がいたら積極的に話しかけるようにする
3. ルールを守るようにする
4. 車の飛び出しをやめる
5. 挨拶をする
6. 飲食店の看板が日本語ばかりなので、英語の看板を取り付けるようにする
7. 街灯を増やすようにする
8. 高齢者には、歩行者用の信号がすぐに変わるので危険なので注意をする
9. 島だけの考え方をする人を変えるようにする
10. きれいな水を汚さないようにする
11. 自然を壊さないようにする
12. 屋久島にしかない植物(絶滅危惧種、動物)を保護する
13. 外国人向けの看板を設置(英語、韓国語、スペイン語、中国語)する
14. 観光客に対する屋久島でのルールを載せたガイドブックをつくる
15. 外国人相手のガイドを増やすようにする
16. 外国人の人が分かり易い宿や飲食店を増やすようにする
17. バスの運転手はもっと英語を話せるようにする
18. ごみを捨てないように町中にごみ箱を設置する
19. 山道の荒廃対策として、観光スポットを広告して観光客を効率的に分散させる
20. 自然を守るための資金を集める
21. トロッコの再稼働をする
22. 未来のために山道の整備をする
23. 定期的に地域で海のゴミ拾いをする
24. 挨拶を返すようにする
25. タバコを捨てないようにする
26. 特産品のブランド化をする
27. 交通機関の充足をする
28. トッピー、ロケットの時間を見直す
29. 交通、道路、山道の整備をする
30. 世界遺産にこだわり過ぎず、癒しを与える町づくりをする
31. ご当地ヒーローをつくる
32. 都会人の呼び込みをする
33. 固定客を獲得するための専門的な事業展開(釣りなら釣りに絞る)をする
34. 世界遺産同士のイベント開催をする
35. ご当地グルメの開発をする
36. 外国人の受け入れ態勢を良くする
37. 目玉施設の整備をする
38. 観光客にも地元の人にも役立つお店をつくる
39. レジャー施設の設置をする
40. 釣り人のマナー向上をする
41. なるべく、バス、自転車、徒歩で移動する
42. 無駄に木を伐採しないようにする
43. 廃墟や荒地などの再生、利用をする
44. 外来種を連れ込まないようにする
45. パンフレットを港や空港、ホテルに設置する
46. 屋久島を楽しんでもらい、交流もできるので観光客へのおもてなし活動をする
47. 困っている観光客に出来る限りの説明をする
48. ネットや窓口でホームステイできる家庭を紹介する
49. コミュニケーションが取れるので、観光客も参加できる祭りを増やす
50. 外国人にもしっかりと挨拶をする
51. 聞かれたら道案内をしっかりする

52. バスの整理券の仕組みを定着させる
53. 島民の島民による一日散歩ツアーをする
54. 1人での観光客に自ら話しかける
55. 道案内は細かく丁寧にする
56. 観光客に郷土料理をふるまう
57. カフェなど観光客がゆっくりできるところを紹介する
58. 食事処のメニューが店に入る前に分かるように写真を貼っておく
59. 困っている観光客がいたらパンフレットを渡す
60. 道ですれ違ったら挨拶をする
61. 観光バスが通ったら笑顔で手を振る
62. CO₂の排出を抑える努力をする
63. 募金を集めて自然保護のために使う
64. 無駄に木を切らない
65. リサイクルできるものは繰り返し使う
66. みんなでエコを心がける
67. 森林を残すために島民が年に何回か木の苗を植える
68. 電気自動車に乗る
69. 新しいマスコットキャラクターを作る
70. 屋久島に有名人を呼ぶ
71. 街灯を増やす
72. 海の中が見えるように海中トンネルを作る
73. TVやCMでもっと屋久島を取り上げる
74. 本土に屋久島の特産品を売って儲けるようにする
75. まるりんをもっと全面的に出して宣伝をする
76. 遊べる場所やお店を増やす
77. 観光客と一緒に登山をする（もののけの森、宮之浦岳など）
78. 英語を話せるガイドをつける
79. 写真を一緒に撮る
80. 親切に道案内をする
81. お茶を提供するおもてなし活動をする
82. 鹿を減らすために食べる
83. 近いところはなるべく歩いて車を使わないようにする
84. あまり火を燃やさないようにする
85. 電気自動車の導入をする
86. 川や海を汚さないようにする
87. 島民全員でゴミ拾いをする
88. 横断歩道をもっと作る
89. 様々な交通機関の料金をもっと安くする
90. いくつかファミレスをつくる
91. 環境保全に努める
92. もっとアピールできるポイントをつくる
93. バスをもっと増やす
94. 挨拶をしても無視をしないようにする
95. 自然を豊かにする
96. 同じ場所を何回も無駄な工事は止める
97. 休憩所が少ないので増やす
98. 公園などの遊び場を増やす
99. バスの本数が1時間1～2便しかないので増やす
100. タクシーの料金を安くする

参考7：世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金（以下「協力金」という。）による寄附活動を通じ、屋久島に関係する個人・団体が屋久島の環境保全に協働して取り組むために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この協力金制度は、世界自然遺産地域をはじめとする屋久島の山岳部の自然環境を将来にわたって保全するため、山岳部に入山する者や自然環境保全の取組に賛同する者の協力により、トイレや登山道等の利用施設の維持管理と、安心して安全な自然体験の環境整備を行うことを目的とする。

(対象者)

第3条 協力金を求める対象者は、屋久島の世界自然遺産地域に登録されている奥岳をはじめ、山岳地域に入山しようとする者及びこの制度に賛同する者とする。

(実施期間)

第4条 協力金の収納を行う現地の事務は、毎年3月1日から11月30日の期間とする。なお、その他の方法による収納は年間を通じて実施する。

(方法)

第5条 協力金の収納は次のいずれかの方法により、実施する。

- (1) 現地での収納
- (2) 交通機関の車賃に併せた収納
- (3) その他振り込み等による収納

(金額)

第6条 一人あたり協力金の金額は、日帰り利用者は1,000円、山中で宿泊する利用者は2,000円を基本とする。

2 前項に規定する金額以外の金額も収納する。

(基金の設置)

第7条 収納した協力金を適正に管理するため、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(会計年度)

第8条 この基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(運用益金の処理)

第9条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第10条 基金は、次に掲げる事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

- (1) 山岳トイレの維持管理経費

- (2) 携帯トイレブースの維持管理経費
- (3) 登山道（トロッコ道も含む）の点検及び軽微な補修費
- (4) 山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費
- (5) 奥岳をはじめ山岳地域の普遍的価値を損なわないマナーや利用ルールの啓発にかかる経費
- (6) 協力金の収納にかかる経費及び事務局経費
- (7) 町道荒川線のマイカー規制等に係る経費
- (8) その他山岳部の自然環境を良好に保全する経費

(収納事務に係る指定事務機関)

第 11 条 町長は、指定する者（以下「指定事務機関」という。）に、第 5 条に規定する収納事務等の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定事務機関の指定（以下「指定」という。）は、収納事務等を行おうとする者の申請に基づき町長が審査し、決定することにより行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第 1 項の指定を受けることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、法の規定により刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者
- (5) 第 12 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
- (6) 法人及び団体等であって、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 町長は、第 2 項の指定をするときは、その旨を公示しなければならない。

(指定事務機関の遵守事項)

第 12 条 指定事務機関は、毎会計年度の経過後 3 月以内に、その会計年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、町長に提出しなければならない。

2 指定事務機関は、町長の許可を受けなければ、その収納事務等の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 町長は、指定事務機関が前項の許可を受けてその収納事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定事務機関が天災その他の事由により収納事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その収納事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(秘密保持義務等)

第 13 条 指定事務機関の職員は、収納事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定事務機関に対する監督命令等)

第 14 条 町長は、指定事務機関に対し、収納事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 町長は、指定事務機関が第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき、前項の規定による命令に違反したとき、その他収納事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、

指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第 15 条 町長は、指定事務機関に対し、その立入承認関係事務に関し報告を求め、又は職員に、指定事務機関の事務所に立入り、指定事務機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は質問させることができる。

(広報活動等)

第 16 条 町長は、広報活動等を通じて、できるだけ多くの者の理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 協力金にかかる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、町長が規則で定める日から施行する。

(屋久島町山岳部保全基金条例を廃止する条例)

2 屋久島町山岳部保全基金条例(平成 20 年屋久島町条例第 28 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、廃止前の屋久島町山岳部保全基金条例の規定により納入された屋久島山岳部保全協力金は、この条例に規定する世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金として納入されたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の屋久島町山岳部保全基金条例の規定により設置されていた屋久島町山岳部保全基金は、この条例の規定により設置される世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金に繰り入れるものとする。

参考8：屋久島公認ガイド利用推進条例

（目的）

第1条 この条例は、屋久島町においてガイドの資質の向上と業務の適正な運営を確保するため、屋久島町長が認定する屋久島公認ガイドの利用を推進する屋久島町独自のガイド制度に必要な事項を定め、安心安全な自然体験を提供し、屋久島町の自然特性、歴史及び伝統文化の理解と紹介によって、保全と活用の調和による地域づくりの価値や魅力を発信するとともに、エコツーリズムによる観光振興及び世界自然遺産を擁する自然資源の価値を後世に引き継ぐ環境保全を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において屋久島公認ガイドとは、屋久島公認ガイドの名称を用いて、主に屋久島及び口永良部島において利用者に付き添って、有料で案内したり解説したりする者をいう。

（欠格事由）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、屋久島公認ガイドとなることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 第12条第3項の規定により認定を抹消され、当該公認の抹消の日から起算して2年を経過しない者

（認定資格等）

第4条 屋久島公認ガイドになるには、町長が別に定める事項について認定を受けなければならない。

2 屋久島公認ガイドの認定の有効期間は、屋久島町エコツーリズム推進協議会の認定期間とする。

3 前項の有効期間の満了後、引き続き屋久島公認ガイドとなろうとする者が、前項の有効期間の満了の日までにその申請に対する認定又は認定の拒否の処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（認定の申請）

第5条 前条第1項又は第3項の規定により認定を受けようとする者（次条から第8条において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、申請書を町長に提出しなければならない。

（認定の実施）

第6条 町長は、前条の規定による公認申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により公認をしない場合を除き、遅延なく屋久島公認ガイド一覧簿に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定による認定をしたときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(認定の拒否)

第7条 町長は、申請者が屋久島公認ガイドとなる資格を有せず、又は心身の障害により屋久島公認ガイドの業務を適正に行うことができない者であると認めたときは、認定しないことができる。

2 町長は、前項の規定により認定を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知するとともに、申請者の求めがあったときは申請者の意見を聴取しなければならない。

3 町長は、第1項の規定の適用にあたっては、屋久島町エコツーリズム推進協議会屋久島ガイド登録認定制度審査部に意見を聴取することができる。

(公認証)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による認定をしたときは、申請者に対し、屋久島公認ガイド公認証（以下「公認証」という。）を交付するものとする。

2 公認証には、次の事項を記載するものとする。

(1) 認定又は認定更新の年月日及びその有効期限並びに公認番号

(2) 屋久島公認ガイドの氏名、生年月日及び住所

(3) その他規則で定める事項

(遵守事項)

第9条 屋久島公認ガイドがその業務を行おうとするときは、利用者に対し、公認証を提示しなければならない。

(変更の届出等)

第10条 屋久島公認ガイドは、公認証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

2 屋久島公認ガイドは、前項の届出をするときは、当該届出に公認証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(公認証の再交付)

第11条 屋久島公認ガイドは、公認証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、規則で定めるところにより、公認証再交付申請書を町長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(認定の抹消等)

第12条 町長は、屋久島公認ガイドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を抹消しなければならない。

(1) その業務を廃止した場合

(2) 死亡した場合

(3) 第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する者となった場合

(4) 心身の障害によりその業務を適正に行うことができないと認められる場合

(5) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合

2 屋久島公認ガイドが前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなったときは、屋久島公認ガイド若しくはその法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、屋久島公認ガイドが第15条の規定に違反したときは、その認定を抹消し、又は情状

により期間を定めて屋久島公認ガイドの名称の使用の停止を命ずることができる。

4 町長は、第1項第3号から第5号及び前項の規定の適用にあたっては、屋久島町エコツーリズム推進協議会の屋久島ガイド登録認定制度審査部に意見を聴取することができる。

(屋久島公認ガイドの周知等)

第13条 町長は、屋久島公認ガイド及び制度に関し、その周知を図るとともに、その活用の機会を確保しなければならない。

2 町長は、屋久島公認ガイドの業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(屋久島公認ガイドの努力義務等)

第14条 屋久島公認ガイドは、その業務に関する知識及び技能の水準の維持向上に努めなければならない。

2 屋久島公認ガイドは、利用者の安心と安全を最優先する。

3 屋久島公認ガイドは、利用者の求めに応じ、屋久島の魅力の増進に資する良質なサービスの提供に努めるものとする。

4 屋久島公認ガイドは、屋久島の価値の維持及び拡大のため、自然資源を利用する際は野生動物及び自然環境に配慮するものとする。

5 屋久島公認ガイドは、規則で定める各ツアーの最大催行人数を守るよう努めるものとする。

(信用失墜行為等の禁止)

第15条 屋久島公認ガイドは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公認証を他人に貸与すること。

(2) 屋久島公認ガイドの利用を強要すること。

(3) 特別の理由があると認められる場合を除き、案内に係る所定の料金以外の金品を請求すること。

(4) 自然環境の保全に関する法令の規定に違反する行為をすること。

(5) 自己の過失等による重大な事故を起こすこと。

(6) 利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等を改善しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、屋久島公認ガイドの信用又は品位を傷つける行為をすること。

(名称の使用制限)

第16条 屋久島公認ガイドでない者は、屋久島公認ガイド又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。